
青森県内における成年後見事件の概況調査結果

目 次

1	青森県内全域を対象とする成年後見制度利用に関する実態調査 その趣旨目的・調査概要についてのご説明	• • • • • • • • • • • • • • • • p. 1
2	東北地方の人口動態統計	• • • • • • • • • • • • • • • • p. 7
3	調査結果	• • • • • • • • • • • • • • • • p. 12
(1)	福祉事業所への調査	• • • • • • • • • • • • • • • • p. 12
(2)	家庭裁判所への調査	• • • • • • • • • • • • • • • • p. 26
(3)	市町村への調査	• • • • • • • • • • • • • • • • p. 42
(4)	市町村社会福祉協議会への調査	• • • • • • • • • • • • • • • • p. 63
(5)	基幹的社会福祉協議会への調査	• • • • • • • • • • • • • • • • p. 86
(6)	専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）への調査	• • • • • • • • • • • • • • • • p. 93

1 青森県内全域を対象とする成年後見制度利用に関する実態調査 その趣旨目的・調査概要についてのご説明

(1) はじめに

この度、青森県弁護士会では、全国でも3例目、東北地方では初めて、成年後見制度利用の需要と受け皿の実態に関する、県内全域を対象とする大規模調査を実施しました。

本章では、東北地方の全域において成年後見制度の利用促進を早急に図るべき現状にあることを統計から示した上で、当会が今回の調査を実施した経緯及び調査の概要についての説明をしていきます。

(2) 東北地方における成年後見制度利用促進の必要性に関する現状

ア 高齢化の状況

「平成29年版高齢社会白書」（内閣府）によると、我が国の総人口に対する65歳以上人口の割合（高齢化率）は27.3%にも上ります。将来的には、総人口が減少する中で、高齢化率はより上昇するといわれています。

東北地方についてみると、最も低い宮城県（25.7%）を除く全県で全国平均を上回る高齢化率でした。秋田県が最も高く33.8%にも上ります。

県名	総人口 (千人)	65歳以上人口 (千人)	高齢化率 (%)
青森県	1,308	391	30.1
岩手県	1,280	387	30.4
宮城県	2,334	588	25.7
秋田県	1,023	343	33.8
山形県	1,124	344	30.8
福島県	1,914	542	28.7
全国	126,933	34,591	27.3

（「平成29年版高齢社会白書」から引用。なお、県別の数値は平成27年総務省「国勢調査」、全国の数値は総務省「人口推計」平成28年10月1日（確定値）に基づく。）

イ 認知症有病率の将来推計

平成 30 年 4 月「成年後見制度の現状」(厚生労働省) が引用する「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(九州大学二宮教授) によれば、長期縦断的な認知症の有病率調査を行っている久山町研究のデータに基づくと、65 歳以上の高齢者の認知症の有病率推計は、2025 年には、各年齢層の認知症有病率が一定と仮定した場合は 19.0%、認知症有病率が糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合は 20.6% に上ると推計されています。

同じく「成年後見制度の現状」で引用される平成 25 年筑波大学発表の研究報告によると、2012 年における認知症の有病者は 462 万人であり、これに認知症有病率推計を当てはめると、2025 年の認知症有病者は約 700 万人にも上ると推計されています。

ウ 成年後見制度の利用者数の推移

「成年後見関係事件の概況－平成 29 年 1 月～12 月－」(最高裁判所事務総局家庭局) によると、成年後見制度の利用者数は平成 24 年 166,289 人から、平成 29 年 210,290 人と増加傾向にあります。

毎年の申立件数についてみると、平成 24 年 34,342 件から、平成 29 年 35,737 件という推移であり、申立件数は増加傾向が明らかではありません。他方で、このうち市町村長申立件数は、平成 24 年 4,543 件 (13.2%) から平成 29 年 7,037 件 (19.8%) と増加傾向が見られます。

東北地方についてみると、福島県が申立件数及び市町村長申立件数ともに最も多く、申立件数 410 件に対して市町村長申立件数は 155 件 (37.8%) でした。他方、申立件数及び市町村長申立件数とも最も少ないのが秋田県であり、申立件数 163 件に対して市町村長申立件数は 23 件 (14.1%) でした。県による制度利用の差異が相当に大きいことがわかります。

県名	市町村長申立件数	県ごとの申立総数	総数に占める割合
青森県	119 件	323 件	36.8%
岩手県	44 件	281 件	15.7%
宮城県	81 件	394 件	20.6%
秋田県	23 件	163 件	14.1%
山形県	85 件	232 件	36.6%
福島県	155 件	410 件	37.8%
全国	7,037 件	35,486 件	19.8%

(「成年後見関係事件の概況」及び「成年後見制度の現状」から引用)

エ 小括

このように、我が国、そして東北地方においては、高齢化率、認知症有病率ともに上昇の一途をたどっているという状況にあり、判断能力が不十分な高齢者障害者の権利を擁護する制度である成年後見制度の需要がより拡大していくことが推測されます。

他方で、高齢化率や認知症有病率の数と比較すると、成年後見制度の利用状況は一見して少なく、利用促進のための策が何かしら求められる、ということを読み取ることができます。

(3) 本調査を実施した経緯と趣旨目的

ア 八戸圏域における先行調査

平成29年、青森県八戸市を中心とする八戸圏域連携中枢都市圏において、成年後見制度の需要に関する実態調査が実施されました。この先行調査は、法テラス八戸法律事務所に赴任していた水島俊彦弁護士を始めとして、八戸圏域を構成する8市町村の高齢者障害者担当部署の職員が中心となりプロジェクトチームを発足させ、実施したものです。

この先行調査は、水島弁護士が法テラス佐渡法律事務所に赴任中に実施した後見ニーズ調査「佐渡・新潟モデル」をベースにしています。「佐渡・新潟モデル」とは、主に「判断能力が不十分」かつ「一定類型（日常的な金銭管理が困難・医療福祉サービス利用が進まない等10類型）に該当することにより、現に生活に支障が生じている」者を、成年後見制度利用の需要がある「要支援者」と定義して（なお、介護保険法上の要支援者とは定義が異なります）、地域内の福祉・医療機関等の関係機関に対して「要支援者」の人数などを調査するものです。

先行調査の結果、八戸圏域の人口は約33万人に対して、少なくとも1,000人以上が成年後見制度の利用を要する要支援者に該当し、うち4分の1の要支援者には協力可能な親族がおらず成年後見制度利用のため行政の手続面での支援を必要とすること、また、4分の1の要支援者は経済的に困窮していて成年後見制度利用のため行政の経済的な支援を要するという状況にあるという実態が明らかになりました。この先行調査によって、八戸圏域では、申立拡大支援、経済的支援、受け皿拡大のための支援のいずれも早急に推進される必要があることが示されました。

（なお、八戸圏域における先行調査の結果は、八戸市市民後見推進協議会ホームページ等で公開されています）

イ 本調査の趣旨目的

青森県弁護士会が実施した本調査は、八戸圏域で実施された先行調査に影響を受けて、その調査範囲を県内全域に広げ、また、調査対象も需要調査だけでなく、行政による支援の状況や、現状の専門職の受け皿、市民後見人や法人後見といった受け皿の拡大状況も含めた、青森県内の成年後見制度利用に関する具体的な実態を把握し、今、この地域において、成年後見制度利用促進を図るためにどのような施策を優先して推進すべきかを検討するための基礎資料とすることを趣旨目的としています。

たとえば、調査の結果によって、親族申立てへの支援の拡充が優先、あるいは本人や後見人への経済的援助が優先、むしろ市民後見人の活躍の場の拡大こそが最優先だ、などというように、その地域の実情に応じて、促進すべき施策は異なってくると思われます。

なお、本調査はあくまでも青森県内全域を対象とするもので、東北地方の他の県にはそれぞれの地域特性があるため、本調査により浮かび上がる課題の全てが東北地方全体に共通するものとは限らないかもしれません。

とはいっても、東北地方は、高齢者障害者、特に高齢者の割合が増加の一途をたどっているという共通の問題を抱えています。また、高齢化率に比べて成年後見制度が積極的に活用されていない地域も多くみられます。そのため、本調査は、東北地方の各地において成年後見制度の活用の仕方を考えるきっかけの一つとして、十分な役割を果たすものと期待しています。

(4) 本調査の概要

ア 福祉事業所向けアンケート

福祉事業所向けアンケートは、青森県内全域の高齢者・障害者福祉事業所を調査対象として、「判断能力が不十分」かつ「現に生活に支障が生じている」者、すなわち成年後見制度利用の需要がある「要支援者」の人数や、要支援者の障害類型・年齢・収入・身寄りの有無といった属性について調査するものです。

また、事業所が成年後見制度利用の準備・検討に関わる際の相談先や準備・検討の支障についても調査しています。

イ 家庭裁判所向けアンケート

家庭裁判所向けアンケートは、青森家庭裁判所を調査対象として、青森県内における成年後見制度の利用者数、年間の申立件数、本人や申立人の属性、後見人の属性などを調査するものです。

ウ 市町村向けアンケート

市町村向けアンケートは、青森県内全域の市町村の高齢者障害者担当部署を調査対象として、成年後見制度利用支援事業（申立費用や後見人等報酬を助成する制度です）の整備状況や実施状況、成年後見制度の普及啓発状況、市町村長申立ての実績、市民後見人の養成・活用状況、法人後見の実施状況を調査するものです。

エ 社会福祉協議会向けアンケート

社会福祉協議会向けアンケートは、青森県内全域の市町村の社会福祉協議会を調査対象として、法人後見事業の実施状況、未実施の社会福祉協議会については準備・検討状況、法人後見監督を実施している社協についてはその実施状況を調査するものです。

また、日常生活自立支援事業を実施している社協に対しては、事業利用者の属性・成年後見制度への移行の必要性、要移行者については収入・年齢・障害・第三者後見人の必要性なども調査しています。

オ 専門職向けアンケート

専門職向けアンケートは、青森県内全域の弁護士・司法書士・社会福祉士といった法律・福祉専門職を調査対象として、成年後見人等の受任状況、今後の受任可能件数、受任可能地域、後見人等報酬に対する意識、成年後見制度申立て・受任にあたっての支障、成年後見人等の受け皿不足に対する認識などを調査するものです。

(5) 本報告書における「障がい（者）」等の表記について

「障がい（者）」等の表記について、本報告書では、固有名詞を除き、報告書作成時点の法令等の表記に準拠することとして、「障害（者）」を使用しています。

なお、「障がい者」等の表記について、日本弁護士連合会の見解は以下のとおりです。

『「障害者」を「障がい者」、「障害」を「障がい」と表記することについては、これを相当とする意見、これを不相当とする意見があり、そのいずれかに統一することができません。当連合会の文書では、各方面の意見に基づき、「障がい者」、「障がい」の表記を使用することがありますが、これに統一するものでも、その使用を推奨するものではありません。』

(6) 実態調査実施のご協力に対する御礼

本調査は、以下に記載した方々を始めとする数多くの方のご協力なしには実施することができませんでした。この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

ご協力者様一覧（敬称略・順不同）

八戸市市民後見推進協議会

八戸圏域市民後見拡充プロジェクトチーム

八戸市成年後見センター（社会福祉法人八戸市社会福祉協議会）

社会福祉法人青森県社会福祉協議会

青森県健康福祉部高齢福祉保健課

青森県健康福祉部障害福祉課

青森市福祉部高齢者支援課

青森市福祉部障がい者支援課

青森市浪岡事務所健康福祉課

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会

埼玉弁護士会 水島俊彦 弁護士

青森県立保健大学健康科学部社会福祉学科 石田賢哉 准教授

青森県司法書士会

公益社団法人青森県社会福祉士会

2 東北地方の人口動態統計

(1) 高齢者人口の増加

ア 我が国の総人口と高齢化の進展

総務省統計局の推計によると、平成 29 年 10 月 1 日現在の我が国の総人口は 1 億 2670 万 6000 人で、前年に比べ 22 万 7000 人 (0.18%) の減少となり、23 年以降、7 年連続で減少している。

年齢別の人口をみると、15 歳未満人口は 1559 万 2000 人で前年に比べ 18 万 8000 人の減少、15~64 歳人口は 7596 万 2000 人で前年に比べ 60 万人の減少となったのに対し、65 歳以上の高齢者人口は 3515 万 2000 人で前年に比べ 56 万 1000 人の増加となった。

高齢者人口は、昭和 25 年 (4.9%) 以降一貫して上昇が続いている。高齢者人口の総人口に占める割合（以下「高齢化率」という。）は、昭和 25 年には総人口の 5% に満たなかったが、昭和 45 年に 7% を、平成 6 年には 14% を超え、その後も上昇を続け、平成 29 年には 27.7% と過去最高となった。

なお、働き手の中核となる生産年齢人口（15~64 歳）の割合は、平成 4 年 (69.8%) にピークとなり、その後は低下を続け、60.0% となった。

イ 東北 6 県の総人口・高齢化率について

人口増減率を都道府県別にみると、増加は 7 都県となっており、東京都が 0.73% と最も高く、東京圏への一極集中が続いている。一方、減少は 40 道府県となっており、減少率が最も高い秋田県 (-1.40%) に次いで、青森県 (-1.16%)、岩手県 (-1.04%)、山形県 (-1.03%) となっており、福島県 (-0.97%)、宮城県 (-0.29%) も含め、東北 6 県全てで全国平均 (-0.18%) を上回る。

そして、東北 6 県全体の高齢化率は、全国平均を上回る 30.7% である。

秋田県が 35.6% と全国で最も高く、山形県 32.2%、岩手県 31.9%、青森県 31.8%、福島県 30.2%、宮城県 27.2% と宮城県を除き全国平均よりも高い値となっている。

ウ 将来的な高齢化の進展について

「日本の将来推計人口（平成 30 年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）によると、我が国の総人口は今後も長期にわたって減少が続き、平成 42 年からは、全都道府県で総人口が減少するようになる。

そして、高齢化率は、今後一貫して増加することとなり、平成 57 年には全都

道府県で30%を超え、全国平均で36.8%となる。

東北6県においては、平成57年の総人口は、620万2191人で、27年に比べて約278万人（約31.0%）の大幅減となる見通しである。

また、高齢化率は、秋田県が全国で最も高く50.1%であり、青森県46.8%、岩手県43.2%、宮城県40.3%、山形県43.0%、福島県44.2%と東北6県全てで全国平均を上回ると推計されている。

エ このように我が国においては、総人口が徐々に減少するなかで、高齢者人口は増加し、高齢化率は上昇を続け高齢化が進展している。

そして、東北地方については、現時点においても顕著に高齢化が進展しており、将来的にもこの傾向は続くものといえる。

(2) 高齢者の姿と取り巻く環境

ア 「平成29年版高齢社会白書」（内閣府）によると、平成27年現在、65歳以上の高齢者のいる世帯は2372万4000世帯であり、全世帯（5036万1000世帯）の47.1%を占める。そのうち「夫婦のみの世帯」が一番多く31.5%となっており、「単独世帯」26.3%と合わせると高齢者のいる世帯全体の過半数を占める。

また、高齢者について子供との同居率をみると、昭和55年にはほぼ7割であったものが、平成27年には39.0%となっており、子供と同居する高齢者の割合は大幅に減少している。

イ 高齢者の健康に関し、我が国における認知症高齢者数は、平成24年で462万人と、65歳以上の高齢者の約7人に1人（有病率15.0%）と推計されている。認知症患者数は高齢化の進展に伴いさらに増加が見込まれており、37年には約5人に1人になるとの推計もある。

また、介護保険制度に要介護又は要支援の認定を受けた高齢者は平成26年度末で591万8000人であり、平成15年度末から221万4000人増加している。

ウ 犯罪による高齢者の被害の状況について、高齢者の刑法犯被害認知件数をみると、平成14年にピークを迎えて以降、近年は減少傾向にあるが、高齢者が占める割合は、27年は13.8%と、年々増加傾向にある。

平成28年中の振り込め詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺の総称）の被害者を見ると、60歳以上の割合は83.2%であり、オレオレ詐欺の被害者に限ると98.6%となっており、特に70歳以上の女

性はオレオレ詐欺被害者の 71.7%を占めている。また、還付金等詐欺の被害者についても、60 歳以上の割合は 97.7%となっており、特に 70 歳以上の女性は 54.3%を占めている。

(3) 成年後見制度の利用促進の必要性

成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより、財産の管理又は日常生活等に支障がある者を支える重要な手段である。

我が国は、人口減少・高齢化率上昇という問題を抱えており、この傾向は東北地方においてより顕著であるといえる。

そして、高齢者においては、認知症などの病気・加齢に伴う判断能力の低下により財産の管理又は日常生活等に支障が生じ、犯罪被害者となることも多い。また、親族とのつながりが希薄となっていることから家族の十分なサポートが望めず、社会的に孤立することも予想される。

そこで、判断能力が不十分な高齢者障害者の権利を擁護する制度である成年後見制度の需要がより拡大していくことが推測され、成年後見制度利用促進のための策を何かしら講じていく必要がある。

以上

(参考) 青森県・各種データ

ア 面積 9,646 km² (全国第8位)

人口密度 135.6 人/km² (全国41位) (「平成27年国勢調査」(総務省統計局))

イ 市町村数 10市 22町 8村

総人口 1278千人 (男600千人 女678千人)

年齢別総人口 高齢化率31.8%

・15歳未満 141千人 (男72千人 女69千人)

・15~64歳 731千人 (男362千人 女368千人)

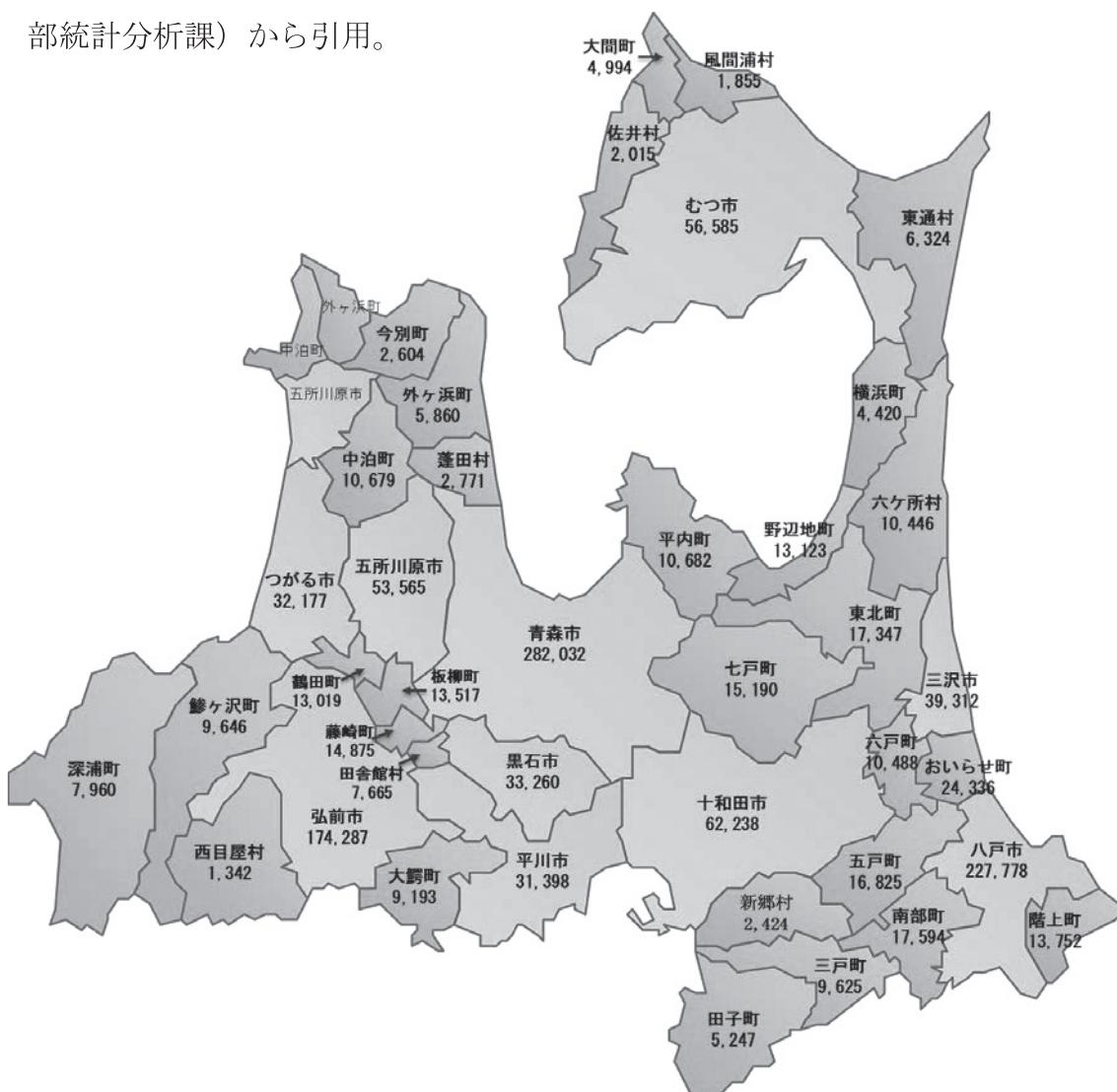
・65歳以上 407千人 (男166千人 女241千人)

(うち75歳以上) 208千人 (男74千人 女134千人)

(「人口推計(平成29年10月1日現在)」(総務省統計局)から引用。)

ウ 青森県の地図・市町村別推計人口

総人口は、「青森県の人口推計(平成29年10月1日現在)」(青森県企画政策部統計分析課)から引用。



エ 青森県内の推計人口と高齢化率

「日本の将来推計人口（平成30年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）から引用。

市町村	総人口（人）			2015年の総人口を100としたときの総人口の指数			総人口に占める65歳以上人口の割合（%）		
	2015年	2030年	2045年	2015年	2030年	2045年	2015年	2030年	2045年
青森市	287,648	239,472	183,528	100.0	83.3	63.8	28.5	38.0	47.7
弘前市	177,411	151,287	120,920	100.0	85.3	68.2	29.4	36.3	42.7
八戸市	231,257	201,803	162,127	100.0	87.3	70.1	27.9	36.6	44.9
黒石市	34,284	27,468	20,340	100.0	80.1	59.3	29.7	38.4	45.3
五所川原市	55,181	43,527	31,867	100.0	78.9	57.7	31.7	42.1	50.8
十和田市	63,429	53,692	41,907	100.0	84.6	66.1	29.8	40.1	48.2
三沢市	40,196	34,956	28,757	100.0	87.0	71.5	23.7	31.1	38.7
むつ市	58,493	49,015	37,851	100.0	83.8	64.7	29.8	38.0	44.2
つがる市	33,316	22,900	14,491	100.0	68.7	43.5	34.6	48.1	59.5
平川市	32,106	26,245	20,154	100.0	81.7	62.8	31.4	38.4	44.4
平内町	11,142	7,834	4,846	100.0	70.3	43.5	35.4	48.3	55.8
今別町	2,756	1,609	798	100.0	58.4	29.0	50.5	65.8	72.8
蓬田村	2,896	2,183	1,477	100.0	75.4	51.0	37.7	48.8	54.8
外ヶ浜町	6,198	3,773	2,024	100.0	60.9	32.7	45.7	59.6	70.0
鰺ヶ沢町	10,126	6,647	3,959	100.0	65.6	39.1	39.8	54.4	64.9
深浦町	8,429	5,278	2,956	100.0	62.6	35.1	44.8	57.7	69.3
西目屋村	1,415	953	611	100.0	67.3	43.2	37.9	43.8	49.4
藤崎町	15,179	12,460	9,522	100.0	82.1	62.7	30.5	38.3	45.2
大鰐町	9,676	6,225	3,649	100.0	64.3	37.7	38.8	50.0	58.9
田舎館村	7,783	6,259	4,618	100.0	80.4	59.3	32.0	39.5	45.3
板柳町	13,935	9,917	6,428	100.0	71.2	46.1	34.0	44.7	55.3
鶴田町	13,392	10,665	7,940	100.0	79.6	59.3	32.8	40.9	49.1
中泊町	11,187	7,090	4,021	100.0	63.4	35.9	38.4	53.0	63.0
野辺地町	13,524	10,735	7,829	100.0	79.4	57.9	33.8	44.3	52.0
七戸町	15,709	11,843	8,227	100.0	75.4	52.4	36.2	47.5	54.6
六戸町	10,423	9,591	8,278	100.0	92.0	79.4	31.3	37.3	42.6
横浜町	4,535	3,479	2,517	100.0	76.7	55.5	36.4	43.4	50.2
東北町	17,955	14,329	10,657	100.0	79.8	59.4	33.8	44.0	50.4
六ヶ所村	10,536	8,791	6,955	100.0	83.4	66.0	23.2	30.0	34.3
おいらせ町	24,222	22,992	20,275	100.0	94.9	83.7	24.8	33.1	40.4
大間町	5,227	3,782	2,520	100.0	72.4	48.2	29.7	41.0	50.2
東通村	6,607	5,199	3,778	100.0	78.7	57.2	30.9	40.0	46.9
風間浦村	1,976	1,311	774	100.0	66.3	39.2	39.2	51.1	58.0
佐井村	2,148	1,407	843	100.0	65.5	39.2	40.6	52.0	57.7
三戸町	10,135	7,083	4,563	100.0	69.9	45.0	37.4	47.5	55.6
五戸町	17,433	13,404	9,304	100.0	76.9	53.4	35.6	48.4	55.3
田子町	5,554	3,893	2,529	100.0	70.1	45.5	39.5	51.9	58.7
南部町	18,312	13,817	9,667	100.0	75.5	52.8	35.8	48.0	57.3
階上町	14,025	11,715	8,970	100.0	83.5	64.0	27.4	42.9	51.7
新郷村	2,509	1,764	1,133	100.0	70.3	45.2	44.9	57.5	61.3
青森県全体	1,308,265	1,076,393	823,610	100.0	82.3	63.0	30.2	39.1	46.8

3 調査結果

(1) 福祉事業所への調査

ア アンケート概要

目 的	青森県内の成年後見制度に関する潜在的ニーズの実態把握
対 象	青森県内全域の老人福祉施設、障害福祉サービス事業所、日常生活自立支援事業実施社会福祉協議会、地域包括支援センター、精神科病棟（入院施設）のある病院（以下、「福祉事業所」という）
調査時期	平成 29 年 5 月～7 月（八戸圏域） 平成 30 年 1 月 26 日～2 月 22 日（八戸圏域以外）
調査時点	平成 29 年 5 月 31 日（八戸圏域） 平成 30 年 1 月 31 日（八戸圏域以外）
調査方法	メール及び郵送による送付と回収
依頼数	2,477
回答数	1,094

【要支援者について】

- ・ 本調査においては、「判断能力が不十分であり、かつ、現に何らかの生活上の支障（例えば、現に法律行為や財産管理を行うことに支障がある場合、虐待や財産搾取といった権利侵害に遭っている場合等）が生じている者」を「要支援者」と定義した（介護保険法上の定義とは異なる。）。
- ・ この点、福祉事業所の利用者が親族等や成年後見制度による支援を受けている場合、回答者によっては、生活上の支障がないと判断して「要支援者」の人数に計上していない可能性がある一方、利用者本人が上記定義に該当しさえすれば、「要支援者」の人数に計上している可能性もある。そのため、本調査で把握される「要支援者」の人数は、あくまでも推計という限度で意味を有することに留意されたい。

【複数カウントの可能性について】

- ・ 本調査は、対象となる福祉事業所ごとに調査を行ったため、対象者数に

関する数値は、全て「延べ」人数となっている。そのため、対象者1人について、複数カウントがなされている可能性がある。

(例) ある利用者がA施設とB施設を利用していた場合、両施設が当該利用者をそれぞれ「1人」と計上する可能性があり、この場合にはダブルカウントされる。

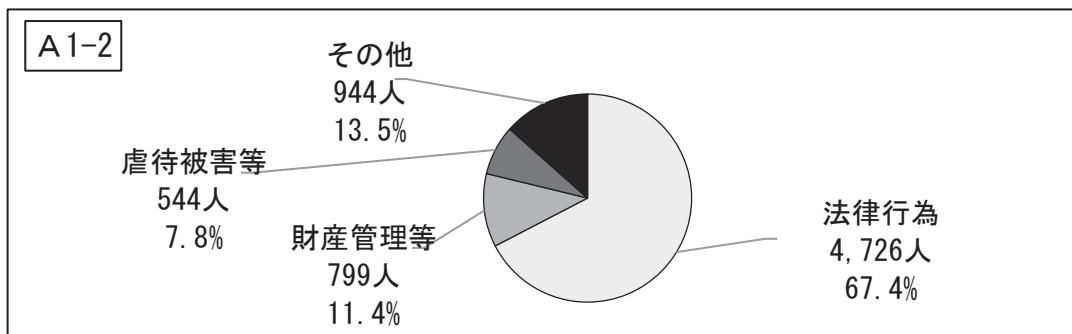
【調査日時について】

- ・ 本調査結果には、平成29年5月～7月にかけて八戸圏域（八戸市、階上町、南部町、五戸町、三戸町、田子町、新郷村、おいらせ町）の福祉事業所を対象に実施した先行調査結果と、それに引き続き、平成30年1月26日～2月22日にかけて八戸圏域以外の青森県内の福祉事業所を対象に実施した調査結果が含まれている。なお、先行調査結果については、八戸市が八戸市市民後見推進協議会のホームページにより公表しているオープンデータを参照した。

イ アンケート結果

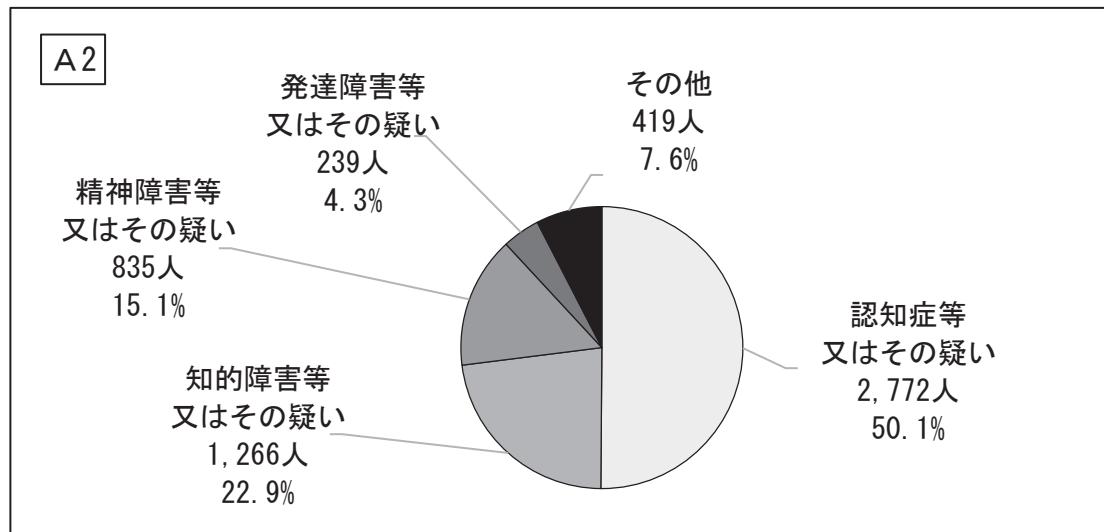
Q1 判断能力が不十分であり、かつ、現に何らかの生活上の支障が生じている方（「要支援者」）は何人いますか。

A1-1		(人)
法律行為	消費者被害にあったことがある、現に悪徳業者につきまとわれている	141
	不動産の処分や遺産分割協議など、日常的な金銭管理を超える法律行為を行えない	2,682
	診療契約やサービス利用契約を理解できず、手続が進まない	1,903
財産管理等	本人名義の不動産等の資産の管理が適切ではない	205
	税金や施設利用料等の支払いを現に滞納しているが、適切に対応できない	200
	商品を次々購入するなど、収入に見合った適切な支出ができない	394
虐待被害等	預金や年金を取り上げられるなどの経済的虐待を受けている又はその疑いがある	206
	虐待（身体的・精神的・性的・ネグレクト等）を受けている又はその疑いがある	95
	必要な医療・介護・福祉サービスの利用を全部又は一部拒否している	243
その他	その他、困難な事情があるが、適切に対応できていない	944
		合計 7,013



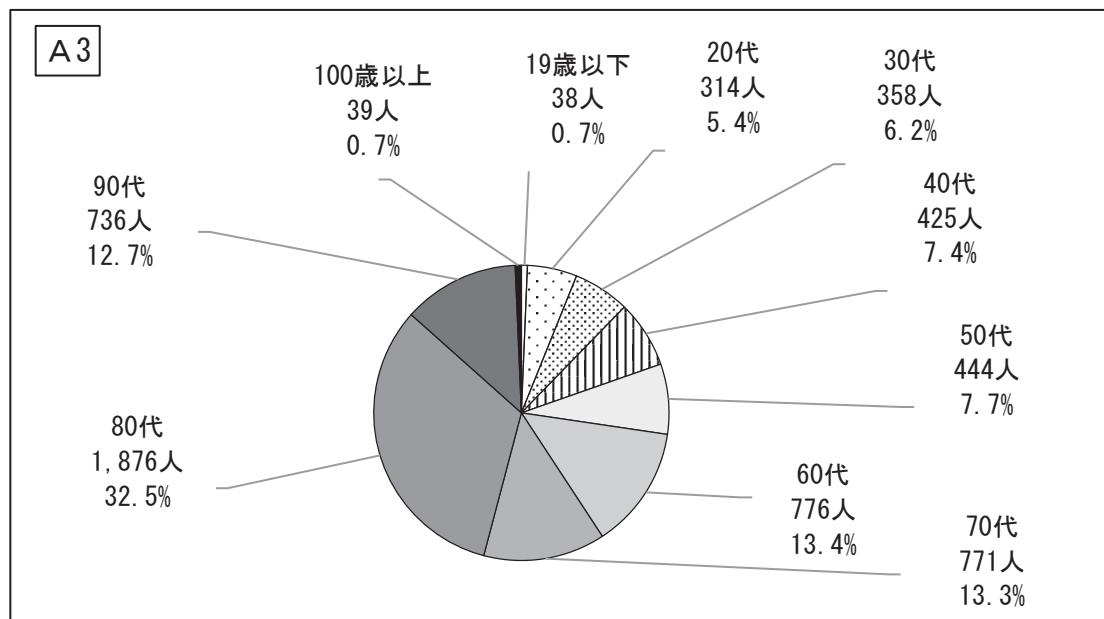
- * このデータは、福祉事業所の利用者のうち、「要支援者」の人数を把握したものである。つまり、成年後見制度を含めた対策の検討が必要な対象者（成年後見制度の需要の一部）と捉えることができる。
- * 本調査時点における要支援者は7,013人という結果が得られた。
- * 生活上の支障としては、「法律行為」が67.4%、「財産管理等」が11.4%、「虐待被害等」が7.8%、「その他」が13.5%であり、法律行為に対する支援ニーズが顕著に高い結果が得られた。
- * 本調査における回答形式を見る限り、ある利用者が複数の生活上の支障を有する場合にその支障の数だけ回答してしまった可能性のある福祉事業所が一定程度あり、その点は注意を要する。

Q2 要支援者の主要な障害等の類型は何ですか（1人で二つ以上の類型に該当する場合には主要な類型について1人とします。）。



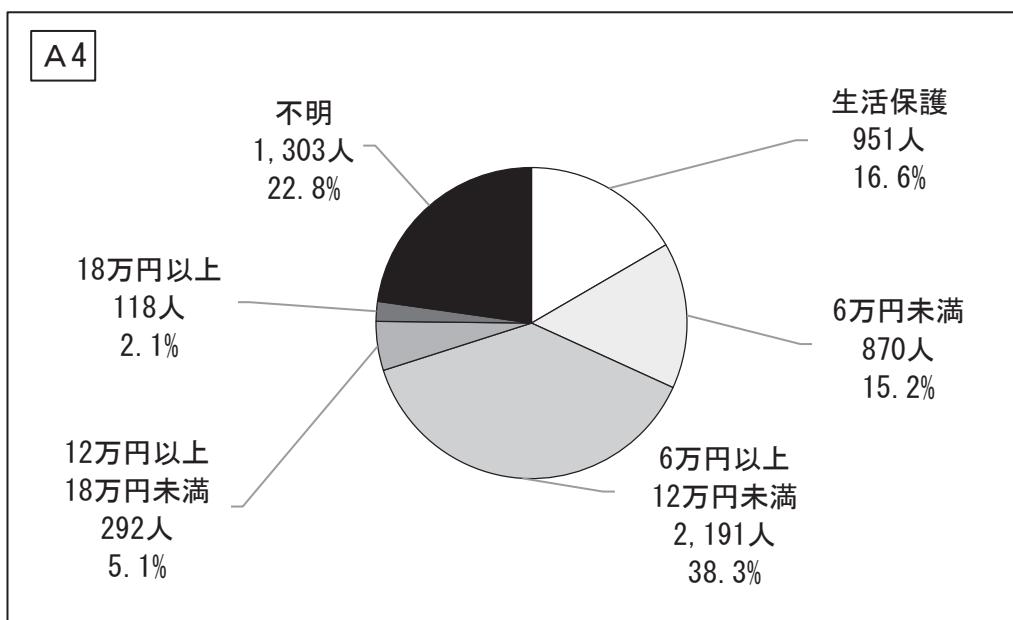
- このデータは、要支援者が、いかなる理由で判断能力の低下が生じているかを捉えたものである。
- * 全体で見ると、「認知症等又はその疑い」が最も多いものの、それ以外の類型も半数を占める結果となった。

Q3 要支援者の年齢を教えてください。



- * 要支援者を年齢別に見ると、「80代」が全体の32.5%を占め突出して多く、60代以上の割合は全体の72.7%に上る結果となった。

Q4 要支援者の収入状況（月収）を教えてください。



- * 生活保護受給者と月収 6 万円未満の方々で全体の 31.8% を占め、これに月収 12 万円未満を含めると全体の 70.1% を占める結果となった。
- * 「不明」の回答が多いのは、福祉事業所も利用者の収入状況まで踏み込んで把握するのは難しい実態があったものと考えられる。

Q5 要支援者のうち、①身寄りがない又は隣接地域に親族がいない、②親族はいるが協力を得ることが困難である方は何人いますか。

A5	
要支援者の数	7,013 人
親族の協力を得るのが難しい状況にある	1,764 人
親族はいるが協力を得ることが困難	963 人
身寄りがない・親族が遠方	801 人

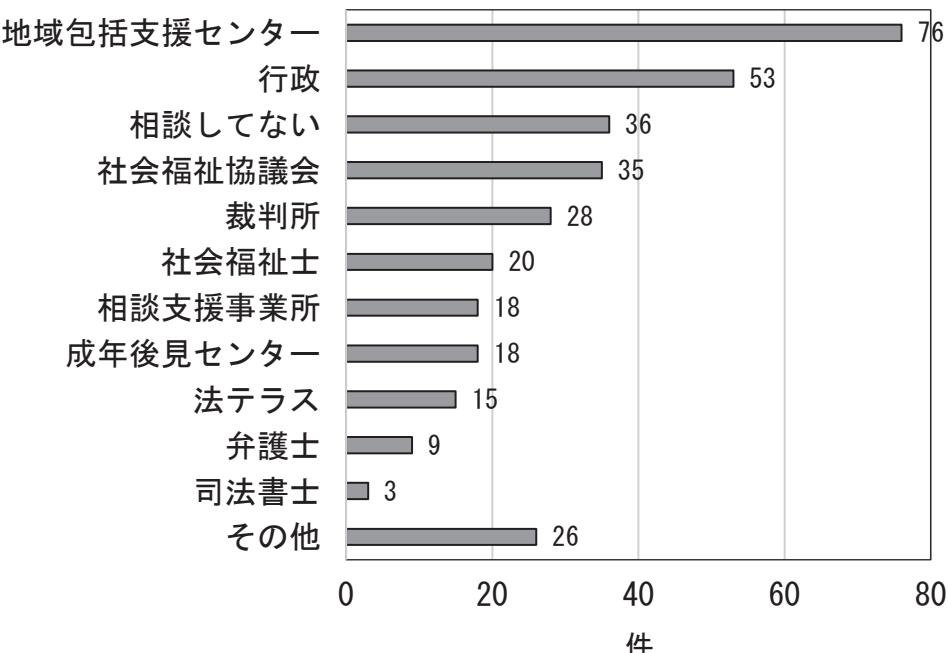
- * 親族の協力を得るのが難しい状況にある要支援者は 1,764 人に及び、これは要支援者のうち 25.1% を占める結果となった。
- * 親族の協力を得られないということは、老人福祉法第 32 条、知的障害者福祉法第 28 条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条の 11 の 2 の規定に基づく、市町村長申立てでの対応が選択肢に入るものといえる。

Q6 要支援者のうち、福祉事業所において、成年後見制度の申立てに向けて準備・検討している方は何人いますか。

A6 351 人

Q7 Q6において成年後見制度の申立てを準備・検討中と回答した福祉事業所にお聞きしますが、その準備・検討にあたり相談している機関はどこですか(複数回答可)。

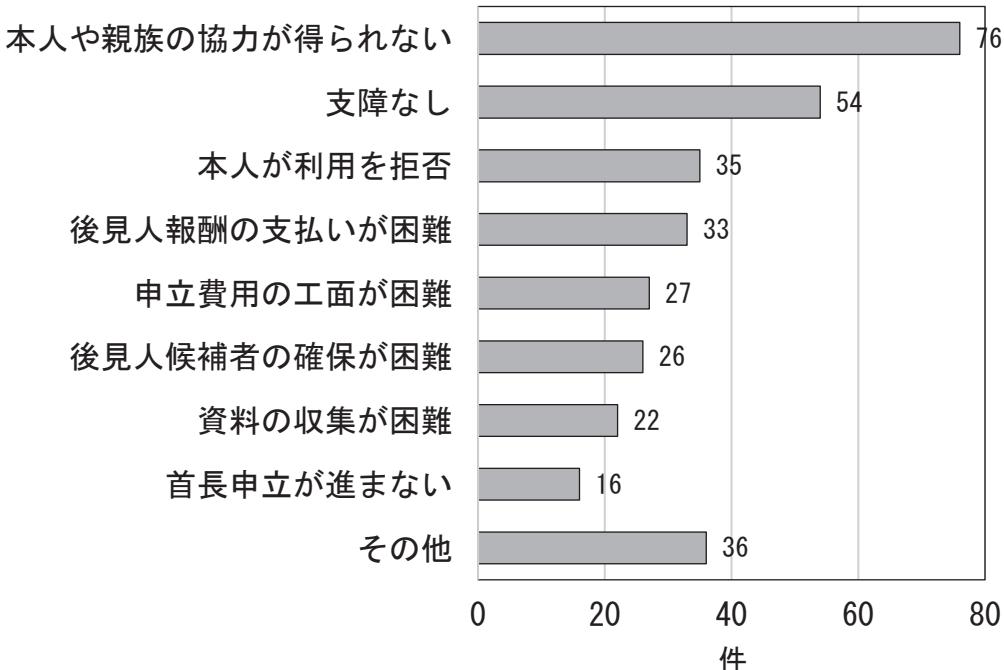
A7



- ・ このデータは、成年後見制度の申立てに向けた準備・検討にあたり、福祉事業所が相談している機関を捉えたものである。
- * 多い機関から順に、地域包括支援センター76 件、行政 53 件であり、行政に関係する機関に相談しているケースが多数を占めた。
- * 相談していないという回答も 36 件あった。
- * 他方、法律専門職については、法テラス 15 件、弁護士 9 件、司法書士 3 件と少数であった。

Q8 Q6において成年後見制度の申立てを準備・検討中と回答した福祉事業所にお聞きしますが、その準備・検討に当たり支障となっている点は何ですか（複数回答可）。

A8



- このデータは、福祉事業所が成年後見制度の申立ての準備・検討をするに当たり、当該福祉事業所が認識している支障となっている事情を捉えたものである。
 - * 本人及び親族の協力を得られないことが 76 件と多数を占めた。
 - * 後見人報酬の支払いが困難及び申立費用の工面が困難といった費用面の支障が 60 件に及んだ。
 - * 他方、支障なしとする回答も 54 件あった。

Q9 今後の成年後見制度の取り組みに関する意見等をお書きください（自由記述。）

抜粋の上、一部要約して記載する。

A9-1 成年後見制度利用の費用面についての意見

- 資産のない方でも成年後見制度がスムーズに利用できる社会になればいいなと思います。
- 後見人への報酬支払いがネックであると思います（費用が高いと言われます）。
- 年金でぎりぎり生活している方は後見人への報酬支払いが難しい為、低所得者でも問題なく成年後見制度が利用できるよう支援方法の取り組みをお願いしたい。
- 当施設は7~8割が低所得老人世帯のため、後見報酬手数料や手続料の段階で躊躇せざるを得ない。

A9-2 成年後見制度の申立手続に関する課題についての意見

- 市町村により市町村長申立てを行なってくれない状況がある。
- 身寄りのない方について申立人が市町村長となる場合が多いが、「喫緊で必要がなければ急いで申し立てなくとも良い」と言われる。
- 成年後見制度の利用を考えた時、手續が難しく手間がかかり、費用もかかるため大変という先入観がつきまとう。過去に後見制度の手續をされた方からも「大変だ！」と御意見をいたしました。
- 申立てから決定までの期間が長く、その間の支払い等が数か月間滞ってしまうことがあった。
- 親族が高齢か病気のため、費用面、書類の多さ等で手續を断念されました。今後は手續の簡素化が必要と思われます。
- 市長名で申立てを行った際、後見人が決定するまで8ヶ月かかり、その間生活保護申請できず困った。
- 申立人であるご家族の支援を受けることが困難で、複数回にわたる同行支援などに時間を要するため、手續が大変であるという印象があります。もう少し、手続きが簡単であれば支援する側は助かると思います。
- 後見人申立て後、審判がおりるまでの時間が長く感じます。もう少し早くに審判がおりるとありがたいと思います。
- 利用できる方の条件がわかりにくい。手續、書類の準備・作成が煩雑で申立てまではすすめにくい。

A9-3 成年後見人に関する課題についての意見

- 成年後見制度に関する弁護士の不祥事のニュースを耳にすると制度の利用には慎重にならざるを得ない。
- 福祉制度を理解している成年後見人等が少なすぎるようになります。
- 成年後見制度をより利用しやすくするために、地域で後見人になる人材の確保と育成が必要であると思われます。
- 独居世帯が増え身寄りが近くにいない高齢者が今後も増加することに不安を覚えます。市民後見人などこれからもっと必要になってくると思います。
- 市民後見人が増えることを望みます。

A9-4 成年後見制度に関する理解についての意見

- 要支援者に最も適した成年後見人を選べるよう、こういうケースではこういう専門家や機関に相談した方がいいという指標のようなものをパンフレットやホームページ等で紹介していただければと思います。
- 成年後見制度がどういう制度かわからない人が多くそういうときに利用になるのかよくわからない方が多い。家族間でのトラブルや財産管理のトラブルが多くなっているのも事実であるため、きちんと認識して取り組んでいきたいと思います。
- 福祉施設の関係者だからといって詳しいことを知らない場合もあり、費用も心配である。また、それらを調べる時間的余裕もないかもしれません。まだまだ成年後見制度についての理解、必要性が伝わっていないと思うので施設スタッフだけでなく、保護者（高齢の保護者もいらっしゃる）にもわかりやすい研修などがあれば良いと思います。
- 福祉に関わっている専門職以外の方は、何らかの縁が無い限り、成年後見制度に対しての知識がほとんど無いのではと感じています。どの程度からとか、どうすすめて行くのかなど、敷居の高い入口にならないように、誰でも理解できるような手立てが必要かと思います。
- 成年後見制度の利用について、出来る限り早い段階から制度利用についての説明等を行っているが、実際には、判断能力が危うい状態となって初めて「準備」や「検討」段階に入る状況にある。一般の方々には、「敷居の高い制度」ととらえられている状態であり、本人が申立てを行うにあたってのサポート体制も十分ではないと感じている。
- 障害を持つ方の収入を考えると、申立費用や報酬額についてあらかじめ知りたい情報であるため、オープンな情報が欲しい。

- 独居や子どものいない高齢者世帯、親族と疎遠になっている方で悩んでいる方は少なくないと思われます。認知機能が低下する前の若いうちに制度の説明を受ける機会が年に何度かあった方がいいかと思います。
- ご家族様の選択肢として、「成年後見制度」の理解ができるような仕組みやアドバイスの方法を担当者（生活相談員、ケアマネなど）が学べる機会があっても良いと思います。
- 当事業所のご利用者は、ご家族様の協力が得られている為対象者はおりませんが、成年後見制度がより身近な制度となるよう、一般の方々へわかりやすく制度の説明を定期的に行っていただきたいと思います。

A9-5 その他の意見

- 現在はまだ家族が全てにおいて協力を頑いでいるところである。が、今後については家族から相談がある場合には情報提供できるように準備はしたいと思います。
- この制度について各家庭で理解を深めてもらいたい。保護者は高齢であるがまだ元気であるという理由から必要性を感じず、制度自体を知らない、理解しようとしたくない保護者が多数を占めているのが実情。今後はこうした保護者の存在を把握し、今後の取り組みを世の中全体で検討していくべきであろう。
- 現行制度は、主として財産管理に重きが置かれているように思われます。しかし、経済的弱者に対する身上監護、医療行為の同意、身元引受〇連帯保証や死後の事務に関する終了時期に明文の根拠が無いなど、一個人や一事業者の支援における大きな負担（リスク）となっており、いかに取り組むべきかが大きな課題となっております。

以上

分析・検討

■1 本調査における「要支援者」（判断能力が不十分であり、かつ、現に何らかの生活上の支障が生じている者）の人数は7,013人（Q1）に及んだ。この数値には、ある福祉事業所の利用者が他の福祉事業所も利用している場合にその利用している福祉事業所の数だけカウントされてしまったり、ある福祉事業所の利用者が複数の生活上の支障を有する場合にその支障の数だけカウントされてしまったりしたものが、一定程度含まれている可能性があることに注意を要する。もっとも、本調査の回答率が44.2%（アンケート概要）であり、未回答の福祉事業所における要支援者の暗数も踏まえると、成年後見制度に対する実際の需要がこの7,013人を大幅に下回るとは考えにくい。そうすると、この成年後見需要の全てに対して法律及び福祉専門職が成年後見人に就任することで対応していくことは非現実的といえるだろう。

そのため、今後は、法律及び福祉専門職以外の市民後見人や法人後見により、この成年後見需要に対応していく必要性は高い。

本調査において、要支援者のうち約半数は認知症等以外の者であることが明らかとなり（Q2）、そこには相当数の若年者が含まれている可能性が高いことからしても（Q2、3）、長期間にわたって組織的対応が可能な法人後見はその有効な担い手として期待されよう。

■2 ところで、このような成年後見需要を背景としつつ、現在、福祉事業所が成年後見制度の申立てに向けて準備・検討している人数は351人である（Q6）。

前述した要支援者7,013人の中には、既に成年後見制度を利用している人数が一定程度含まれている可能性があるにしても、この351人という数値が十分なものといえるかは検討を要する。

この点、要支援者の生活上の支障は67.4%が法律行為に関するものであり（Q1）、要支援者の74.9%は親族からの協力を得ることがなお可能な状況にあること（Q5）、及びこれらとアンケートの自由記述欄（Q9）の記載内容を併せ考えると、福祉事業所が成年後見制度の申立てに向けて準備・検討している人数が351人にとどまった理由の一つとしては、本人に代わって親族が施設利用契約等の各種法律行為を行っており、当面は現実的問題に直面するに至らず、成年後見制度の申立てに向けたインセンティブが働かないことがあるものと推察される。しかしながら、現時点で協力可能な親族が将来も協

力してくれるとは限らないのであり（当該親族の経済状況、身体状況、心理状況の変化など様々な要因が考えられる。）、このような状況は、要支援者の身上監護や財産管理を不安定なものにするという側面もあり、必ずしも望ましい状態とはいえない。

- 3 また、成年後見制度の申立てに向けて準備・検討しているケースでも、何らかの支障を抱えている場合は多く、その支障の内容としては、本人や親族の協力が得られないことや、申立費用や後見人報酬の支払いが困難といった事情が多くを占めている（Q8）。

翻って見ると、要支援者のうち実に25.1%が親族からの協力を得ることが困難な状況にあったこと（Q5）、及びアンケートの自由記述欄（Q9）の記載内容を併せ考えると、親族からの協力を得ることが困難であることを理由に、成年後見制度の申立ての準備・検討にさえ至っていないケースも一定程度あることが推察されるところである。

このような場合に要支援者への支援が滞らないようにするために市町村長申立て（老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2）の積極的活用が考えられる。

同様に、要支援者のうち実に31.8%が月収6万円未満であること（Q4）、及びアンケートの自由記述欄（Q9）の記載内容を併せ考えると、やはり各種費用負担が困難であることを理由に成年後見制度の申立ての準備・検討にさえ至っていないケースも一定程度あることが推察されるところである。

しかしながら、申立費用については多くの自治体において費用助成がなされており、また、後見人報酬についても一部の自治体において費用助成がなされている（後述の自治体アンケート調査参照）。

このような経済的理由により要支援者への支援が滞らないようにするための方策の一つとして、各種助成制度のさらなる拡充及び広報が期待されるところである。

- 4 ところで、福祉事業所が成年後見の申立てを検討するうえで相談している機関は、多いものから、地域包括支援センター、行政、社会福祉協議会と続く一方、どこにも相談していないケースも相当数あり、法律専門職である弁護士、法テラス、司法書士への相談は合計してもわずか27件にとどまっている（Q7）。要支援者の生活上の支障の多くが法律行為に関するものである一方（Q1）、成年後見制度の申立準備・検討に至っているケースが351件にと

どまっていることをふまえると（Q6）、成年後見制度の申立準備・検討に向けて法律専門職である我々が支援できる場合というのも相当程度あるものと推察されるところであり、我々としても、行政と密に連携するなどして要支援者に対する支援のあり方を見直す必要があるといえるだろう。

以上

(2) 家庭裁判所への調査

ア アンケート概要

目 的 青森家庭裁判所管内における成年後見制度申立ての状況及び後見人選任状況の把握
調査方法 青森家庭裁判所へアンケートを実施
調査依頼日 平成 29 年 12 月 21 日
回答日 平成 30 年 3 月 15 日

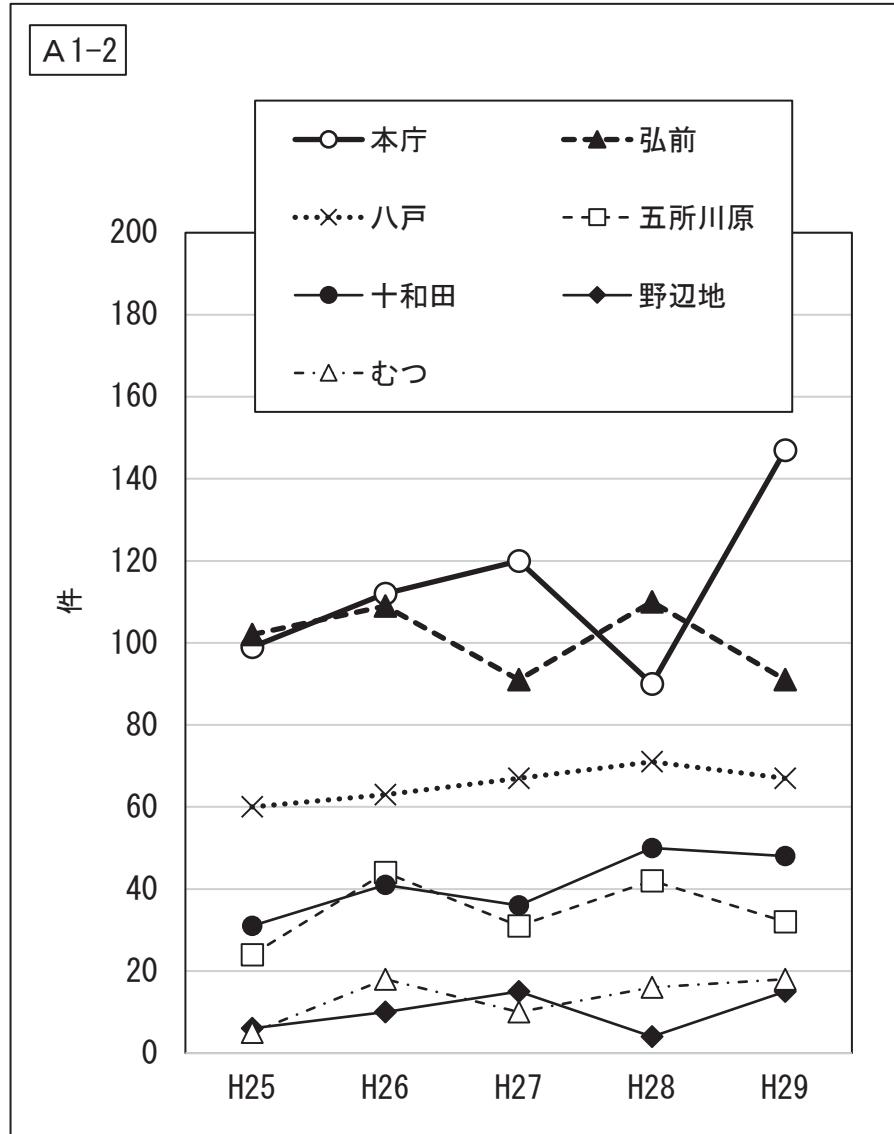
イ アンケート結果

Q1 平成 25 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までに成年後見等が申し立てられた件数及び終局区分件数を教えてください。

A 1-1	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
申立	327	397	370	383	418
認容	304	359	353	351	380
却下	1	0	0	1	0
その他	19	30	27	30	25

- 上表の数値は、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のほか、関連する取消しの審判及び代理権付与の審判等も含む。
 - 平成 29 年の数値は、速報値である。
- * なお、上述の通り、上記件数は、関連事件を含む数字であるが、最高裁判所事務総局家庭局が先般発表した「成年後見関係事件の概況－平成 29 年 1 月～12 月－」における統計数値（以下「最高裁統計」という。）によれば、青森家庭裁判所管内全体における平成 29 年の後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の件数（終局事件を対象）は 323 件である。

A 1-2



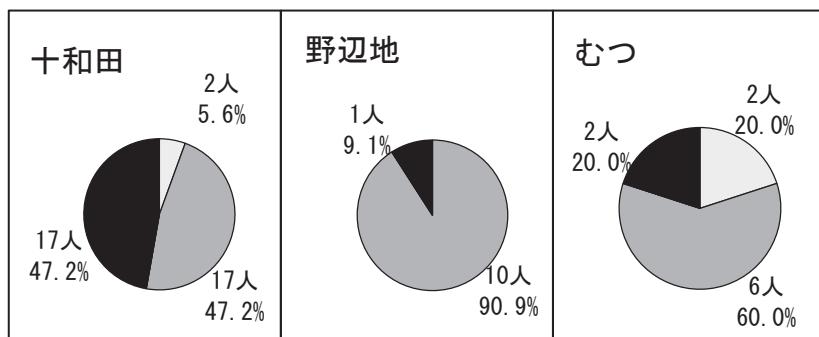
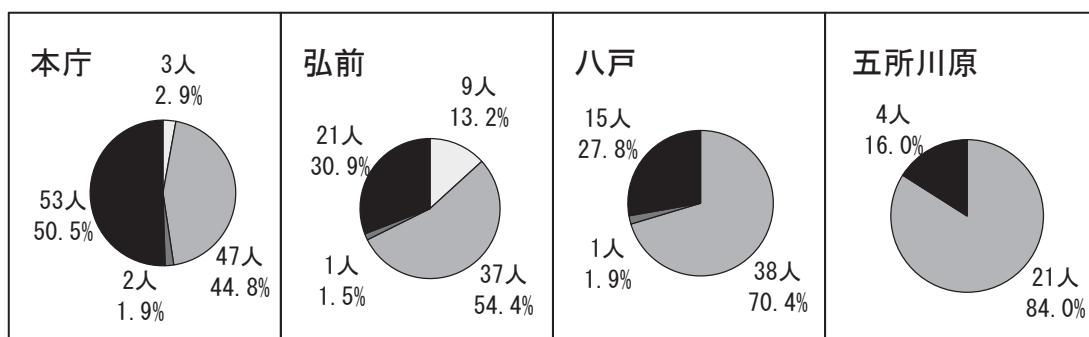
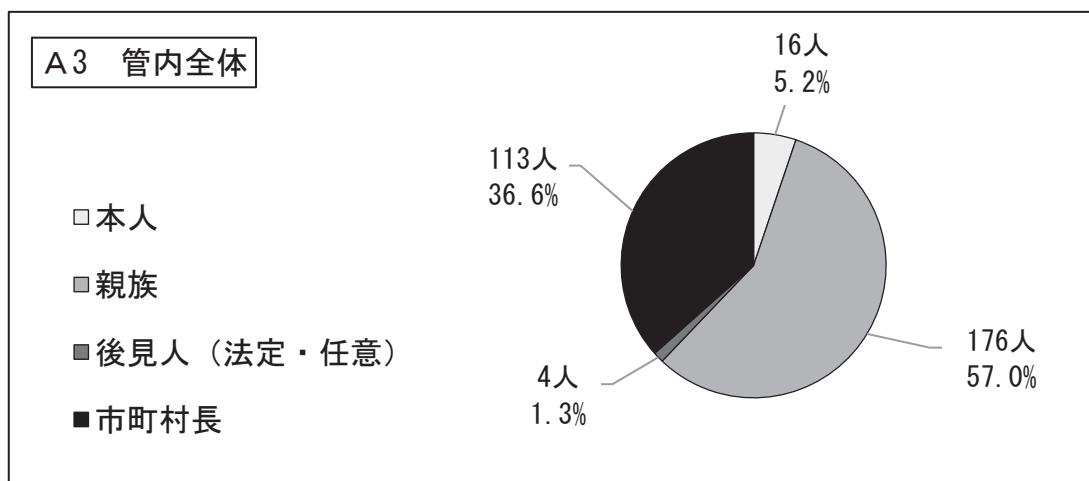
- 上グラフに、申立て件数の年度推移を、本庁、支部、出張所ごとに示した。
- * 平成 29 年における青森本庁の申立てが突出して増加したため、同年の件数が増えたが、全体的に見ると、顕著な増加傾向は認められない。

Q2 平成 29 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に終局した後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち、申立てが認容された件数を教えてください。

A2	
青森本庁	105 件
弘前支部	68 件
八戸支部	54 件
五所川原支部	25 件
十和田支部	36 件
野辺地出張所	11 件
むつ出張所	10 件
合計	309 件

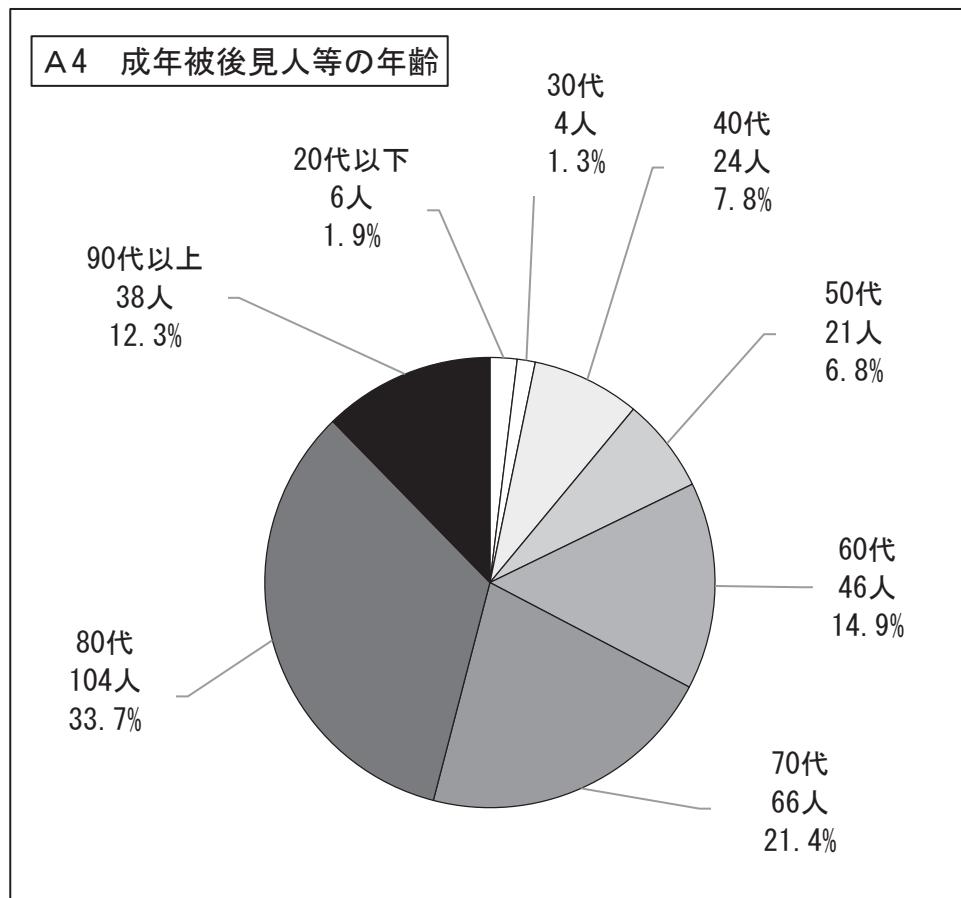
- ・ 自序統計による概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。

Q3 Q2の認容事件について、申立人の属性別内訳を教えてください。



- 青森家庭裁判所の自庁統計による概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じことがある。
- 青森家庭裁判所からの回答では、自治体の市町村長による申立ては「市区町村長」申立てと記載されているが、青森県内には区がないため、「市町村長」申立てと統一する。
- * 市町村長申立ては、管内全体で見ると約37%を占めているが、支部単位で見ると、9%（野辺地出張所）から50%（本庁）までと開きがあり、市町村によって市町村長申立ての活用について温度差があることがうかがえる。

Q4 Q2 の認容事件について、申立時の成年被後見人等の年齢別内訳を教えてください。



- 青森家庭裁判所の自序統計による概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。

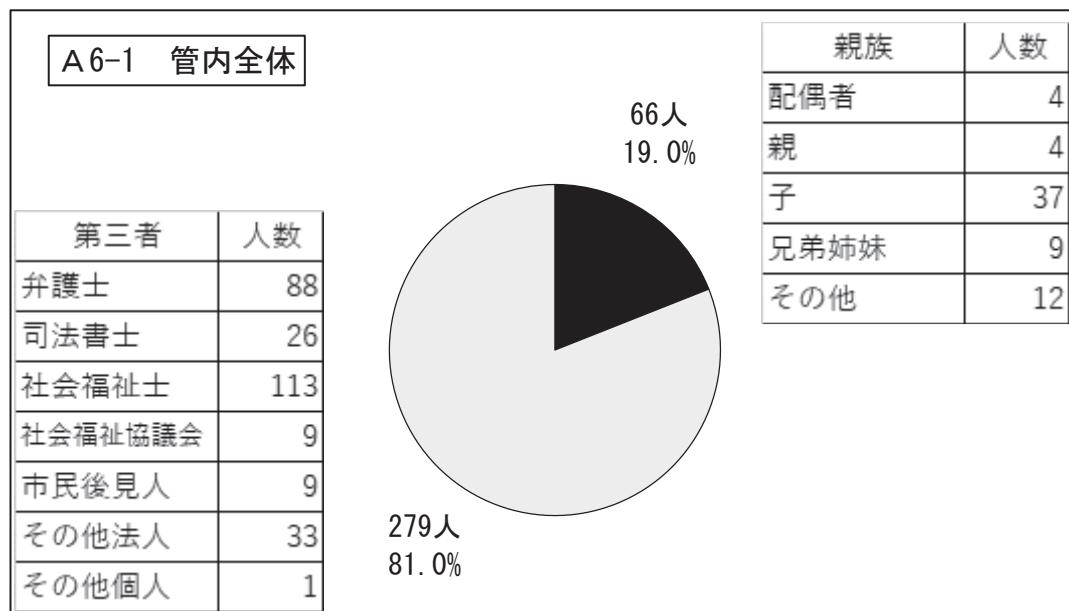
* 申立時の成年後見人等の年齢は、管内全体で見ると、60代以上で82%を占めており高齢化が顕著である。

Q5 Q2 の認容事件について、申立ての動機別内訳を教えてください。

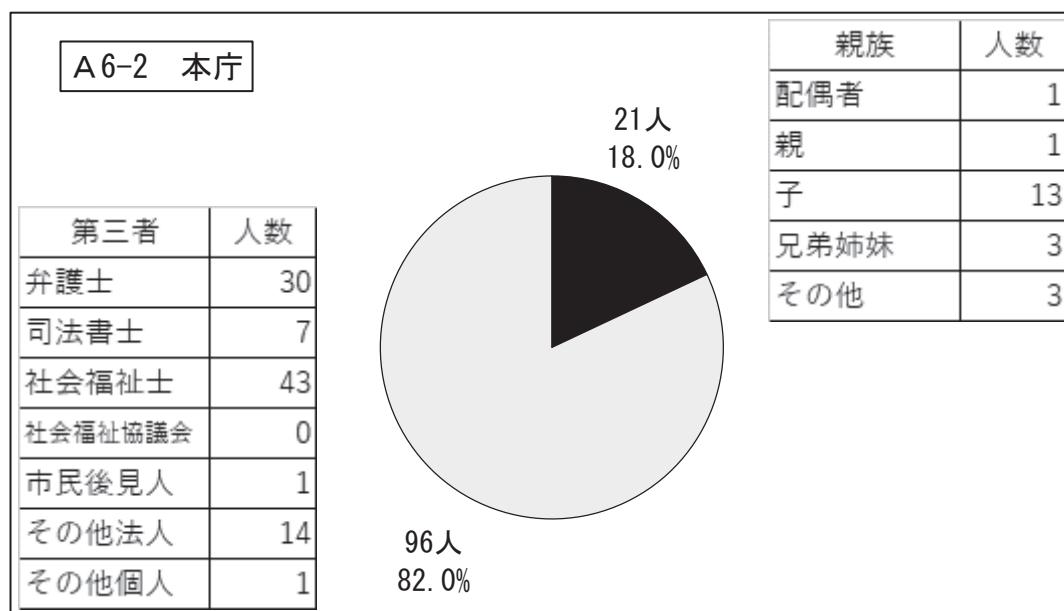
A5	
内 訳	件数
預貯金等の管理・解約	221
介護保険契約（施設入所のため）	118
身上監護	93
相続手続	53
不動産処分	48
訴訟手続等	14
保険金受取	8
その他	15

- ・ 申立動機をすべて計上しているため、認容件数とは一致しない。
 - ・ 主要動機及び虐待防止（権利擁護のため）については、統計数値として把握していない。
 - ・ 青森家庭裁判所の自序統計による概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じことがある。
-
- * 申立動機は預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで介護保険契約、身上監護と続く。
 - * 一方、訴訟手続等、相続手続及び不動産処分を動機とする、専門職後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士等）の選任が期待されることの多い事案も一定数申し立てられている。

Q6 Q2 の認容事件について、成年後見人等就任者の属性別内訳を教えてください。

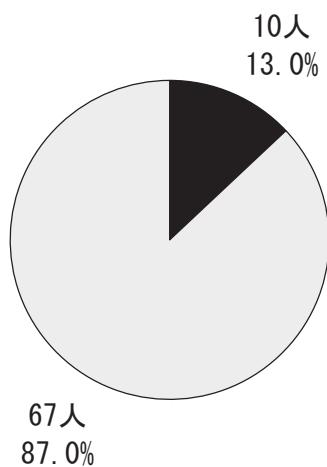


- 複数選任の場合があるため、認容件数と一致しない。
- 青森家庭裁判所の自庁統計による概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。
- 以下は、本庁、支部、出張所ごとのデータ。



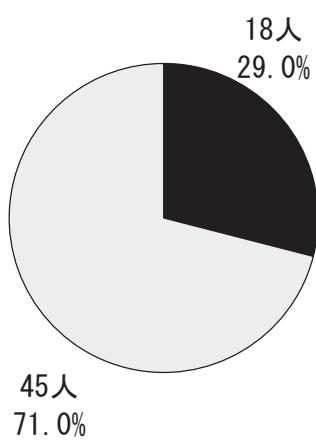
A 6-3 弘前

第三者	人数
弁護士	8
司法書士	3
社会福祉士	37
社会福祉協議会	1
市民後見人	3
その他法人	15
その他個人	0



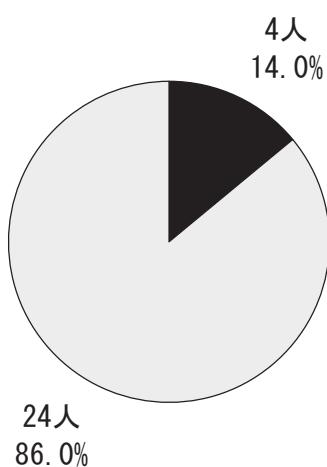
A 6-4 八戸

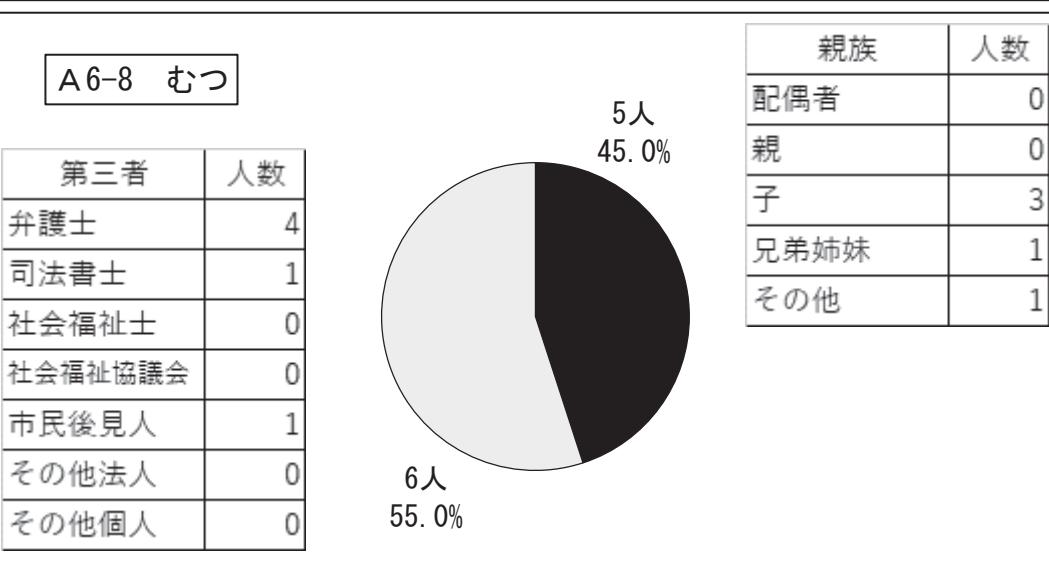
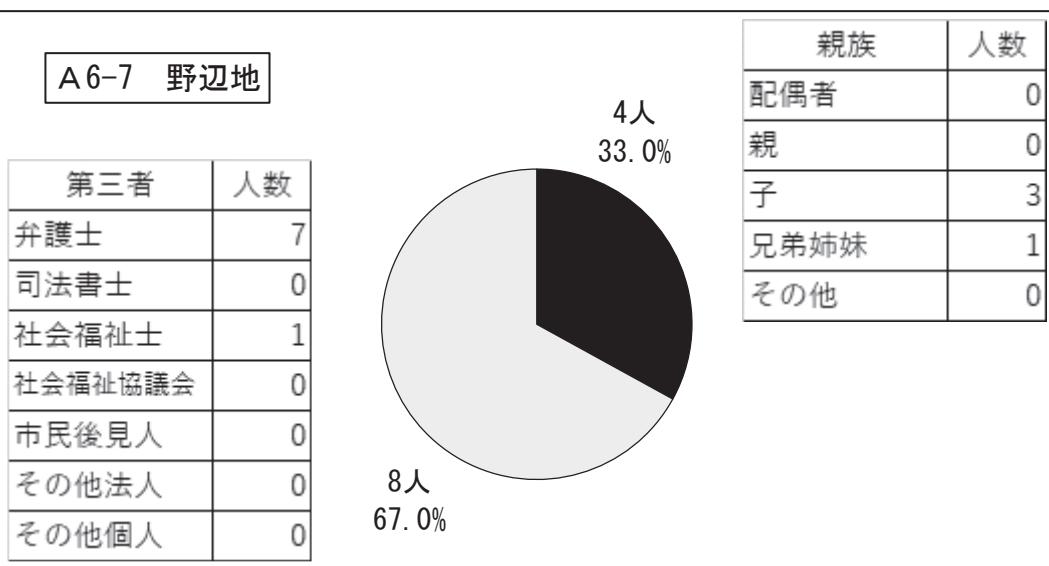
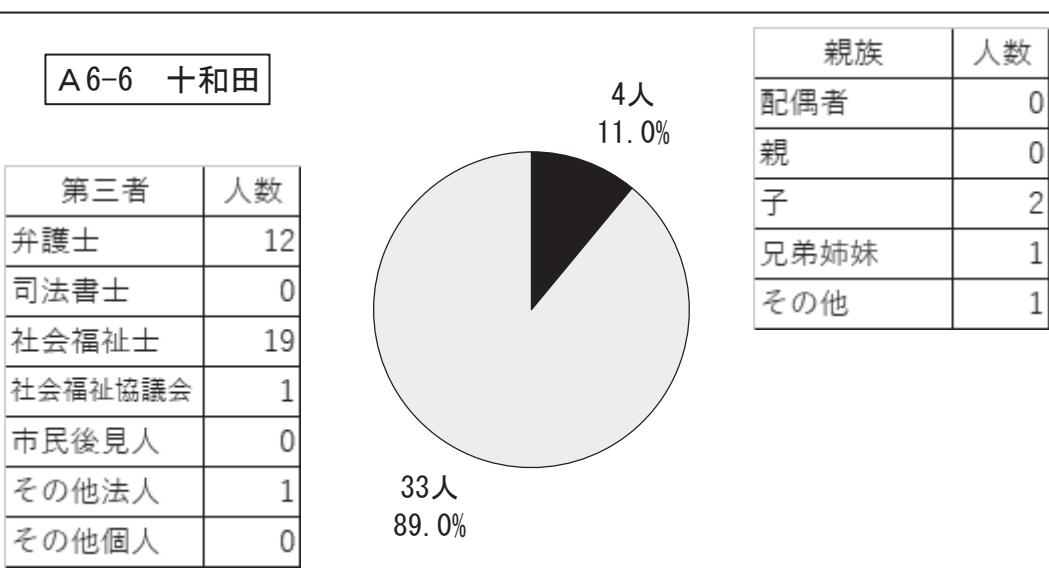
第三者	人数
弁護士	21
司法書士	13
社会福祉士	5
社会福祉協議会	0
市民後見人	4
その他法人	2
その他個人	0



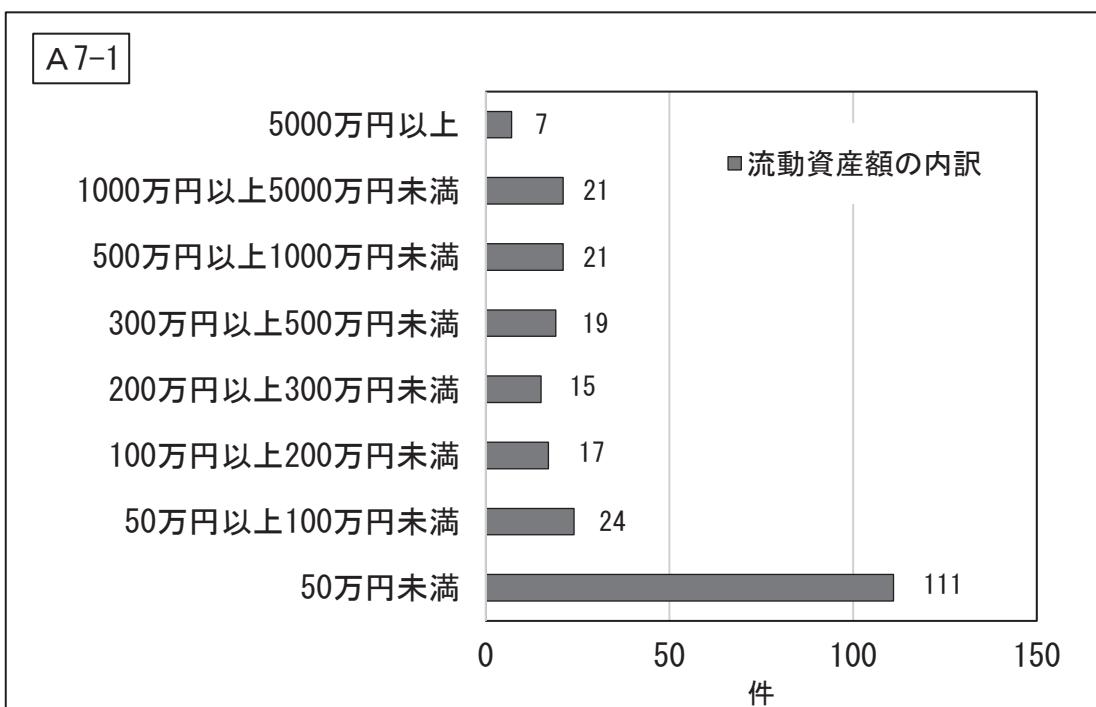
A 6-5 五所川原

第三者	人数
弁護士	6
司法書士	2
社会福祉士	8
社会福祉協議会	7
市民後見人	0
その他法人	1
その他個人	0



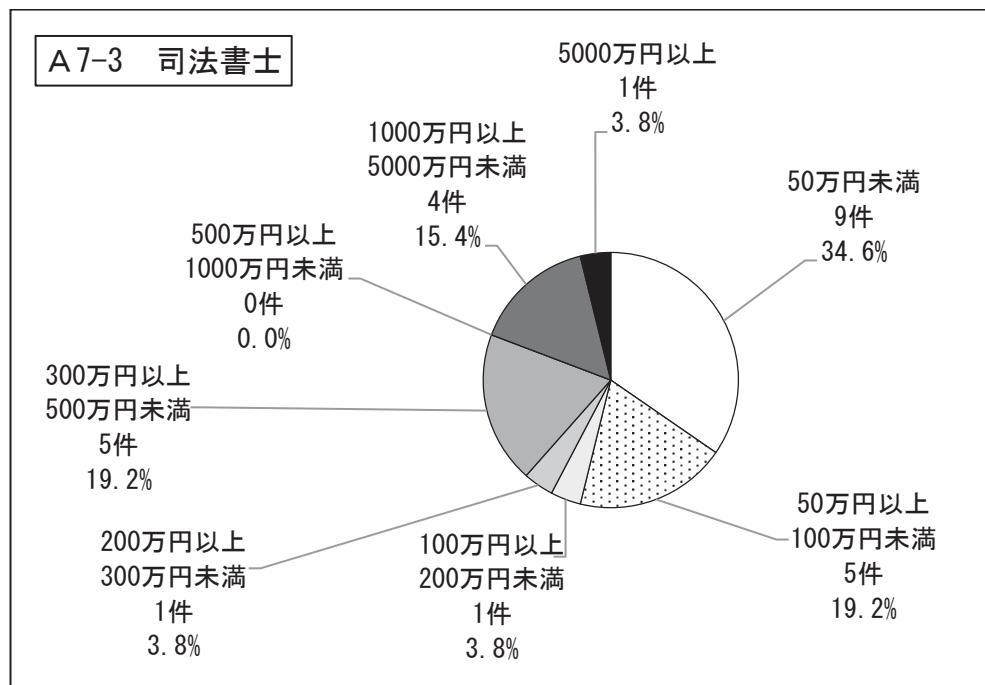
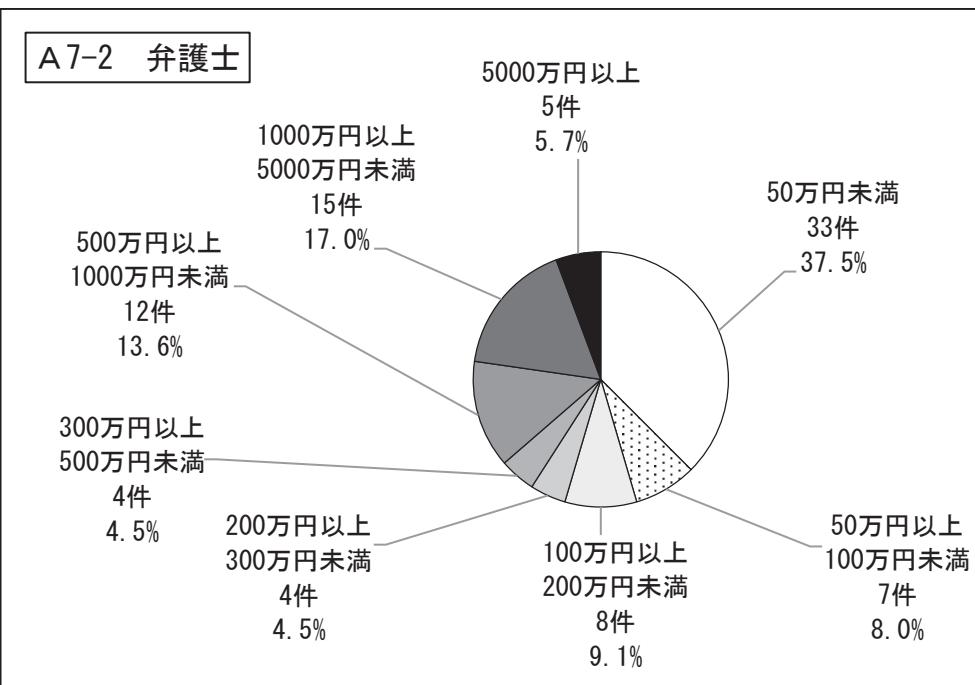


Q7 Q6 のうち、弁護士、司法書士、社会福祉士及び社会福祉協議会が成年後見人等に選任された事件における、申立時の成年被後見人等の流動資産額別内訳を教えてください。

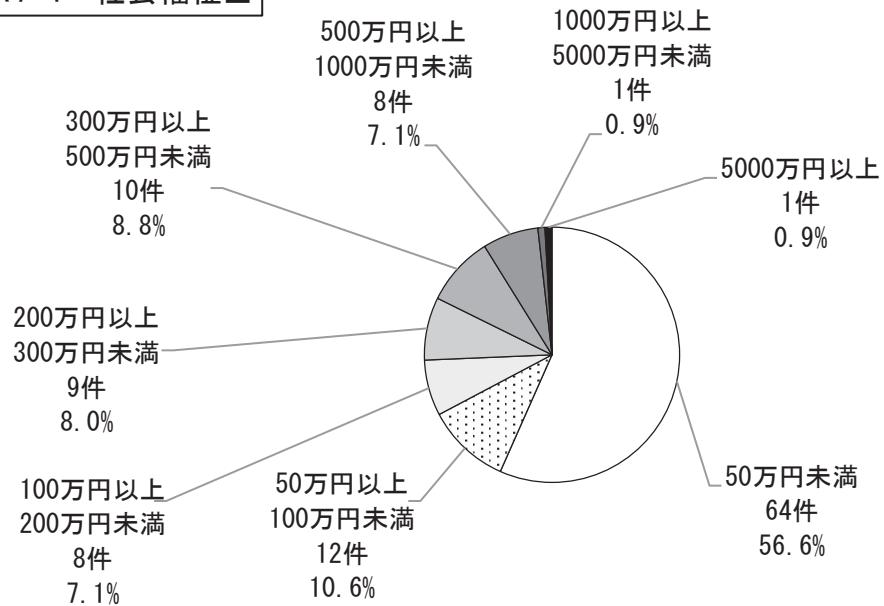


- ・ 弁護士法人、社会福祉法人等の法人は含まない。
- ・ 複数選任があるため、認容件数とは一致しない。
- ・ 青森家庭裁判所の自序統計による概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じことがある。

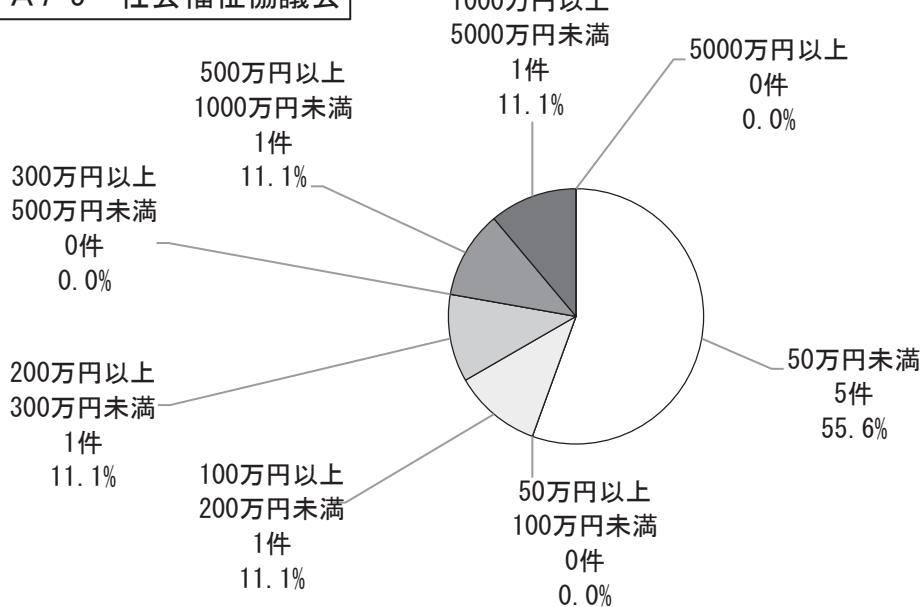
- ・ 以下は、専門職ごとの内訳。



A 7-4 社会福祉士



A 7-5 社会福祉協議会



* いずれの専門職後見人も、流動資産が 50 万円未満という少額事案が最も多く、全体の 5 割弱を占めている。

分析・検討

■1 事件数の増加

最高裁統計によると、平成 29 年の成年後見制度の申立件数は、全国で合計 35,737 件、対前年比約 4.3% の微増となっており、青森家庭裁判所管内もほぼ同程度の微増である。もっとも、青森家庭裁判所管内における件数微増の要因は、専ら青森本庁において平成 29 年に申立件数が大きく増加したことによるものであり、ここ数年単位で見た場合には、管内全体の申立件数は増減し、顕著な増加傾向は認められない。

■2 市町村長申立ての件数

- (1) 申立人の属性別で見た場合、管内全体では親族申立てが半数以上に及ぶが、市町村長申立ても約 37% と 3 分の 1 を超えている。全国平均が 19.8% であるのに比し、青森家庭裁判所管内における市町村長申立ての割合は、高い水準にあるといえる。
- (2) 上述の通り、成年後見等申立件数に顕著な増加傾向が認められない一方、市町村長申立てのここ数年の件数を見ると、平成 26 年 71 件、平成 27 年 82 件、平成 28 年 88 件、平成 29 年 119 件と増加傾向にある（平成 26 年から平成 29 年の最高裁統計による）。
- (3) また、本庁・支部単位で見た場合には、本庁及び十和田支部は親族申立てと市町村長申立てがほぼ同数であり、市町村長申立てが約半数を占めている（青森本庁 53 件、十和田支部 17 件）。

これに対し、八戸支部は管内人口が十和田支部の約 1.8 倍であるが、市町村長申立ての件数は 15 件（全体の 28%）と十和田支部を下回っている。さらに五所川原支部では 4 件（全体の 16%）、野辺地出張所に至っては 1 件（全体の 9%）と低迷しており、自治体による市町村長申立ての活用にばらつきが生じていることがうかがえる。

■3 成年被後見人等の高齢化

申立時の成年被後見人等の年齢は、60 代以上で 8 割以上、90 歳以上でも 1 割以上を占めており、高齢化が顕著である。この傾向は本庁・支部単位で見た場合も同様である。

成年被後見人の高齢化は、申立てを行う親族の高齢化を伴う。今後、高齢化が一層進むと、身寄りがなく親族申立ての期待できないケースが増加することが予想される。

■4 第三者後見人の増加と報酬問題

成年後見人等就任者の属性を見ると、青森家庭裁判所管内全体では親族が2割弱である一方、第三者後見人の就任が8割を超えており。第三者後見人の内訳を見ると、弁護士、司法書士及び社会福祉士等のいわゆる専門職後見人の選任されている件数が8割を占めており、身寄りがないだけでなく、親族間の紛争が顕在化あるいは潜在的に存在しているケース、訴訟等の法的対応が求められるケースが相当数あることがうかがえる。

他方、専門職が成年後見人等に選任されている事案において、成年被後見人等の保有する流動資産が100万円未満の事案は、弁護士が選任されているケースで約45%、司法書士が選任されているケースで約54%、社会福祉士が選任されているケースでは約67%であり、専門職が選任されているケースであっても必ずしも十分な流動資産が確保されているとはいえない実態がある。

また、申立動機を見ると、訴訟手続、相続手続及び不動産処分など、成年後見人等の報酬付加の事情ともなる動機が管内全体で115件にも上り、このような事案では、専門職後見人が選任される傾向にある。相続や不動産処分の場合は、資産の増加が見込まれるので問題は顕在化しないが、訴訟手続の中でも被告として応訴しなければならないときなどは、専門職後見人の報酬問題が表面化する可能性がある。

■5 市民後見人、社会福祉協議会等活用

青森家庭裁判所管内においても第三者後見人の需要が高まる傾向にあるが、市民後見人、社会福祉協議会の平成29年就任件数は管内全体で市民後見人9人、社会福祉協議会9人と、第三者後見人中6.4%に止まっている。

■6 小括

今回のアンケートから、青森県は管内全体で見ると市町村長申立てが積極的に活用されている一方、市町村ごとに見たときには、市町村長申立ての実施に温度差があることが分かった。

また、青森家庭裁判所管内では、第三者後見人の選任事案が相当程度ある一方、成年被後見人等の保有財産から十分な報酬を支払えないケースも相当程度あり、ケースによっては第三者後見人が事実上ボランティア的に後見業務を行っているケースが少くないのではないかと予想される。後見業務の難易や業務量は、保有財産の多寡と比例するものではなく、保有財産が低い事案であっても、専門職後見人が期待されるケースは少なくない。その場合、報酬の捻出が困難であるこ

とによって専門職の選任が妨げられるのでは、要支援者への十分な支援を提供できない危険性がある。

以上

(3) 市町村への調査

ア アンケート概要

目 的	青森県内における成年後見制度利用支援事業、成年後見制度普及・啓発事業、市町村長申立て、市民後見人の養成、法人後見の実施状況の把握
対 象	青森県内全自治体（高齢者・障害者担当部署）
調査時期	平成 30 年 1 月 26 日～2 月 22 日
調査時点	平成 30 年 1 月 31 日
調査方法	メール及び郵送による送付と回収
依 頼 数	40
回 答 数	38

イ アンケート結果

(ア) 成年後見制度利用支援事業について

成年後見制度利用支援事業とは、本人等の財産等の状況から申立費用や成年後見人等への報酬を負担することが困難な場合にこれらの費用を支給することで、成年後見制度の利用促進を図る制度である。

以下のアンケート結果において、「高齢」とは、市町村において老人福祉法等における高齢者に関する事項の調査結果をいい、「障害」とは、市町村において障害者総合支援法等における障害者に関する事項の調査結果をいう。

Q1 成年後見制度利用支援事業を実施していますか。

A1		
(単位：市町村)	高齢	障害
実施している	37	34
実施していない	1	4

Q2 要綱は整備していますか。

A2		
(単位：市町村)	高齢	障害
整備している	37	34
整備していない	1	4

* ほぼすべての市町村において、成年後見制度利用支援事業が実施され、要綱が整備されている。

Q3 申立費用の助成事業について対象要件を教えてください（複数回答あり）。

A3		
(単位：市町村)	高齢	障害
生活保護受給者又はそれに準ずる者であること	25	23
市町村長申立てであること	19	18
身寄りのない者であること	5	6
福祉サービスを利用している者又はこれから利用しようとする者であること	0	2
その他	12	10

(他の要件)

- 市長が必要と認める者
 - 認知症により判断能力が不十分で日常生活に支障のある者・虐待等を受けている者
 - 親族の協力が得られない者
 - 市町村内に住所を有し、現に居住する者
 - その他申立てに係る費用を負担することが困難であると市町村長が認める者
 - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の支援給付を受けている者
- * 資力要件以外にも市町村長申立てであることを要件とする市町村が、一定数存在する。

Q4 申立費用の助成事業について、その具体的な内容を教えてください（複数回答あり）。

A4		
(単位：市町村)	高齢	障害
収入印紙	37	34
郵券（郵便切手）	37	34
鑑定費用	36	33
診断書作成費用	31	32
戸籍等所得費用	20	19
その他	3	3

・ その他の内容としては、登記印紙代等、具体的な費用を挙げる市町村もある一方で、「その他申立てに必要な費用」としている市町村もある。

* ほとんどの市町村では、収入印紙、郵券、鑑定費用及び診断書を費用助成の対象としているが、戸籍等取得費用については対応が分かれている。

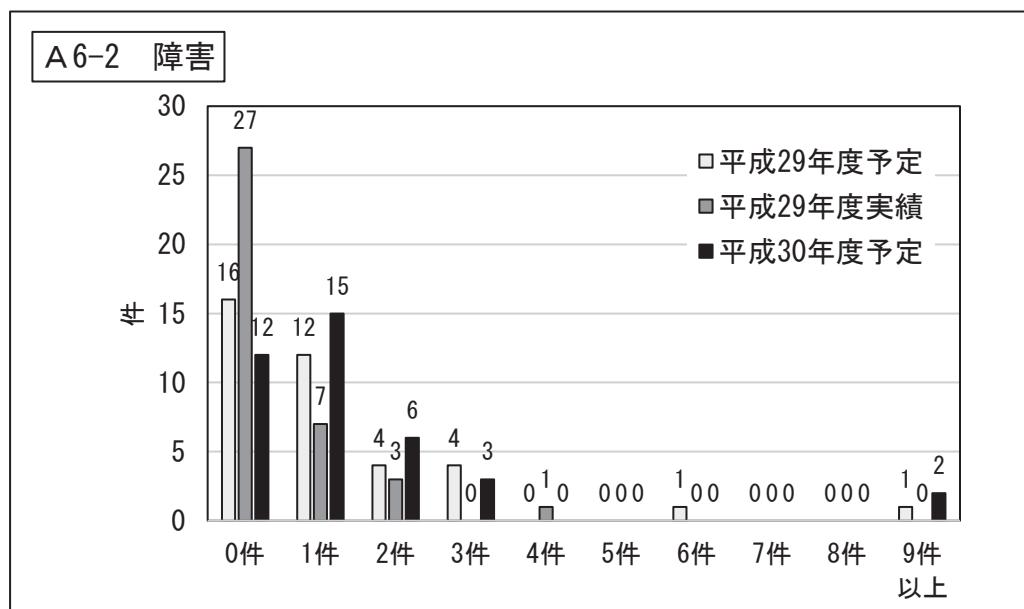
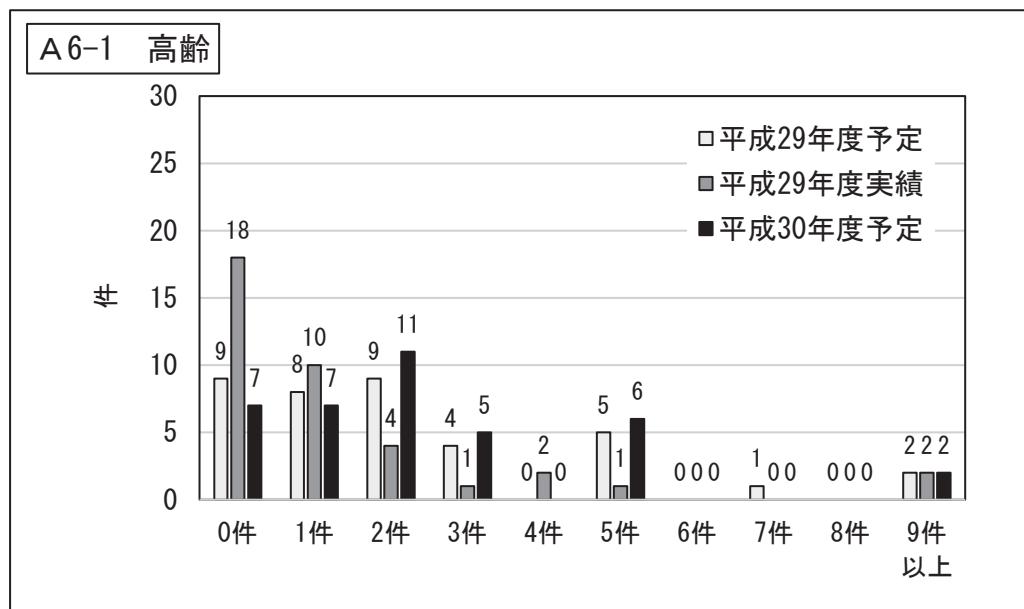
Q5 後見人等報酬の助成事業について、対象要件を教えてください（複数回答あり）。

A5		
(単位：市町村)	高齢	障害
生活保護受給者又はそれに準ずる者であること	35	31
市町村長申立てであること	17	17
身寄りのない者であること	5	5
福祉サービスを利用している者又はこれから利用しようとする者であること	0	0
その他	15	12

(その他の要件)

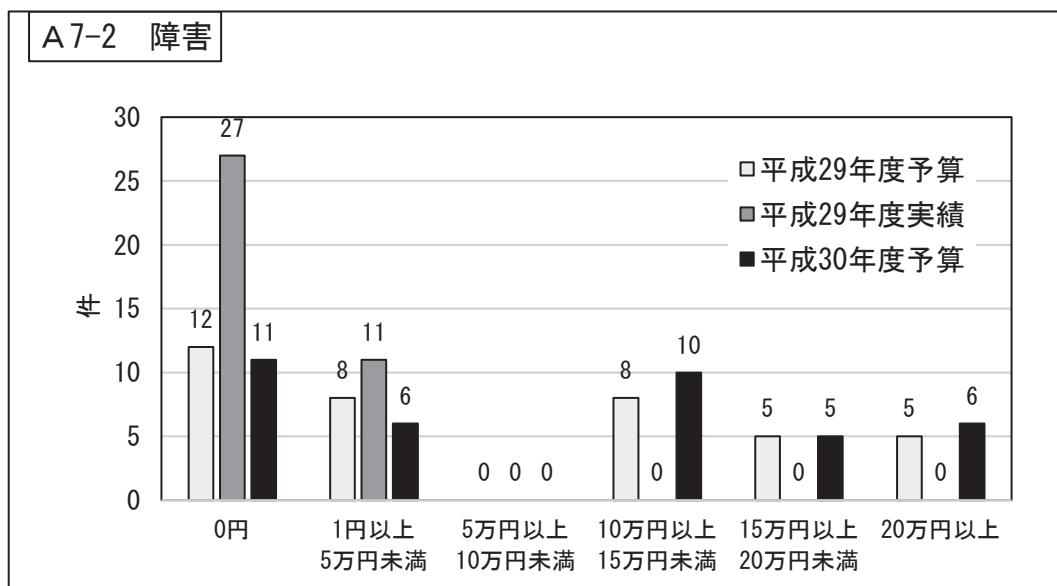
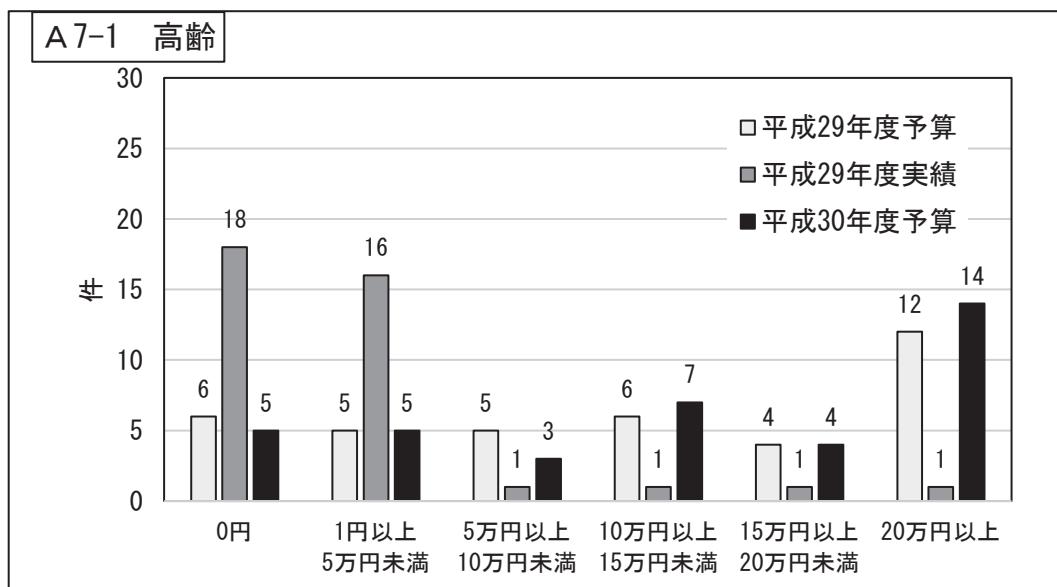
- 市長が必要と認めた者
 - 費用の助成がなければ成年後見制度の利用が困難なもの
 - 親族の協力が得られない者
 - 市町村内に住所を有し、現に居住している者
 - 後見人等報酬の全部又は一部の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある者
 - この事業による支援を受けなければ、成年後見制度の利用が困難であると市町村長が認める者
 - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の支援給付を受けている者
 - 要支援者の資産及び収入の状況を審査すること
 - その他当該開始審判申立てに要する費用等を負担することが困難であると町長が認める者
- * 申立費用の助成と比較すると、市町村長申立てであることを要件にしている市町村は同程度であるが、資力要件やその他要件を課すところが多い。

Q6 申立費用助成の件数について、平成 29 年度及び平成 30 年度の予定数と平成 29 年度の実績を教えてください。



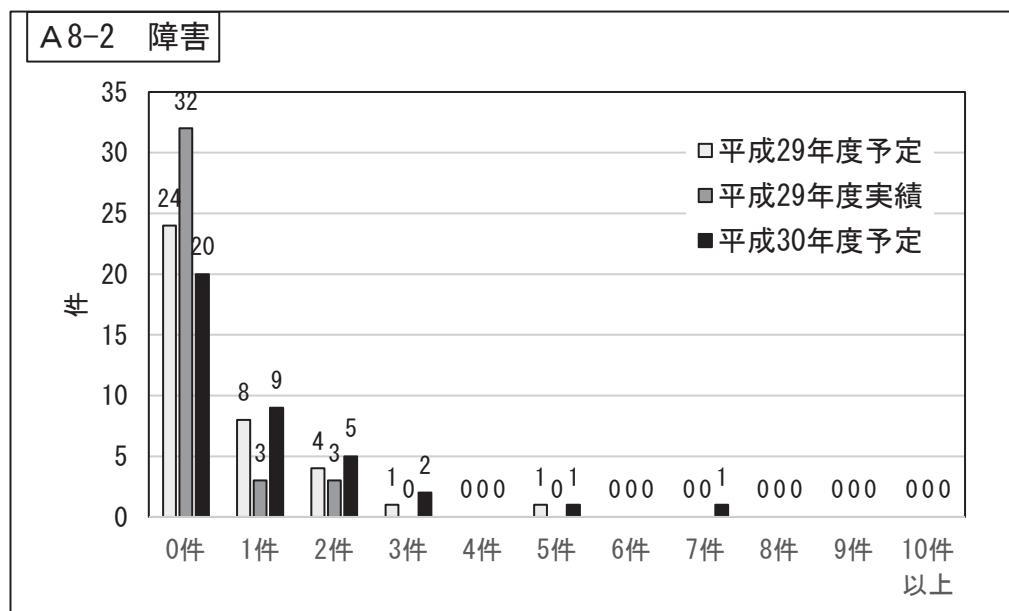
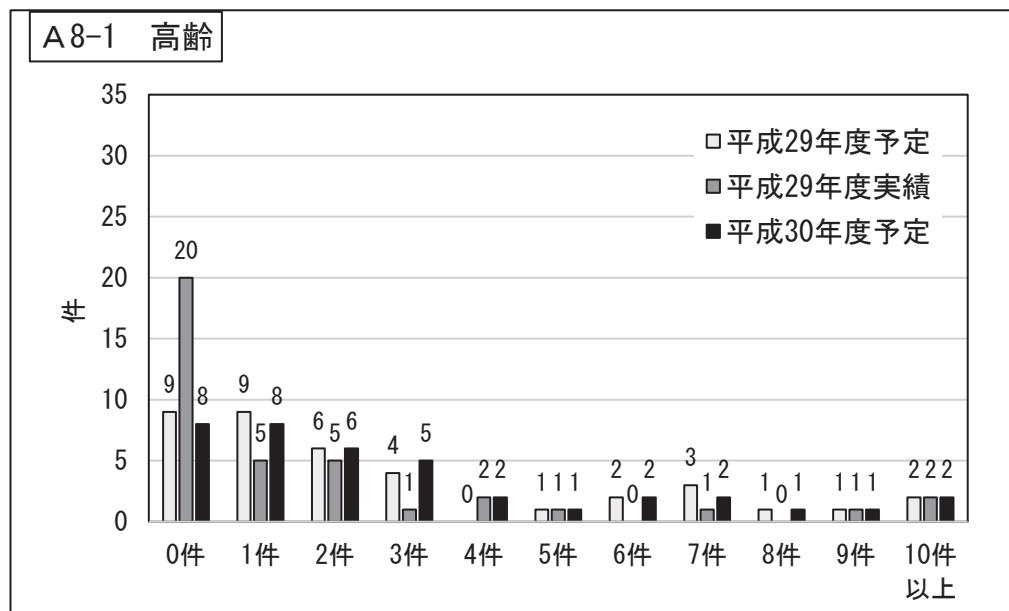
- 上の各グラフは、申立費用を助成した市町村の数を示す。
 - 読み方の例：(高齢のグラフ) 平成 29 年度において、2 件の申立費用助成を予定した自治体の数が 9、2 件の助成実績があった市町村の数が 4 である。
- * 申立助成の実績（高齢、障害合算）としては、最も多い市町村で 42 件（高齢 40 件、障害 2 件）、次が 16 件（高齢 12 件、障害 4 件）である。これに対し、実績が全くない市町村もあり、市町村ごとに偏りがある。

Q7 申立費用助成の額について、平成 29 年度及び平成 30 年度の予定数と平成 29 年度の実績を教えてください。



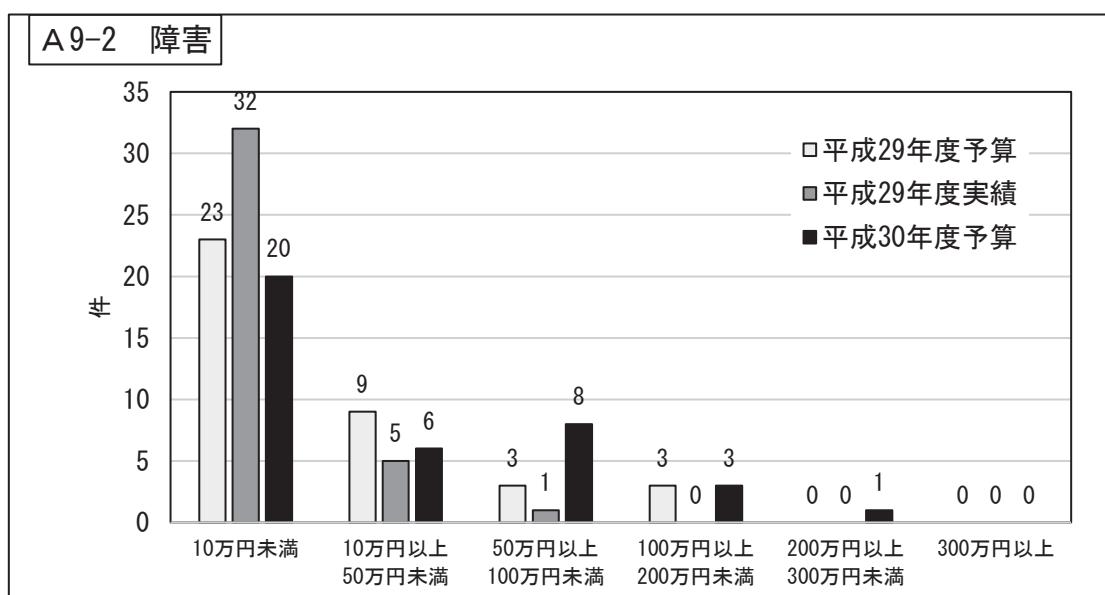
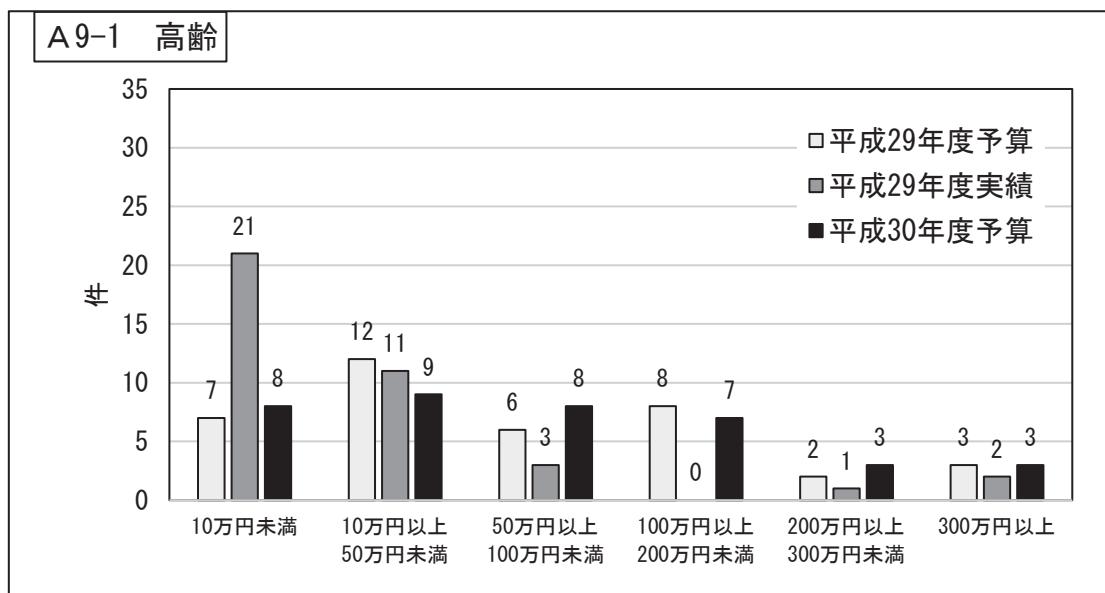
- ・ 上の各グラフは、申立助成費用の予算規模及び実績規模を示す。
- ・ 読み方の例：(高齢のグラフ) 平成 29 年度において 5 万円以上 10 万円未満の予算を計上した市町村の数は 5、助成費用合計額が 5 万円以上 10 万円未満だった市町村の数は 1 である。
- * 申立費用助成の予算額としては、100 万円を超える予算を組んでいる市町村がある一方、全く予算を組んでいない市町村もあり、偏りがある。また、実際に申立てがなされてから予算を組んでいるとみられる市町村もある。

Q8 後見人等報酬助成について、平成 29 年度及び平成 30 年度の予定件数と平成 29 年度の実績を教えてください。



- 上の各グラフは、後見人等報酬助成の予定件数及び実績を示す。
- 読み方の例：(高齢のグラフ) 平成 29 年度における後見人等報酬助成につき、3 件を予定した市町村の数は 4、3 件の助成実績があった市町村の数が 1 である。
- * 後見報酬支払の実績は、年間で 30 件以上と回答した市町村がある一方で 0 件との回答も多数あり、市町村間で偏りがある。全く予算を組んでいない市町村が多数ある。

Q9 後見人等報酬助成の額について、平成 29 年度及び平成 30 年度の予算額と平成 29 年度の実績を教えてください。



- ・ 上の各グラフは、後見人等報酬助成の年間の予算規模及び実績規模を示す。
- ・ 読み方の例：(高齢のグラフ) 平成 29 年度において 50 万円以上 100 万円未満の予算を計上した市町村の数は 6、報酬助成合計額が 50 万円以上 100 万円未満だった市町村の数は 3 である。
- * 後見報酬につき 1000 万円を超える予算を組んでいる市町村がある一方、予算を組んでいない市町村もある。予算を組んでいる市町村では、高齢者について 10 万円から 200 万円、障害者は 10 万円から 100 万円の範囲で予算を組んでいることが多い。

(イ) 成年後見制度の普及・啓発事業について

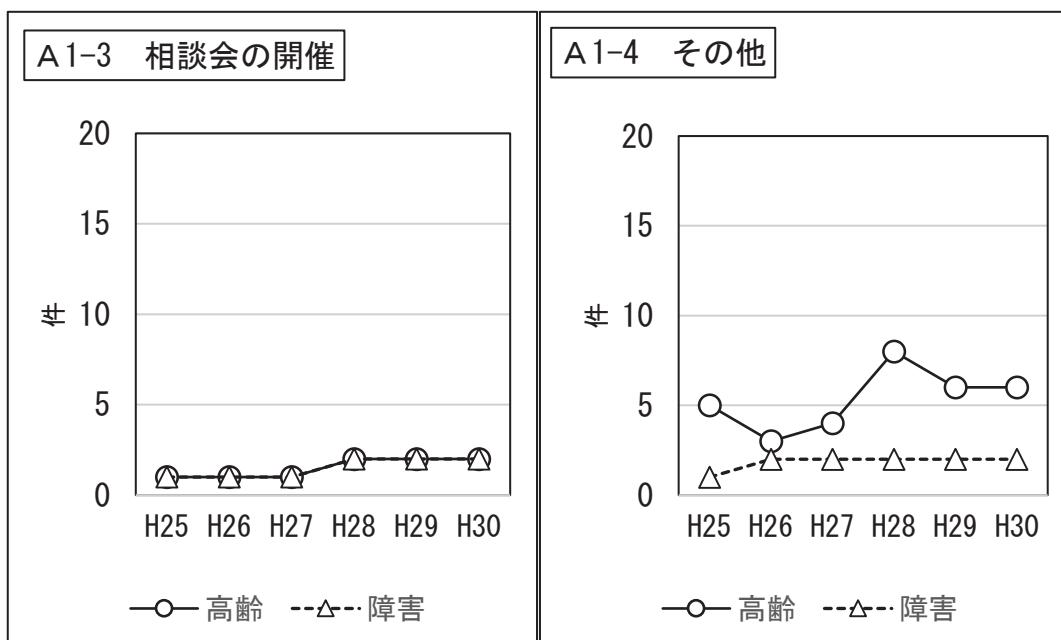
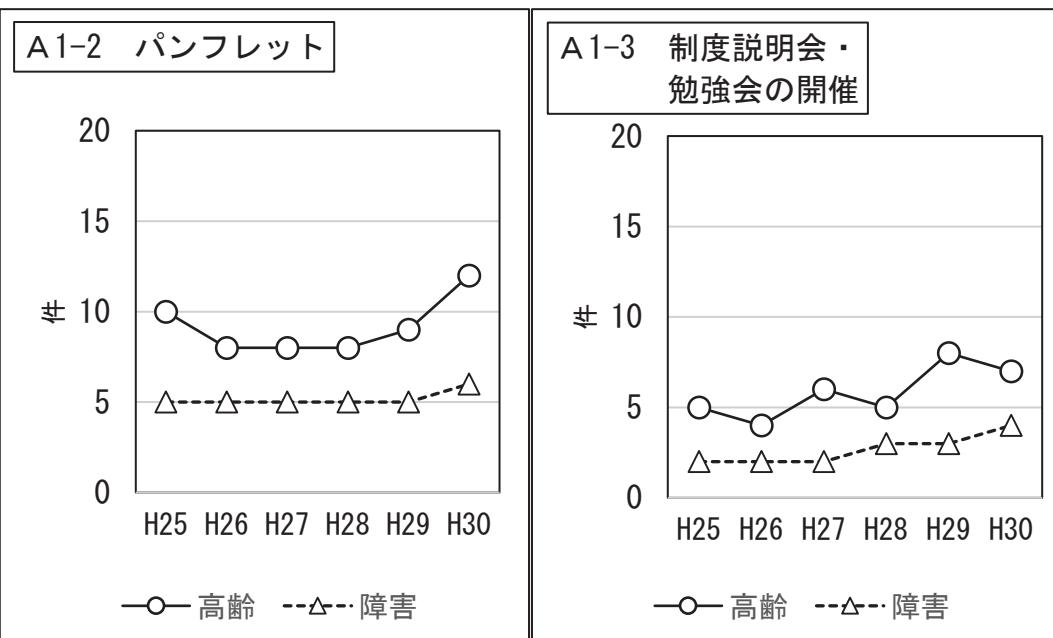
Q1 普及・啓発事業を実施した内容及び年度を教えてください(複数回答あり、母数は38)。

A1-1							
(単位:市町村)		H25	H26	H27	H28	H29	H30
パンフレットの作成配布	高齢	10	8	8	8	9	12
	障害	5	5	5	5	5	6
制度説明会・勉強会の開催	高齢	5	4	6	5	8	7
	障害	2	2	2	3	3	4
相談会の開催	高齢	1	1	1	2	2	2
	障害	1	1	1	2	2	2
その他	高齢	5	3	4	8	6	6
	障害	1	2	2	2	2	2

(他の内容)

- 広告掲載、出前講座、健康カレンダー、イベントでの告知

* 普及・啓発実施については予算の関係もあり、実施している市町村が少ない。



- 上の各グラフは、普及・啓発事業を実施した市町村数の年度別推移を示したものである。

(ウ) 市町村長申立てについて

Q1 要綱は整備していますか

A1		
(単位 : 市町村)	高齢	障害
実施している	35	30
実施していない	3	8

Q2 市町村長申立ての対象要件を教えてください。

(複数回答あり)

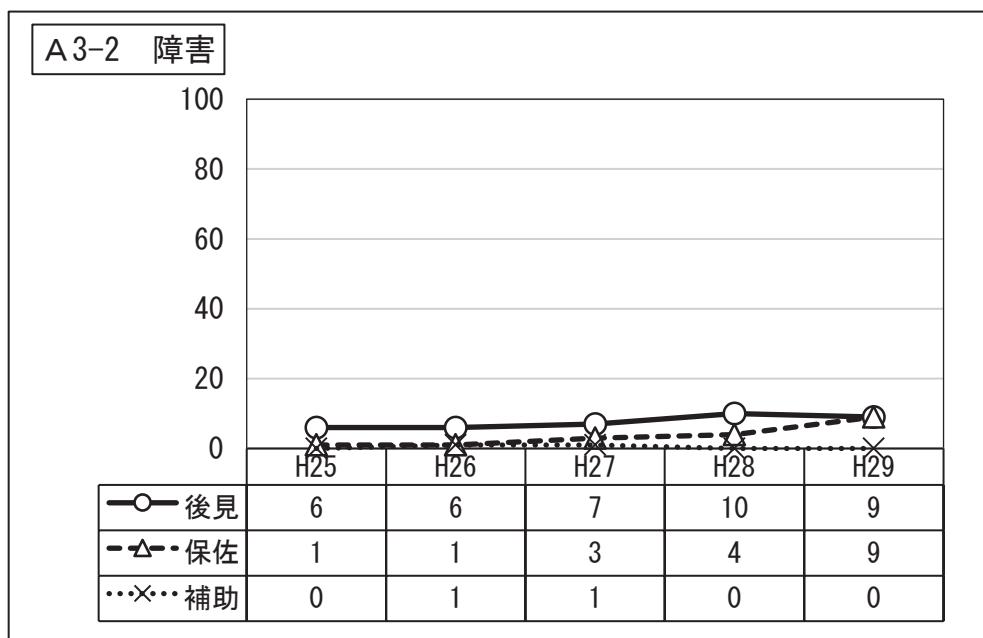
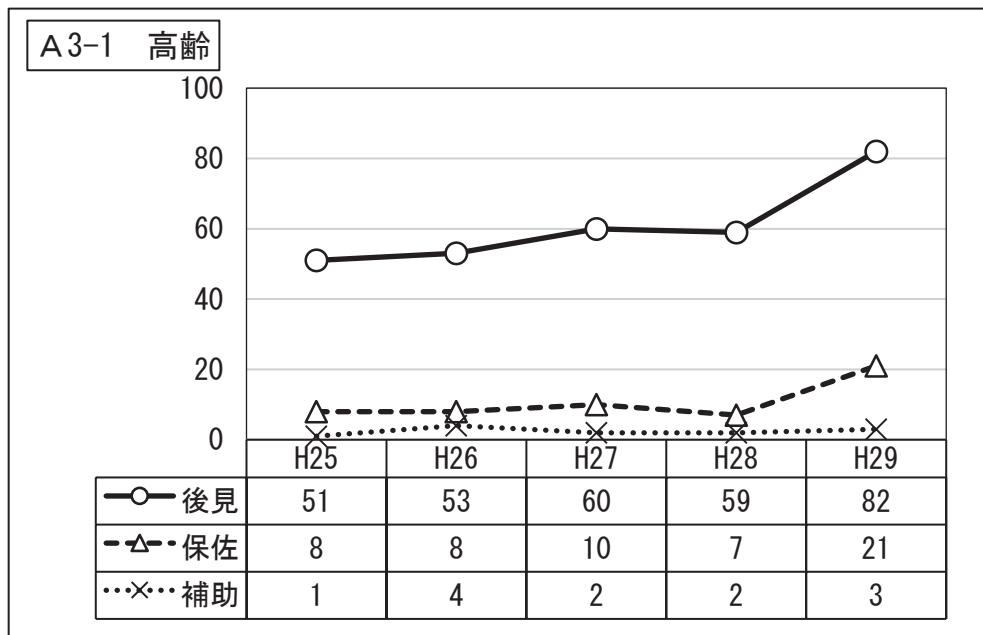
A2		
(単位 : 市町村)	高齢	障害
親族がいない	34	32
親族がいてもその親族に申立意思がない	34	32
虐待等の理由により親族申立てが適当でない	23	23
その他	7	6

(その他の要件)

- 村長が必要であると認めた者
- 成年後見制度利用支援事業実施要綱に掲げる事項を総合的に判断し、必要と認められる場合
- 市町村内に住所があること。
- 申立てに急を要すると判断される者

* 市町村長申立てについては、ほとんどの市町村で整備されているが、要件については市町村ごとに差異がある。

Q3 過去の市町村長申立実績を教えてください。



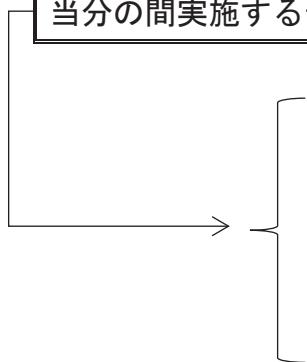
- ・ 上の各グラフは、市町村申立実績の年度別推移を後見、保佐、補助に分けたものである。
- * 県全体で見れば一定の市町村長申立ての実績がある。しかし、申立件数の多い5市町村だけで8割を占めており、全く申立てを行っていない市町村も半数程度あり、市町村間における偏りが大きい。

(エ) 市民後見人の養成について

Q1 市民後見人養成研修を実施していますか。

実施する予定がない場合には、その理由を教えてください（複数回答あり）。

A1	
実施している	7 市町村
実施していない	14 市町村
当分の間実施する予定がない	17 市町村



組織体制の整備が困難	10 市町村
費用が確保できない	9 市町村
ニーズがない	3 市町村
受け皿が足りている	1 市町村
その他	4 市町村

(その他の理由)

- 自治体単独ではなく各自治体連携し、広域での実施に向けて検討している。
- ・ 市民後見人養成研修を外部に委託している市町村は 6（委託先としては、社会福祉協議会や関係機関等がある）。
- * 市民後見人の養成については、各市町村とも目立った進展はないと思われる。

Q2 市民後見人養成講座へ申し込んだ人数、修了者数、名簿登録者数、現在の登録者数についてそれぞれ何人ですか。

A2		
(単位：人)	平成 28 年度	平成 29 年度
各年度における申込人数	23	15
各年度における修了者人数	20	15
各年度において名簿に登録された者の数	13	5
年度末における名簿登録者の総数	99	117

Q3 市民後見人養成研修以外に市民後見推進にかかる事業を実施していますか。

A3	
実施している	3 市町村
実施していない	35 市町村

- ・ 実施内容としては、市民後見人意見交換会。
- * 現在後見人名簿登録者がいるのは 6 市町村のみであり、ほとんどの市町村では市民後見人養成及び推進にかかる事業は進んでいない。

(才) 法人後見について

Q1 地域において社会福祉法人等の団体による法人後見が実施されていますか。

A1	
実施されている	11 市町村
実施されていない	24 市町村
実施に向けて検討中	3 市町村

Q2 法人後見実施団体に対する支援をしていますか。

A2	
支援している	3 市町村
支援していない	35 市町村

(支援内容)

- 財政支援
- 円滑な事業実施を図るための助言
- 要支援者の情報提供

- * 法人後見については、約 4 割の市町村が実施又は実施検討中である。

Q3 成年後見制度の推進についての課題や問題点（自由記述）。

A3-1 成年後見人の担い手の課題や問題点

- 専門職団体を通して候補者を依頼するが、地域的に受け皿となる専門職が見つかりにくい（他市町村の同じ後見人に複数依頼することになってしまう。）。
- 市民後見人よりも専門職の受け皿が増えてほしい。
- 市民後見人のなり手がいない。
- 受任できる専門職後見人が少ない。

A3-2 財源等、行政側の課題や問題点

- 今後首長申し立ての必要性がある高齢者が増加しているが、親族がいるケースで経済的問題があるケースまで町で支援するとなると予算的な課題もあり、現段階では必要性は感じているが要綱変更に至らない。
- 成年後見制度の今後の利用増加に伴う、申立費用及び後見人等への報酬に係る助成金の予算確保が課題。
- 成年後見制度の利用促進は今後、独居高齢者の増加も見込まれるため、必要な制度であると思いますが、財源の確保と、正しい周知というところが課題であると思います。財源がなくては行えない支援であり、第三者が管理するということに利用者側は抵抗があるものだと思いますので、周知方法もまた工夫が必要かと思います。
- 行政のマンパワー不足。

A3-3 市民後見人の育成の課題や問題点

- 市民後見人の育成と活用推進が必要であるが、養成するためのノウハウが無く、なり手の確保も難しい。また、市民後見人育成後のサポート体制についても検討していく必要がある。
- 市民後見人の育成について、養成講座は開催したが、バックアップ体制や活用方法、マッチングなど未整備のところが多いため、法人後見の担い手でもある社協（未実績）とも連携し、当町の方向性を検討していきたい。
- 市民後見人の養成については、町独自での開催について一定の受講者の確保が困難であり、少人数の受講者に対し実際に市民後見人になり得るかどうかも困難であるため費用対効果が望めないため、広域での養成が望まれる。

A3-4 申立手続の課題や問題点

- 制度が複雑で、申立てまでの書類作成や準備物などにハードルが高く、

親族に申立て能力があっても申立て行為までつながりにくいと思う。

- 申立手続きに非常に手間と時間、お金がかかる。
- 市町村申立てについて…診断書作成で躊躇ことが多い。支援者側が制度の必要性を感じていても、本人が受信を拒否したり、医療機関側で「初診の人は受け付けない」、「何かトラブルに巻き込まれる可能性があるケースであれば受け付けない」と断られたことがある。医療機関との連携をもっと深めたい。

A3-5 その他

- 普及啓発をしても、制度が複雑であるため福祉専門職でも理解が難しい。
- 申立支援は、包括だけではなく、関わっている福祉専門職も出来るようになることが望ましいと思う。
- 成年後見制度の支援内容も死後事務は行えるようになりましたが、医療面での入院や手術の同意を病院側から求められる現実があり、関係機関が頭を悩ませている実態もあります。
- 将来、成年後見制度が必要であろうと予測できる人が、任意後見制度を利用しやすい仕組みづくりが必要ではないか。
- 成年後見制度=難しい、面倒くさい、財産管理のみを行う、といった認識を、福祉関係者ですら抱いていると感じている。高齢化や独居世帯の増加、9060問題など、当町でも成年後見制度の必要性は高まっているため、町民がまず相談しやすい環境を作る。
- 関心を持ってもらえるような普及啓発の実施が課題である。
- 制度の普及啓発が必要。制度名を知っていても内容を知らない。後見人が何でもできると誤解している。後見人に対する不信感がある。
- 成年後見制度そのものが、まだ周知されていなく、申立ての手続きも利用者やその家族だけで行うには難しいと感じています。
- 成年後見人等の権限について、手術・麻酔同意等医的侵襲事項、身元引受人は出来ないとなっているが、病院・施設によっては認識されていないことがあります、後見人が断ると受け入れを拒否する機関がある。
- 後見人等によっては財産管理のみに重点がおかれ、身上監護面がおろそかになり面会もしていないケースもあり、その人の生活に合った支援が望まれる。
- 成年後見制度の知識の普及が進んでおらず、対象者のニーズ把握が難しい。または、ニーズがあっても後見人となる受け手の不足により、申立準備が進まない状況もある。今後益々成年後見制度の活用が求められ、首長

申立のニーズが増えていくと推測されるが、1人に対して何十年間も報酬助成を行っていくとなると、財政的に厳しい状況にあり、利用支援事業対象者を広げる等の要綱改正が難しい現状がある。市民後見人育成に関しての課題は、養成講座を行って家庭裁判所へ登録しても、市民後見人単独での後見人業務ができない状況にあるので、実働やそのフォローアップ体制の整備に検討を要することが挙げられる。

- 後見人の候補者として親族の協力が得られない。

以上

分析・検討

■1 成年後見制度利用支援事業実施要綱整備の状況について

県内においては、ほとんどの市町村（高齢者37／38、障害者34／38）において、成年後見制度利用支援事業に関する実施要綱の整備がなされている。

■2 申立費用・後見報酬に関する助成事業の内容について

助成を受ける対象に関する要件については、申立費用と後見報酬とでさほど大きな差異は見られない。具体的には、経済的要件、市町村長申立ての要件が主な柱であるが、助成対象を市町村長申立てに限定しない市町村も半数程度存在している。

申立費用や後見報酬の助成対象を市町村長申立ての場合に限定する取扱いは、後述のように要支援者のうちの生活困窮者の実数に対して市町村長申立件数が十分とは言えない実情に鑑みると、要支援者の制度利用を阻害している面も否定できない。

助成対象となる経費については、収入印紙、郵券、鑑定費用、診断書取得費用はほとんどの市町村が助成対象とする一方、戸籍取得費用、登記印紙費用に関しては対応が分かれている。

■3 申立費用、後見報酬予算および実績について

申立費用として100万円以上、後見報酬について1000万円以上の予算を立てている市町村がある一方で、全く予算を立てていない市町村が4分の1程度あった。申立費用や後見報酬を助成した実績として数十件あると回答した市町村もあったが、他方で0件と回答する市町村が約半数あった。

市町村アンケート結果によれば、青森県内における平成29年度の申立費用助成総数は103件、後見報酬助成総数は100件となっている。他方で事業者アンケート結果によれば、成年後見制度利用が必要な要支援者であり、かつ、生活困窮者（生活保護受給者または月収6万円未満の者）の実数は、青森県内で1821人の回答結果がある。そうすると、申立費用及び報酬助成の要件である経済的要件を満たす可能性が高い1821人の要支援者数に対して、単年度100件程度の費用報酬助成という実態は、成年後見制度利用支援事業の趣旨に照らして、いまだ十分なものとはいえない面がある。

■4 市町村長申立ての実情について

市町村長申立ての要件としては、いずれの市町村も、親族要件として「親族がないこと、または、親族がいても親族による申立てが適当でない」などの要件を設けている市町村が多数である。親族調査として何親等までを調査しているのか、親族の申立意思の有無、申立てへの賛否の意見が、市町村長申立ての適否に対して、どのように考慮されているのかは必ずしも明らかではない。

「親族による申立てが適当でない」との要件の検討において、親族意思は重視されるべきか、その調査に要する時間が迅速な権利擁護の実現を阻害してはいるのか、今後も議論が必要である。住所・居住地要件については、要綱への記載について明確な回答がない。

市町村長申立件数は、市町村アンケート結果によれば平成29年度で124件となっており、平成29年の青森県の全申立件数323件に占める割合は、36.8%である（平成30年4月作成「成年後見制度の現状（厚生労働省）」）。これは、全国平均19.8%を大きく上回っており、要支援者の権利擁護の実現が図られている実情が伺われる。

他方で、申立実績ゼロの市町村が4割程度を占めるなど、市町村ごとに偏りが大きい面も伺える。

また、単年度の市町村長申立件数124件という実績について、十分な実績と言えるかどうかについても検討を加えたい。事業所アンケート結果からは、市町村長申立ての要件に該当すると考えられる「身寄りのいない者・または身寄りが遠方（以下、「身寄りのいない者等」という。）」または「親族はいるが協力を得ることが困難」な者の実数として、1764人であることが分かった（事業所アンケート問5参照）。そうすると、単年度実績124件という数字は、現に市町村長申立てを必要としている（可能性の高い）者の内、僅か7%を捕捉しているのみということになる。

仮にこのペースでの申立実績が続いた場合、現在市町村長申立てを必要としている可能性の高い者に限定しても、その全ての者に成年後見申立てが行われるには、今後、約14年もの期間を要することになる。これは、その間、支援を必要とする者の権利が擁護されないまま放置されるということにつながりかねない事態と言える。さらに、今後、毎年、市町村長申立てを必要とする者（身寄りのいない者等・親族はいるが協力を得ることが困難な者）が新たに増えていくことをも考えると、単年度実績124件という数字は、十分なものとは言い難い面があると指摘せざるを得ない。

■5 市民後見・法人後見について

市民後見人養成研修を実施している自治体は2割程度にとどまっている等、現状、市民後見人の養成は進んでいない。その理由については、養成のノウハウ不足、研修費用の問題、研修受講者の不足、養成後のバックアップ体制の不足、活用方法やマッチング体制の未整備など、様々な理由が挙げられている。市町村単独での実施が困難であるとして広域連携を模索しているとの回答も複数見られた。市民後見の必要性を感じている市町村が多数であるが、各市町村が手探りで動いている様子が見られる。

法人後見については、3割程度の自治体において、社会福祉法人等の団体による法人後見が行われている。他方で、法人後見に対する支援を行っている自治体は1割にも満たず、今後の発展や支援が期待される。

以上

(4) 市町村社会福祉協議会への調査

ア アンケート概要

目　　的	青森県内市町村社協における法人後見事業実施状況調査
対　　象	青森県内の 40 市町村社会福祉協議会
調査時期	平成 30 年 1 月 26 日～2 月 26 日
調査時点	平成 30 年 1 月 31 日
調査方法	郵送・F A Xによる送付と回収
依頼数	40
回答数	40

イ アンケート結果

(ア) 法人後見（法人後見監督を除く）の実施状況

Q1 法人後見の実施体制（法人後見の受任が可能な体制）はありますか。

A1	社協数	社協の内訳
実施体制がある (以下「体制あり」)	8	五所川原市、十和田市、平川市、鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町、七戸町
検討中である (以下「検討中」)	7	弘前市、八戸市、野辺地町、六戸町、大間町、東通村、南部町
当分の間構築予定はない (以下「予定なし」)	25	上記以外の社協

Q2 「体制あり」への質問 法人後見の実施体制が整備された時期はいつですか。

A2	
十和田市	平成 17 年 12 月
五所川原市	平成 20 年 4 月
鶴田町	平成 21 年 1 月
鰺ヶ沢町	平成 22 年 5 月
平川市	平成 24 年 4 月
深浦町	平成 24 年 4 月
七戸町	平成 26 年 4 月
中泊町	平成 26 年 12 月

Q3 「体制あり」への質問) 法人後見の実施体制を整備した理由は何ですか(複数回答あり)。

A3	
理 由	社協数
判断能力の低下した日常生活自立支援事業利用者を引き続き支援するため	6
地域に適切な後見人等候補者がいない(少ない)ため	2
行政から依頼があったため	2
家庭裁判所から依頼があったため	0
その他	6

(その他の内訳)

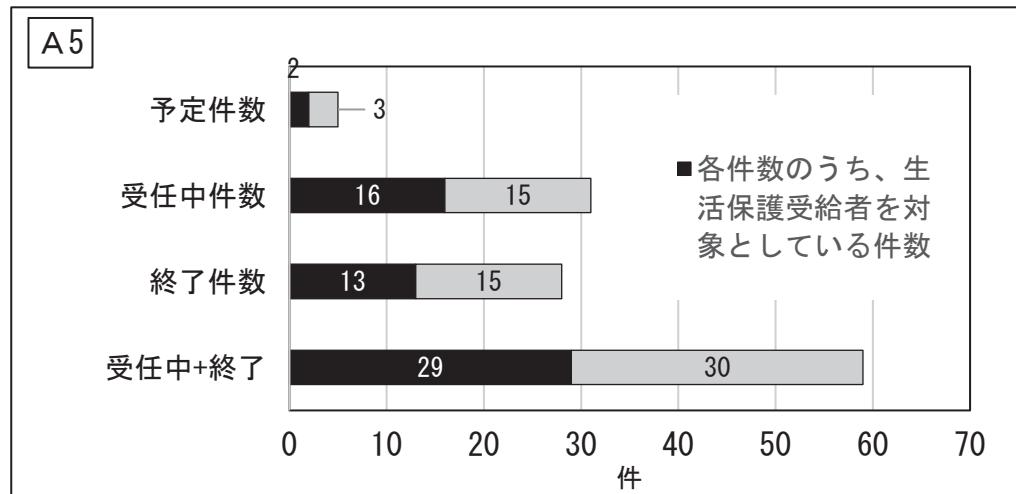
- 権利擁護センター設立に伴い、体制を整備した。
 - 地域住民の能力低下後の生活において成年後見制度を活用することで最大限の利益保護・追求という安心した生活を継続できるようにするため。
 - 親族はいるが支援が難しいため。
 - 社協が取り組むべき事業であると判断したため(2件)。
 - 近隣市町村社協で実施体制が整っておりそれにならって実施。
- * 日常生活自立支援事業利用者の判断能力が低下し、契約が困難になってからも引き続き支援をするために整備したという回答が最も多い。

Q4 （「体制あり」への質問） 法人後見受任要件は何ですか（複数回答あり）。

A4	
要 件	社協数
社協の設置市町村の居住者であること	7
適切な後見人等候補者がいないこと	7
市町村長申立てであること	1
日常生活自立支援事業からの移行であること	1
生活保護受給者又はそれに準ずる者であること	0
特に要件は定めていない	0
その他	0

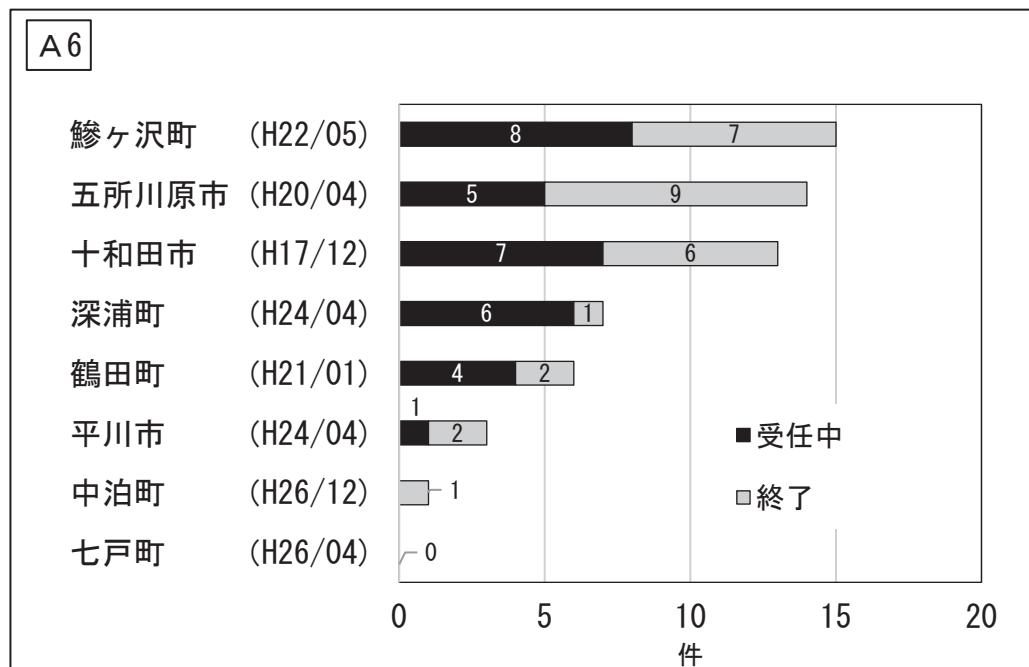
- * 8 社協中 7 社協が「社協の設置市町村の居住者であること」や「適切な後見員等候補者がいないこと」を要件としている。
- * 「市町村申立てであること」や「日常生活自立支援事業からの移行であること」を要件として、限定的に受任している社協が各 1 社協ある。

Q5 「体制あり」への質問) 受任予定件数、受任中件数及び終了件数を教えてください。また、それぞれの件数における生活保護受給者数も教えてください。



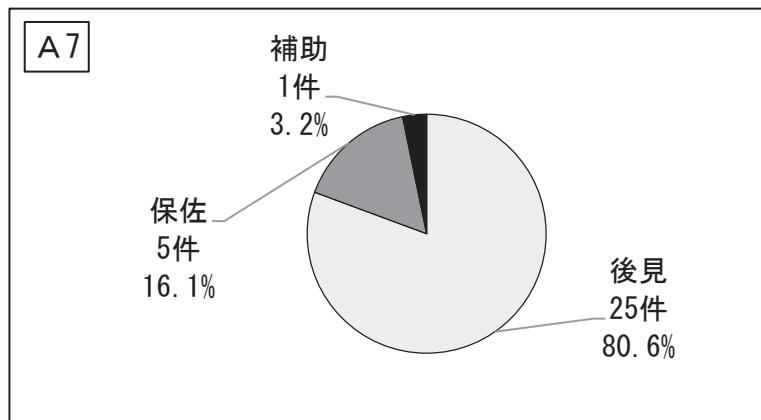
- 上グラフは、平成 30 年 1 月 31 日時点における受任件数を示す。
- * 受任件数のうち約 5 割が生活保護受給者である。

Q6 「体制あり」への質問) 法人後見を開始してから現在までの受任実績を教えてください。

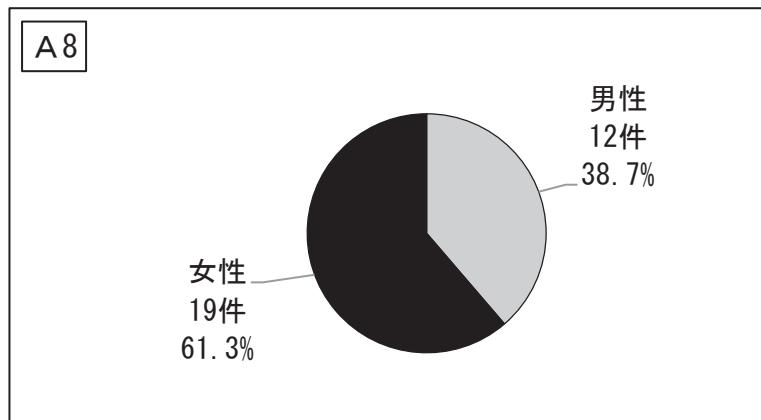


- 下グラフの()内は、法人後見の実施体制が整備された時期。
- * 七戸町社協は法人後見の実施体制を整備しているが、受任実績はない。

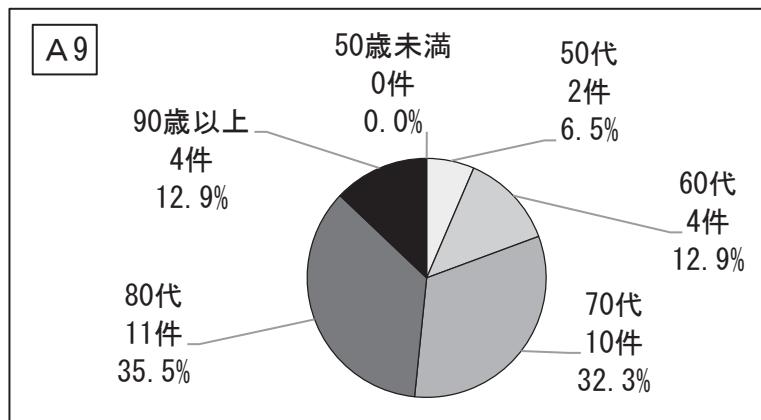
Q7 「体制あり」への質問 受任中件数（31件）の後見類型を教えてください。



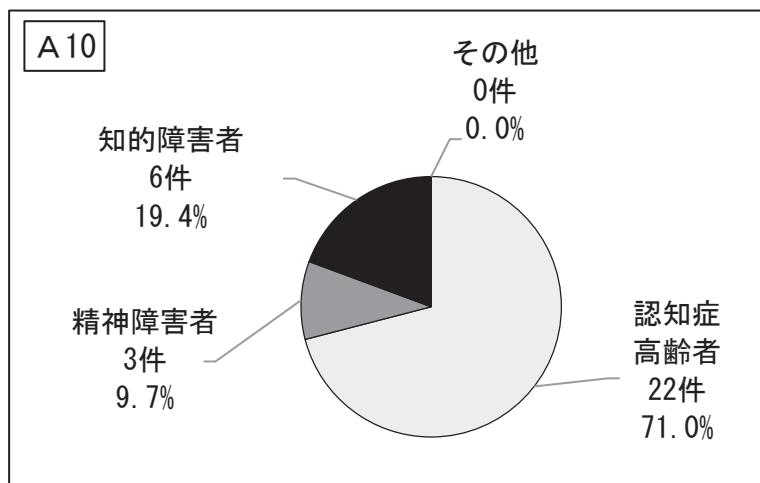
Q8 「体制あり」への質問 受任中件数（31件）の被後見人等の性別区分を教えてください。



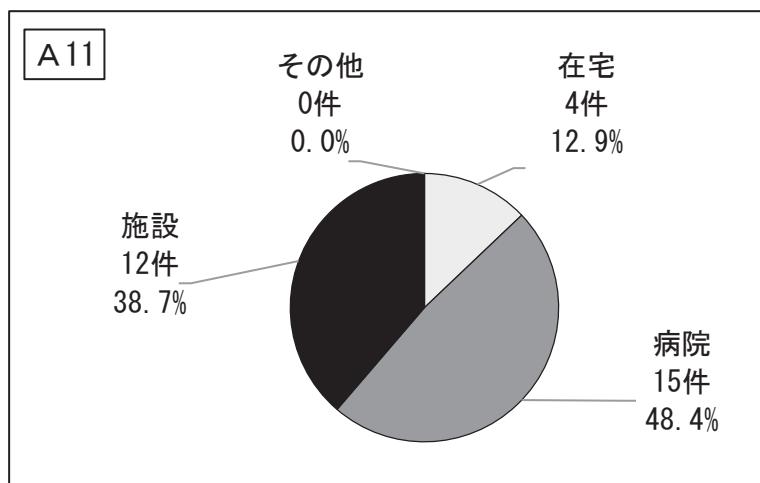
Q9 「体制あり」への質問 受任中件数（31件）の被後見人等の年齢を教えてください。



Q10 「体制あり」への質問 受任中件数（31 件）の被後見人等の障害等区分を教えてください。



Q11 「体制あり」への質問 受任中件数（31 件）の被後見人等の居住形態を教えてください。



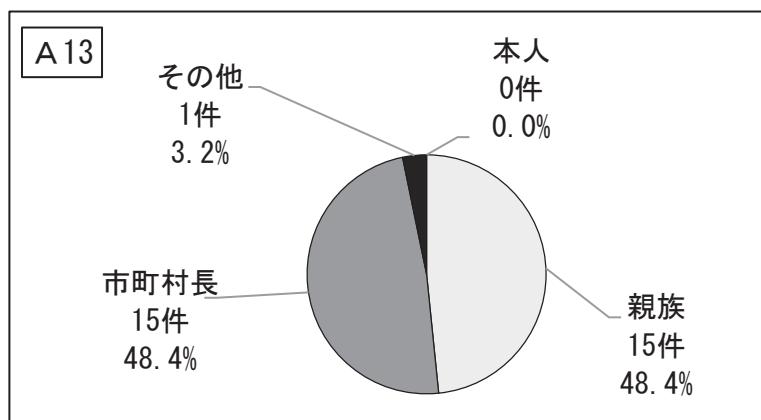
* 「施設」と「病院」を合わせると約 87%を占めている。

Q12 「体制あり」への質問) 受任中件数(31件)の申立人の属性を教えてください(複数回答あり)。

A12	件数
親族がいない、親族による支援が困難	31
若年による長期的に安定的な支援が必要	1
主に身上監護に関する支援が必要	0
その他	0

- * 受任中全件が「親族がいない、親族による支援が困難」という状況である。
- * 法人後見の強みとされる、被後見人が若年で、長期的継続的な後見支援が必要なケースも1件ある。

Q13 「体制あり」への質問) 受任中件数(31件)の申立人の種別を教えてください。



(その他の内訳)

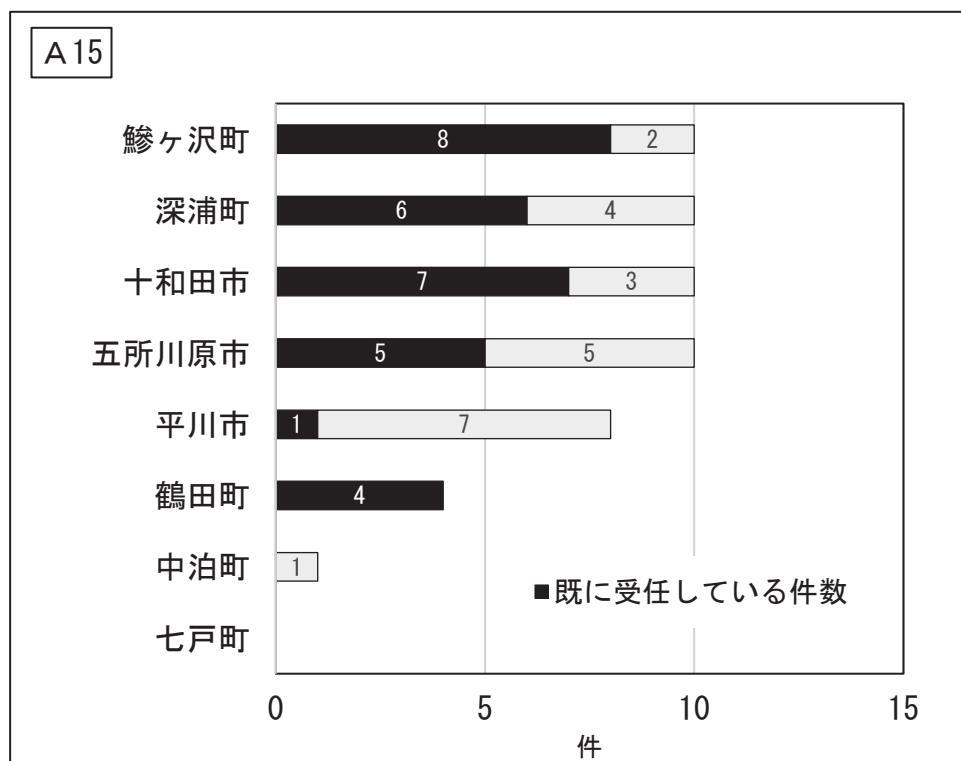
○ 前保佐人

- * 親族申立てと市町村長申立てが半々である。

Q14 「体制あり」への質問 受任中件数（31 件）のうち、日常生活自立支援事業から法人後見に移行した件数を教えてください。

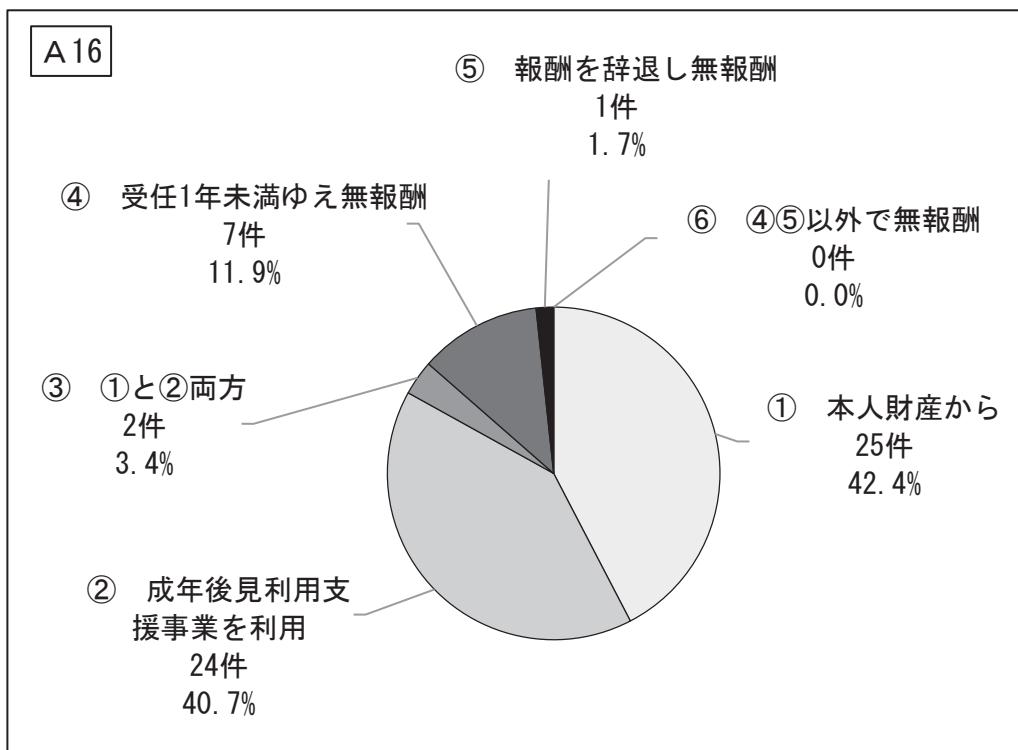
A14 3 件

Q15 「体制あり」への質問 現在の受任件数を含めて最大何件まで成年後見人等を受任することができますか。現在の体制かつ現在受け持っている成年後見等事件と同程度の案件を基準に回答してください。



- 上グラフの見方：鰐ヶ沢町社協の場合、受任可能件数が 10、既に受任している件数が 8 であるから、あと 2 件の後見事件を受任できる余力を有することになる。
- * 法人後見の実施体制を整備している 8 社協における総受任可能件数は合計 53 件で、受任中件数 31 件を除く受任可能件数の合計は 22 件である。
- * なお、七戸町社協は「受任実績がないため、受任可能件数も不明」とのことである。

Q16 「体制あり」への質問) 総受任件数(受任中+終了) 後見等報酬の内訳を教えてください。



Q17 「体制あり」への質問) 受任している後見等の被後見人等の中で自らが実施している介護保険等の福祉サービスを利用している件数(利益相反ケース)を教えてください。

A17 8 件

Q18 「体制あり」への質問) 平成 29 年度の法人後見業務に係る職員体制を教えてください。

A18	専従	兼務
正規	0/0	24/8
非正規常勤	0/0	1/1
非正規非常勤	0/0	5/1

- 上表は、職員人数／社協数

Q19 「体制あり」への質問) 平成29年度の財源別予算額を教えてください。

A19

法人後見実施体制がある8社協のうち1社協が48,000円を自主財源から予算化していた。また、前年度繰越金の中に法人後見開始年度の自主財源が含まれているという社協が1つあった。そのほかは後見報酬(成年後見制度利用支援事業を含む)のみを財源としていた。

* ほとんどの社協が後見報酬のみを財源としている。もっとも、後見報酬は原則受任後1年を経過してから付与申立てをして決定されるため、それまでに自主財源を予算化する必要があると思われる。

Q20 「体制あり」への質問) 法人後見を実施する中で感じる課題や問題点は何ですか(複数回答あり)。

A20	
課題・問題点	社協数
人員の確保	5
制度に精通した職員の不在	4
財源の確保	2
専門家から指導助言を受ける機会の確保	2
利益相反関係が生じる	1
親族間の争いに巻き込まれる恐れ	1
担当者に対する研修機会の確保	1
行政との連携強化	1
特にない	1
その他	2

(その他の内訳)

- 医療同意、死後対応
- 相続人の不在や関係拒否時の対応

* 「人員の確保」「制度に精通した職員の不在」など人材確保の課題や問題点が最も多かった。

Q21 （「検討中」への質問）いつ頃からの実施を検討していますか。

A21	
平成 30 年度	弘前市、野辺地町
平成 31 年度	南部町
時期未定	八戸市、六戸町、大間町、東通村

Q22 （「検討中」への質問）法人後見の実施に向けて検討を始めた理由は何ですか（複数回答あり）。

理 由	社協数
判断能力の低下した日常生活自立支援事業利用者を引き続き支援する必要があったため	3
地域に適切な後見人等候補者がいない（少ない）ため	2
行政から依頼があったため	2
家庭裁判所から依頼があったため	1
その他	2

(他の内訳)

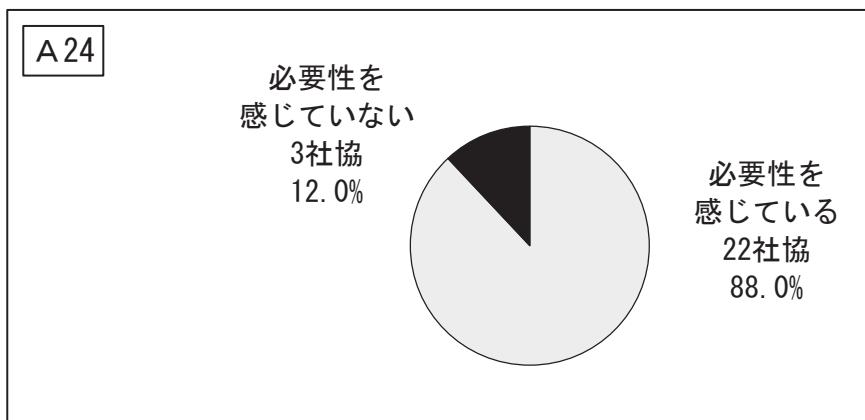
- 今後認知症の増加に伴い必要性があると思われるため。
- * 既に法人後見を実施している社協の場合と同様、日常生活自立支援事業利用者の判断能力が低下し契約が困難になってからも引き続き支援をする必要があったためという回答が最も多い。

Q23 （「検討中」への質問）実施に向けて課題や問題になっていることは何ですか（複数回答あり）。

A23	
課題・問題点	社協数
人員の確保	6
組織体制の整備	6
財源の確保	5
制度に精通した職員の不在	3
弁護士等専門家から指導・助言を受ける機会の確保	3
行政との連携	2
利益相反関係が生じる	1
親族間の争いに巻き込まれる恐れ	1
職員に対する研修機会の確保	1
特にない	0
その他	0

* 既に実施をしている社協に比べ「財源の確保」を課題とする社協が多かった。

Q24 「予定なし」への質問) 法人後見実施体制構築の必要性を感じていますか。



- * 当分の間実施体制を構築する予定はない社協も、その多くは法人後見実施体制の構築の必要性を感じている。

Q25 (Q24「必要性を感じている」への質問) 法人後見の実施体制を構築する必要性を感じているが、実施しない理由は何ですか (複数回答あり)。

A25	
実施しない理由	社協数
活動に係る人員が確保できない	20
活動に係る予算が確保できない	16
行政との調整ができていない	15
実施に向けてどのように手続を進めてよいかわからない	11
行政からの依頼がない	4
その他	1

(その他の内訳)

- 財源不足、人員不足、弁護士等の法律に関わる者の確保など実施する環境にないため。また、本来法律にたずさわる人がやるべきであって、なぜ社協がやらなければならないのか大きな疑問である。

- * 多くが「人員の確保」「予算の確保」を実施しない理由として挙げている。

Q26 (Q24「必要性を感じている」への質問) 法人後見を実施する必要性を感じていない理由は何ですか（複数回答あり）。

A26	
必要性を感じていない理由	社協数
地域に成年後見制度に対するニーズが少ない（無い）ことを把握している	2
地域に適切な後見人等候補者がいることを把握している（受け皿が足りている）	0
その他（ニーズの有無が全くわからない）	1

Q27 「予定なし」への質問) 当面の取組方針についてお聞かせください（複数回答あり）。

A27	
当面の取組方針	社協数
研修会等に参加して情報を集めたい	12
地域の関係機関・団体と協議したい	11
他の市町村社協の動向を注視したい	11
行政と意見交換の場を設けたい	9
地域における成年後見制度のニーズの把握	8
現在のところ特別な取組み予定はない	4
その他	1
無回答	5

(その他の内訳)

- 受託している地域包括支援センターの権利擁護業務を通じて町内の動向を把握する。

(イ) 法人後見監督の実施状況

Q1 法人後見監督の実施体制(法人後見監督の受任が可能な体制)はありますか。

A1	社協数	社協の内訳
実施体制がある (以下「体制あり」)	3	八戸市、むつ市、平川市
実施体制がない (以下「体制なし」)	37	上記以外の社協

* 法人後見と法人後見監督の実施体制をいずれも整備している社協は、平川市のみである。

Q2 「体制あり」への質問) 法人後見監督の実施体制が整備された時期はいつですか。

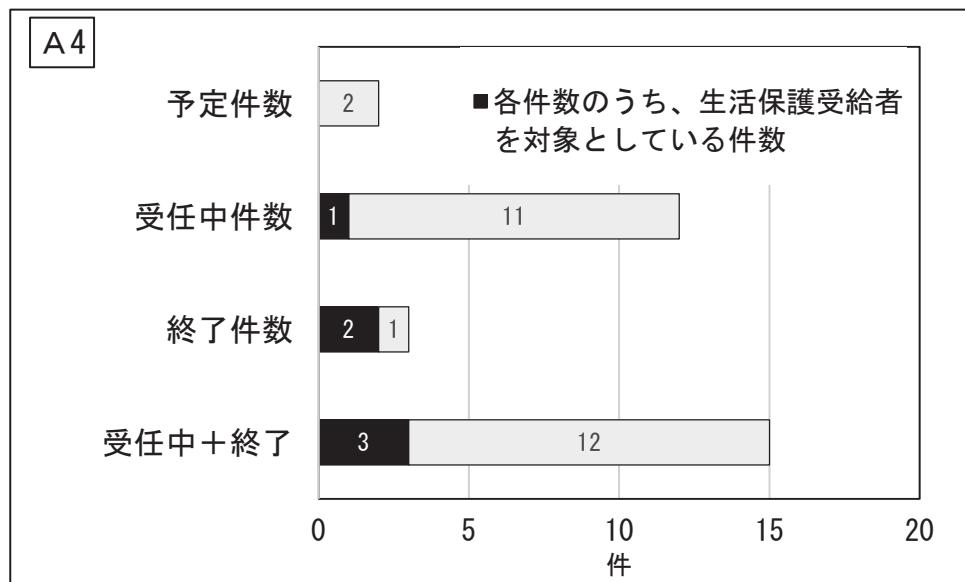
A2	
むつ市	平成 22 年 6 月
平川市	平成 24 年 4 月
八戸市	平成 26 年 1 月

Q3 「体制あり」への質問) 法人後見監督の実施体制の整備理由は何ですか。

A3	
むつ市	行政で市民後見人を育成し活動を開始することとなり、後見監督人として本会が受任してほしい旨行政から依頼された。
平川市	養成した市民後見人の受任時のバックアップのため。

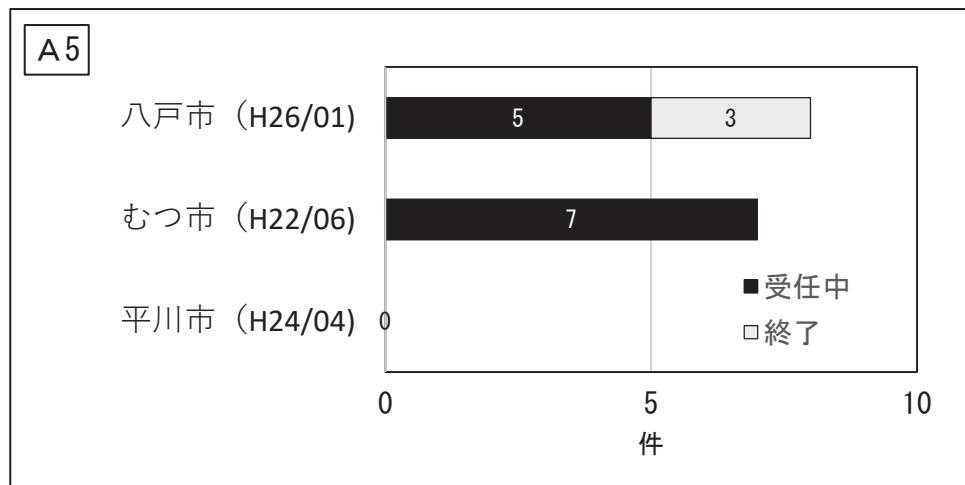
* いずれも、行政が育成した市民後見人の活動を監督し支援するためである。

Q4 （「体制あり」への質問）受任予定件数、受任中件数及び終了件数を教えてください。またそれぞれの件数における生活保護受給者数も教えてください。



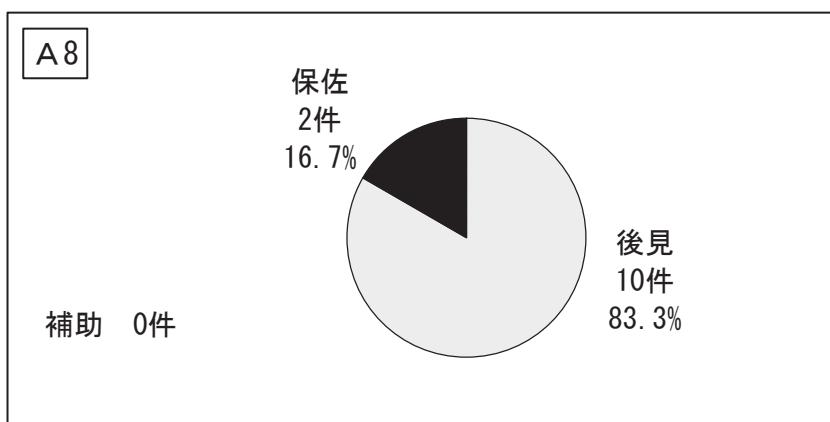
- 上グラフは、平成 30 年 1 月 31 日時点における受任件数を示す。

Q5 （「体制あり」への質問）法人後見監督を開始してから現在までの受任実績を教えてください。

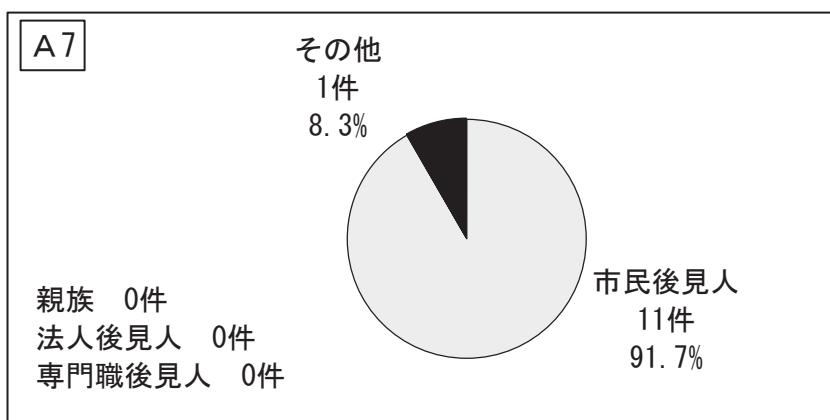


- 上グラフの()内は、法人後見の実施体制が整備された時期。

Q6 「体制あり」への質問) 監督受任中件数(12件)の後見監督類型を教えてください。



Q7 「体制あり」への質問) 監督受任中件数(12件)の後見人の種類を教えてください。

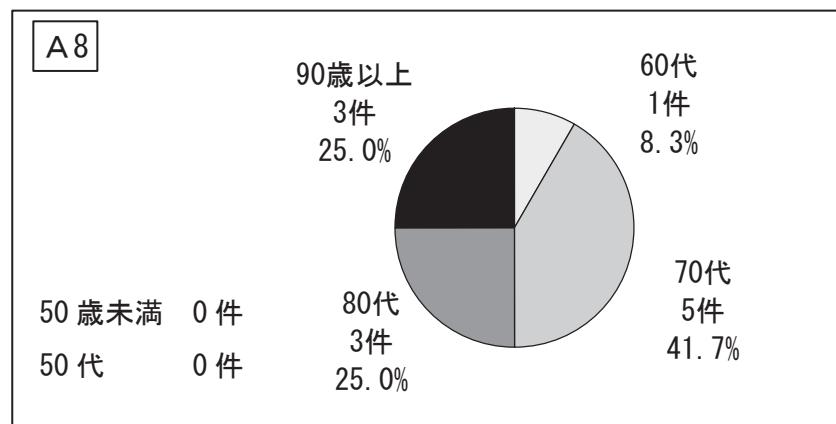


(その他の内訳)

○ 市民後見人と弁護士の複数後見

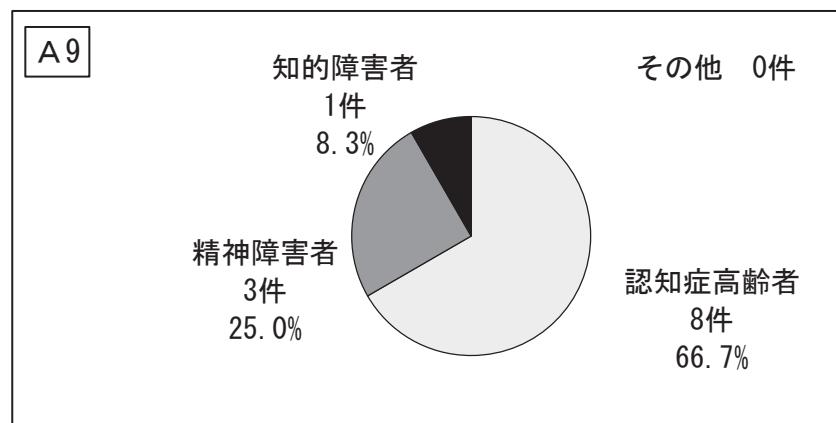
* いずれも市民後見人の監督である。

Q8 「体制あり」への質問 監督受任中件数（12件）の被後見人等の年齢を教えてください。

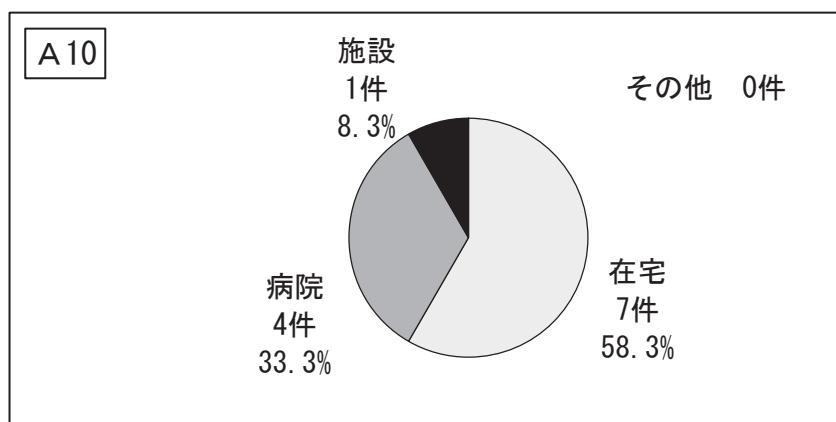


* 70歳以上が92%を占めている。

Q9 「体制あり」への質問 監督受任中件数（12件）の被後見人等の障害等区分を教えてください。

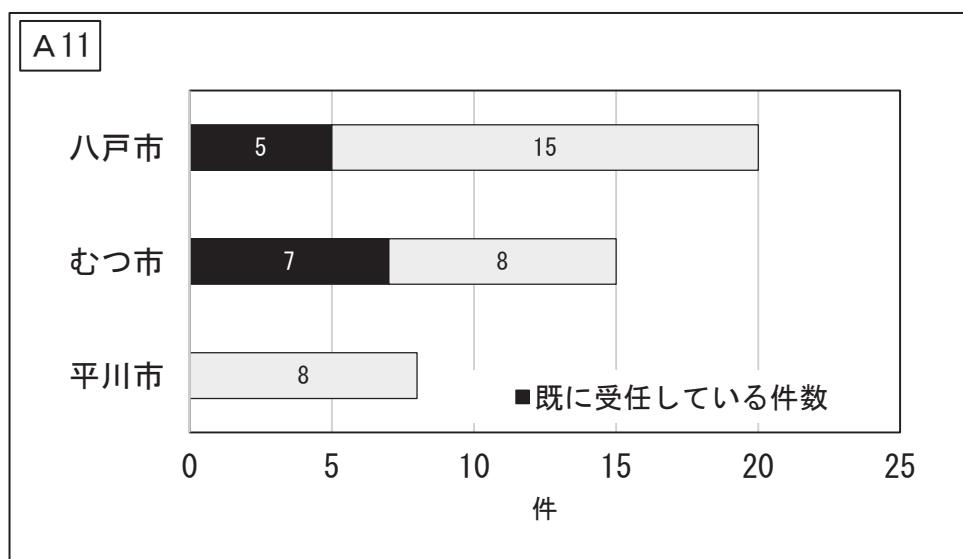


Q10 「体制あり」への質問) 監督受任中件数(12件)の被後見人等の居住形態を教えてください。



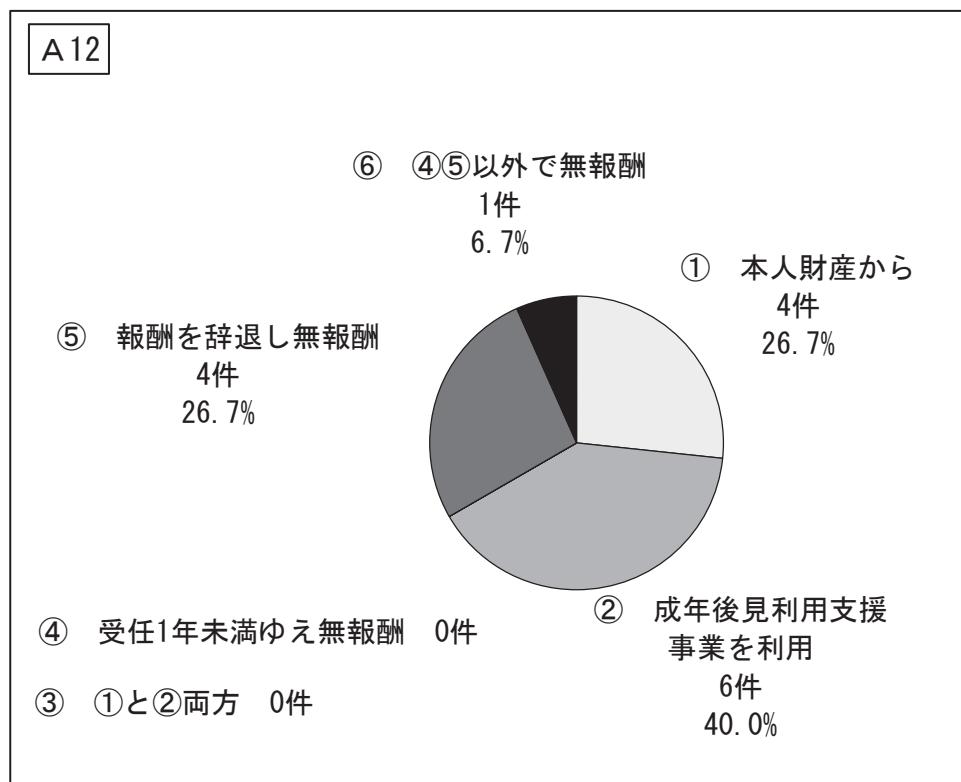
* 「在宅」が「施設」「病院」入所者を上回っている。

Q11 「体制あり」への質問) 現在の受任件数を含めて最大何件まで後見監督を受任することができますか。現在の体制かつ現在受け持っている後見監督事例と同程度の案件を基準に回答してください。



* 法人後見監督の実施体制を整備している3社協における総受任可能件数は合計43件で、受任中件数12件を除く受任可能件数の合計は31件である。

Q12 （「体制あり」への質問）既に終了したケースを含め、これまで受任したケースにおける後見監督報酬の原資と内訳を教えてください。



- (⑥ 「④⑤以外で無報酬」の内訳)
○ 成年後見制度利用支援事業に監督報酬が盛り込まれていない。

Q13 （「体制あり」への質問）受任している後見監督の被後見人等の中で、自らが実施している介護保険等の福祉サービスを利用する件数（利益相反ケース）を教えてください。

A13 0 件

分析・検討

■1 青森県内の40市町村社協の法人後見実施状況（アンケート前半）

(1) 全国的に成年後見等のニーズの増加や専門職後見人等の担い手の不足により法人後見への期待が高まっているが、それに応えるかたちで社協による法人後見が増加している（最高裁判所「成年後見関係事件の概況」参照。平成23年、社協が後見人等に選任された件数は340件であったが、平成29年は1,043件に上る。）。青森県内でも40市町村社協のうち8社協が法人後見の実施体制を整備し、7社協が法人後見の実施体制の構築を検討しており、今後、法人後見の実施体制を整備する社協の数及び社協による法人後見の受任件数は増加していくことが見込まれる。

もっとも、社協による法人後見の選任件数は、全体からみれば多くはない。青森家庭裁判所に対するアンケート結果によれば、平成29年、青森家裁管内において社協が成年後見人等に選任された件数は9件（約2%）に留まる。

(2) 青森県内の社協が法人後見の実施体制を整備した理由または検討している理由として、多くが「判断能力の低下した日常生活自立支援事業利用者を引き継ぎ支援する」ことを挙げる（Q3、Q22）。

また、青森県内の基幹的社会福祉協議会への調査によれば、調査時点における青森県内の日常生活自立支援事業の利用件数（契約数）は578件で、うち336件（58%）は認知症高齢者である。判断能力の低下等の理由で成年後見制度への移行が必要と思われる件数は調査時点で39件存在し、今後、認知症の進行に伴う判断能力の低下により成年後見制度への移行を要するケースが増加していくことが見込まれる。

このような要移行者の増加傾向に対し、調査時点において法人後見を実施している8社協の受任中件数は31件であり（Q5）、受任中事件を除く受任可能件数も22件に留まっている（Q15）。

そうすると、現在の青森県内の社協の法人後見の実施体制は、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行を要する者の受け皿として不十分であり、体制整備が望まれる。

■2 青森県内の40市町村社協の法人後見監督実施状況（アンケート後半）

40市町村社協のうち法人後見監督の実施体制を整備しているのは3社協に留まり（Q1）、調査時点における監督受任中件数は12件と多くはない（Q4）。

上記3社協はいずれも市民後見人の活動を監督支援するために体制整備をしている（Q3、Q7）。市民後見人は身上監護面を中心にその人の生活に寄り添う支援が期待できるとされているが、市民後見人がその特性を活かし後見人等として安心して活動できるようするためには、その活動をバックアップする体制が不可欠である。地域福祉の推進を図ることを目的とする社協には、法人後見監督の体制整備を含め、市民後見人活動のバックアップ体制の整備に積極的に関わることが期待される。

以上

(5) 基幹的社会福祉協議会への調査

ア アンケート概要

目 的	日常生活自立支援事業利用者における成年後見制度活用に関する調査
対 象	青森県内の9基幹的社会福祉協議会
調査時期	平成30年1月26日～2月26日
調査時点	平成30年1月31日
調査方法	郵送・FAXによる送付と回収
依 賴 数	9
回 答 数	9

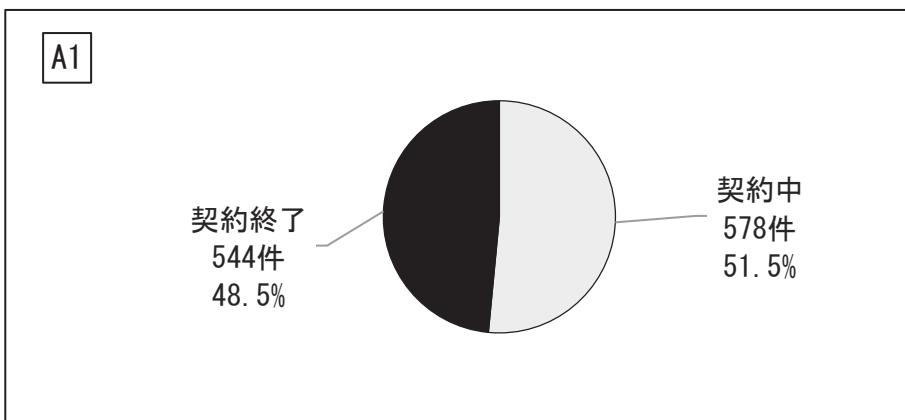
<青森県内の9基幹的社会福祉協議会の内訳>

青森県では、青森県社会福祉協議会が県内9か所の基幹的社会福祉協議会に日常生活自立支援事業を受託実施している。

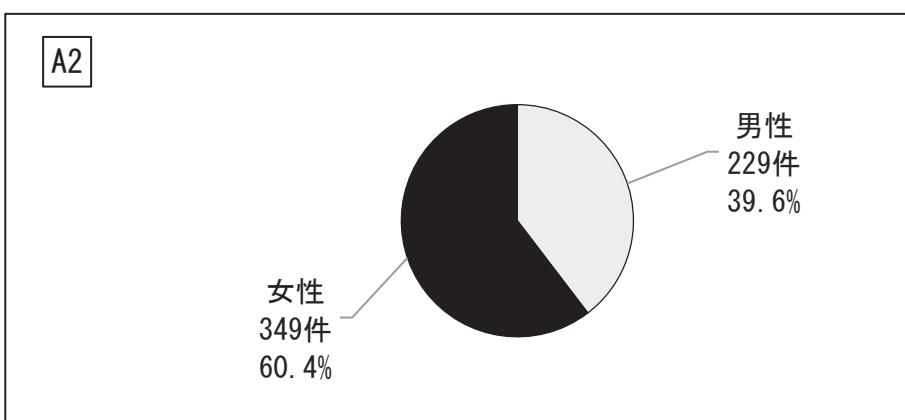
基幹的社協名	管轄市町村	法人後見/法人後見監督実施状況
青森市社会福祉協議会	青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村	
弘前市社会福祉協議会	弘前市、西目屋村、板柳町	
八戸市社会福祉協議会	八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町	法人後見監督
五所川原市社会福祉協議会	五所川原市、中泊町、鶴田町	法人後見
十和田市社会福祉協議会	十和田市、野辺地町、七戸町、東北町	法人後見
三沢市社会福祉協議会	三沢市、六戸町、横浜町、六ヶ所村	
むつ市社会福祉協議会	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村	法人後見監督
つがる市社会福祉協議会	つがる市、鰯ヶ沢町、深浦町	
平川市社会福祉協議会	平川市、黒石市、藤崎町、大鰐町、田舎館村	法人後見 法人後見監督

イ アンケート結果

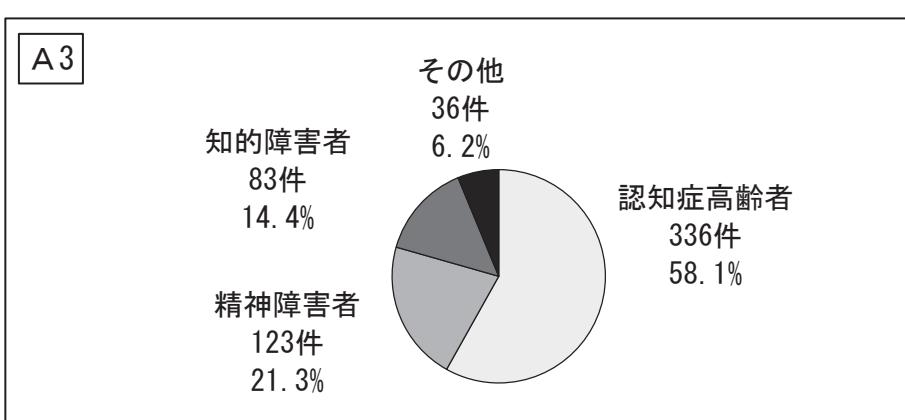
Q1 日常生活自立支援事業の利用件数を教えてください。



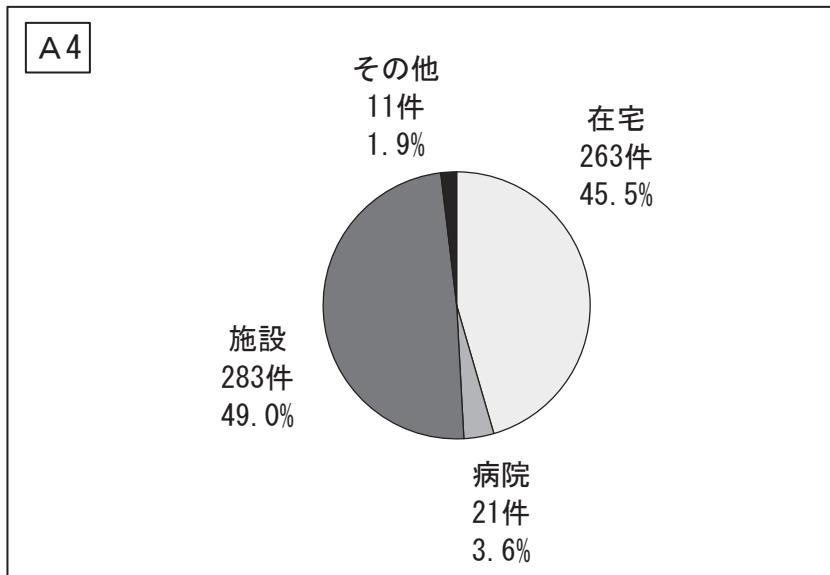
Q2 日常生活自立支援事業の契約中利用者(578 件)の男女比を教えてください。



Q3 日常生活自立支援事業の契約中利用者(578 件)障害等区分を教えてください。



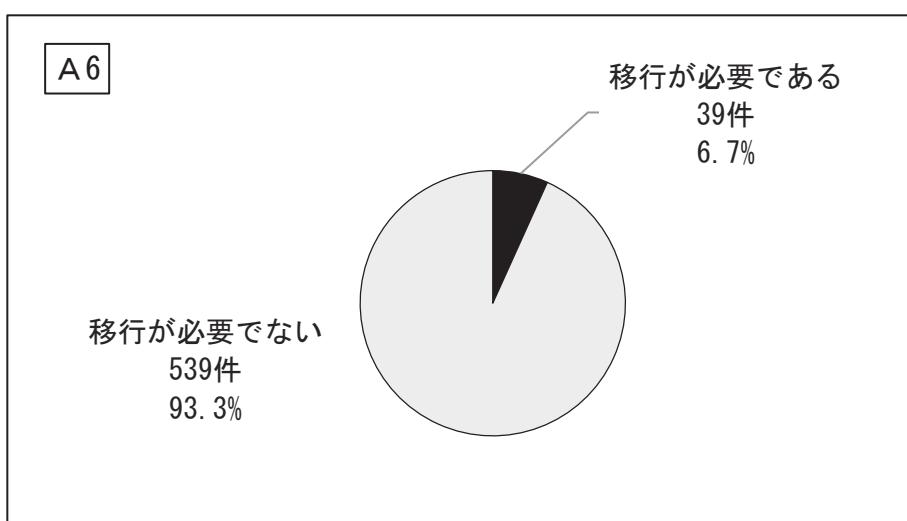
Q4 日常生活自立支援事業の契約中利用者(578 件)の居住形態を教えてください。



Q5 過去の日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行件数を教えてください。

A5 51 件

Q6 現在契約中の日常生活自立支援事業の契約中利用者(578 件)のうち、現時点で成年後見制度へ移行が必要と思われる件数を教えてください。



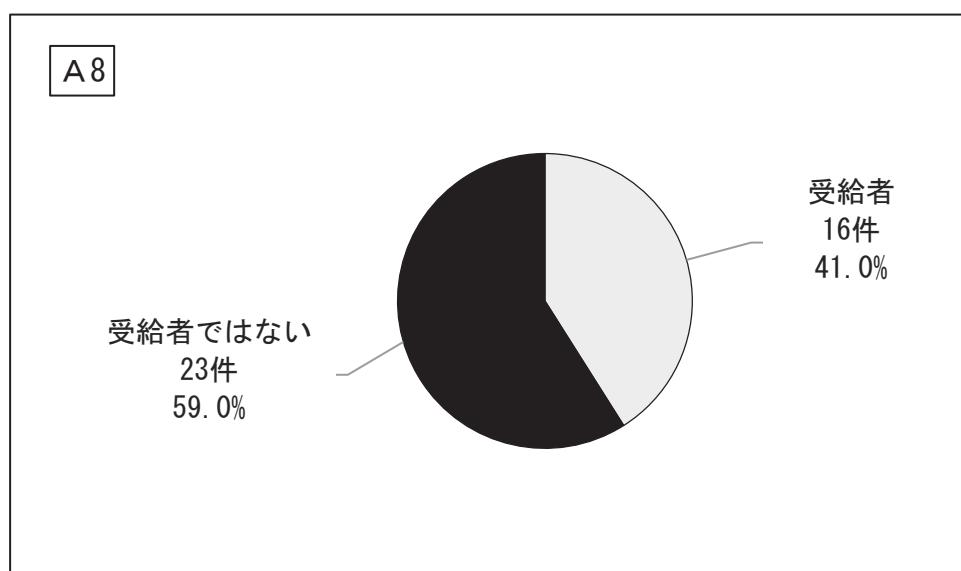
Q7 成年後見制度へ移行が必要と思われる理由は何ですか。

A7	
理 由	件数
判断能力の低下が進んできている	8
高額な預貯金等の財産があり社協が責任を負える範囲にない	1
親族等による財産侵害・経済的虐待への対処	0
借金・悪徳訪問販売への対処	0
その他	1

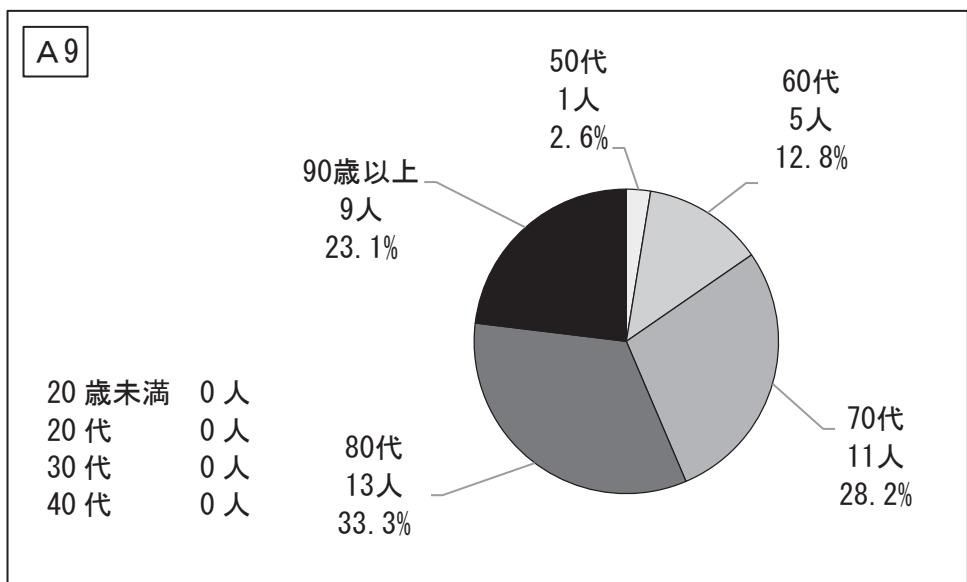
(その他の内訳)

- 代理権を得て不動産の処分をする必要がある事例で、日常生活自立支援事業では対応できない事案であった。

Q8 要移行者の生活保護受給の有無を教えてください。

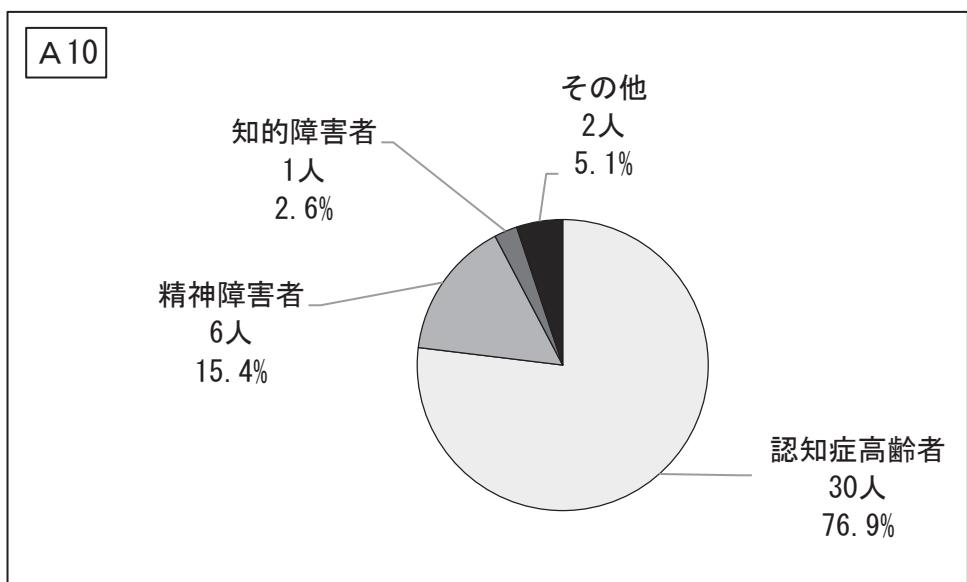


Q9 要移行者の年齢層を教えてください。



* 20歳未満から40代までの年齢層は、0人であった。要移行者の大半を高齢者が占める結果となっている。

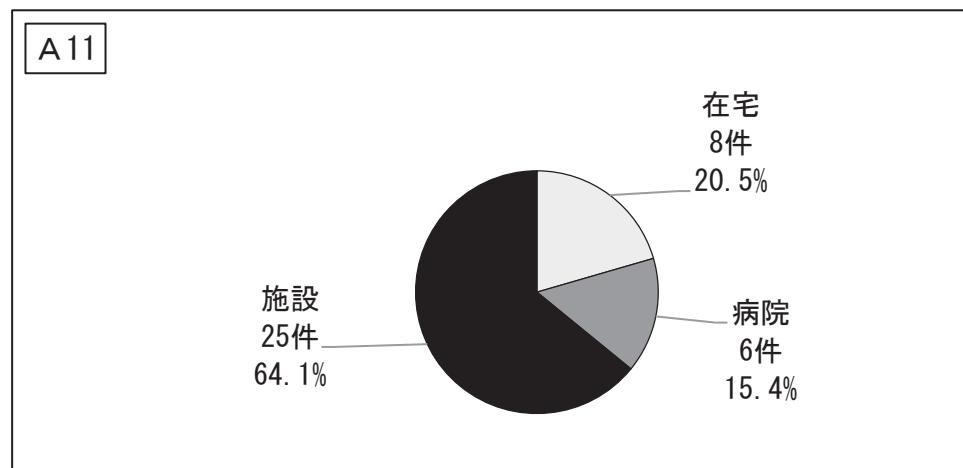
Q10 要移行者の障害等区分を教えてください。



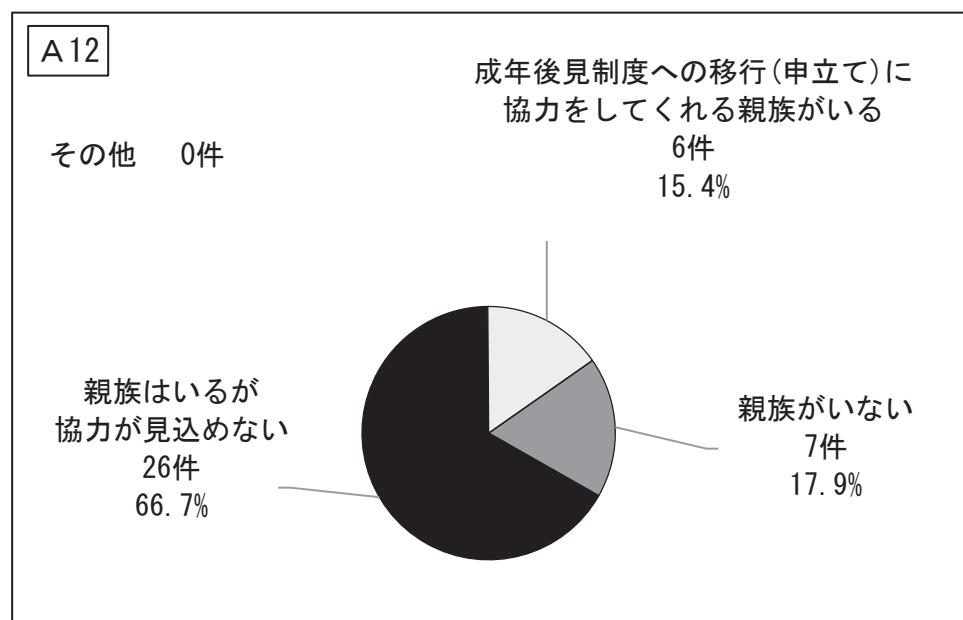
(その他の内訳)

○ 脳卒中後遺症、痙性四肢麻痺

Q11 要移行者の居住形態を教えてください。



Q12 要移行者について、親族の有無、成年後見等への協力の有無を教えてください。



* 親族の協力が見込めない又は親族がいない方が 33 名(約 85%) に上り、これらの方は、成年後見制度を利用するため市町村長申立てをする必要がある。

分析・検討

- 日常生活自立支援事業利用者のうち成年後見制度への移行が必要な利用者の76.9%は、認知高齢者であり（Q10）、加齢による認知機能の低下が成年後見制度への移行の要因となっている。

今後、急速な高齢化の進行により、さらに成年後見制度へ移行する利用者が増加するものと推測される。

- 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行を要する利用者の41.0%は、生活保護受給者であり（Q8）、成年後見制度利用の際の財政的な支援が必要と考えられる。

また、親族の協力が見込めない又は親族がいない方は、約85%に上ることから（Q12）、成年後見制度の利用には市町村長申立てをする必要があり、行政との連携が求められる。

- 成年後見制度への移行の際は、利用者の状況を把握している日常生活自立支援事業実施主体である社協が成年後見人に就任し、継続的に当該利用者と関わることが望ましいと思われる。

しかし、法人後見を実施している社協は8か所（五所川原市、十和田市、平川市、鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町、七戸町）にとどまっており、実施体制のさらなる拡充が期待される。

以上

(6) 専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）への調査

ア アンケート概要

目的 県内における専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）による成年後見事件の受任状況の把握

調査時期 平成 30 年 1 月 26 日～2 月 22 日

調査時点 平成 30 年 1 月 31 日

調査方法 司法書士会及び社会福祉士会
各会を介した FAX 又は郵送による送付と回収
弁護士
FAX 又は郵送による送付と回収

回収結果

	回答 した者 (人)	後見人 名簿 登録者 (人)	回収率 (%)	会員 (人)
司法書士	12	18	66.7	129
社会福祉士	36	141	25.5	615
弁護士	59	82	72.0	115
合計	107	241	44.4	-----

イ アンケート結果

Q1 あなたは、平成30年1月1日現在、成年後見人に選任されていますか。選任されている場合には、受任件数についても教えてください。

A1	選任されて いる (人)	受任件数 (件)	受任者一人 当たりの 件数	選任されて いない
司法書士	7	42	6.0	5
社会福祉士	32	148	4.6	4
弁護士	54	239	4.4	5
合計	93	429	----	14

Q2 あなたは、最大何件まで成年後見人等を受任することが可能と考えていますか。現在あなたが受け持っている成年後見等事件と同程度の案件を基準に回答してください。

A2	最大受任可能な件数		現在の受任件数	
	小計	一人当たり の件数	小計	一人当たり の件数
司法書士	63	5.3	42	6.0
社会福祉士	197	5.5	148	4.6
弁護士	376	6.4	239	4.4
合計	636	----	429	----

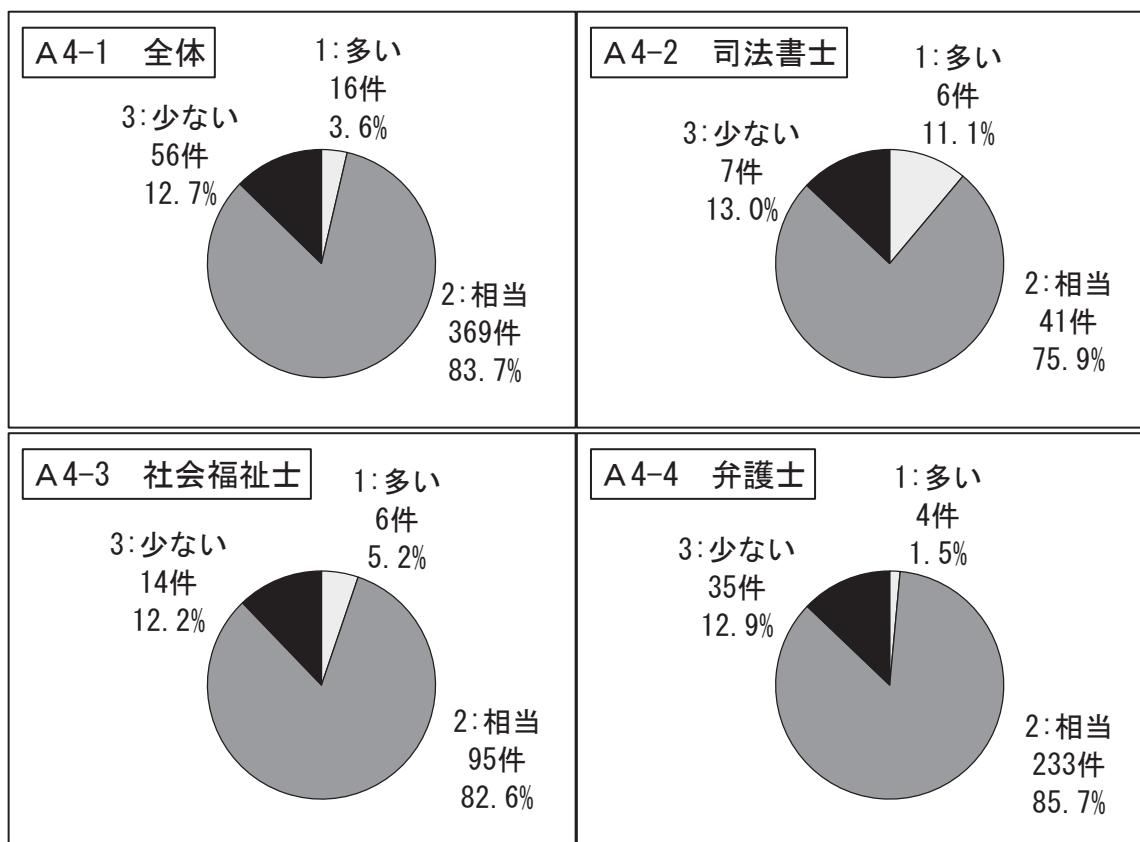
Q3 あなたは、現時点において、以下の地域に居住する成年被後見人等の案件を受任することが可能ですか（複数回答可）。

A3-1	受任可能な専門職（人）				人口 (人)	比率
	司法書士	社会福祉士	弁護士	合計		
青森市	2	10	18	30	287,648	0.10
平内町	1	0	12	13	11,142	1.17
今別町	0	0	9	9	2,756	3.27
蓬田村	1	0	10	11	2,896	3.80
外ヶ浜町	1	0	9	10	6,198	1.61
むつ市	1	1	3	5	58,493	0.09
大間町	0	0	3	3	5,227	0.57
東通村	1	0	3	4	6,607	0.61
風間浦村	0	1	3	4	1,976	2.02
佐井村	0	0	3	3	2,148	1.40
野辺地町	1	1	12	14	13,524	1.04
七戸町	0	3	9	12	15,709	0.76
横浜町	1	0	8	9	4,535	1.98
東北町	0	2	12	14	17,955	0.78
六ヶ所村	0	0	9	9	10,536	0.85

- 各市町村の人口は、2016年（平成28年）10月10日時点のデータ。
- 青森県全体の人口は1,308,265人。
- 比率=人口1,000人当たりの受任可能な専門職の人数（他地域の専門職を含む）

A3-2	受任可能な専門職（人）				人口 (人)	比率
	司法書士	社会福祉士	弁護士	合計		
弘前市	3	8	11	22	177,411	0.12
黒石市	2	4	11	17	34,284	0.50
平川市	2	4	9	15	32,106	0.47
西目屋村	2	3	7	12	1,415	8.48
藤崎町	3	5	9	17	15,179	1.12
大鰐町	2	3	7	12	9,676	1.24
田舎館村	2	3	10	15	7,783	1.93
五所川原市	0	8	9	17	55,181	0.31
板柳町	0	7	9	16	13,935	1.15
鶴田町	0	8	9	17	13,392	1.27
中泊町	0	5	5	10	11,187	0.89
つがる市	0	6	5	11	33,316	0.33
鰺ヶ沢町	0	2	6	8	10,126	0.79
深浦町	0	3	6	9	8,429	1.07
八戸市	3	5	22	30	231,257	0.13
三戸町	1	1	15	17	10,135	1.68
田子町	0	1	15	16	5,554	2.88
南部町	2	1	17	20	18,312	1.09
階上町	2	1	17	20	14,025	1.43
十和田市	0	4	18	22	63,429	0.35
三沢市	0	4	18	22	40,196	0.55
六戸町	0	4	21	25	10,423	2.40
おいらせ町	2	4	21	27	24,222	1.11
五戸町	3	3	20	26	17,433	1.49
新郷村	1	2	16	19	2,509	7.57

Q4 あなたは、過去（平成28年度以前も含みます）又は現在、成年後見人等に選任された事件で、後見報酬額についてどのように感じましたか。複数の成年後見人等に選任されていた場合は、該当する番号に事件数をご記入ください。なお、「3：少ない」に該当する場合には、その理由についてもご教示ください。



A4-5 「少ない」と感じた理由

(司法書士)

- 財産管理のみ分掌の事件については相当額の報酬が付与されているが、
　身上監護も含めた事件については、身上監護面での労力がきちんと報酬額
　に反映されていないように感じる。

(社会福祉士)

- 生活保護、精神障害の方など、頻繁に支援が必要であるのに、それに見
　合った報酬は望めない。財産額だけでなく、身上監護の部分でも評価して
　ほしい。
- これまで私自身が受け取った報酬額については、はじめから凡そその金額
　は想定でき、特に少ないと感じたことはありません。しかし、弁護士との

複数後見を経験して、思うところはあります。報酬額は、仕事の内容・実績よりは、弁護士あるいは社会福祉士という身分・資格で決められているようです。ある程度は許容できるとしても、少々極端に感じます。①弁護士との複数後見（任務分掌あり）のケース。報酬額は弁護士の半額にも満たないものでした。報告期間中は数度の緊急対応、関係機関等との調整等、決して安定したものではありませんでした。身上監護についての評価が非常に低くなされたようで残念です。②弁護士との複数後見（任務分掌なし）のケース。金銭管理、身上監護は全て社会福祉士が担い、都度、弁護士に報告。これまで弁護士が実際に後見活動で「動いた」ことはなく、特にアドバイスを受けたこともありません。裁判所の指示で、定期報告・報酬付与の申立ての際は弁護士に書類を送付、弁護士自身の申立てと一緒に裁判所へ提出して頂いておりますが、報酬額は同額。これでは、弁護士は後見監督人。と思ってしまいます。

(弁護士)

- 身上監護で手間がかかってあまり評価されないように感じる。
- 債務整理をともなったが、扶助事件の債務整理の報酬と比較しても高額といえないため。
- 親族申立てで成年後見人に就任したが、本人は資力がなく、かつ市の成年後見制度利用支援事業が首長申立に限定されていたため利用できなかった。破産申立、面会その他の業務を全て無報酬に近い形で行わざるを得なかつた。
- 交通事故の損害賠償請求を行う必要のあった事案。保険会社提示額を5000万円アップさせて和解したが、一般的な弁護士報酬と比べ1/3以下の報酬だった。
- 被後見人が外国人であったケースで、困難さが報酬に反映されなかつた。
- 被後見人の死亡にあたり、相続人の協力が得られなかつたため、葬儀、埋葬を除く殆どの死後処理をせざるを得なかつたが、その点が全く考慮されなかつた。
- 裁判所に依頼され、財産調査を命じられやつと終わつたと思ったところで亡くなられ、死亡時の処理までした案件で基礎報酬しか認められなかつた。

Q5 あなたは、これまでに、後見開始の審判、保佐開始の審判及び補助開始の審判の申立て（以下「後見開始の審判等申立て」といいます。）に関与した際に、支障が生じたり、不便に感じたりしたこと（以下「支障等」といいます。）はありましたか。「1」に該当する場合、具体的にどのような支障等が生じたか、ご教示ください。

A5-1		
(単位：人)	1：ある	2：ない
司法書士	2	6
社会福祉士	2	30
弁護士	17	38
合計	21	74

A5-2 「支障等」の具体的な内容

(司法書士)

- 申立てを考慮している段階で、地域的に候補者が偏在していた。

(社会福祉士)

- 申立てをする親族がいなく、また市町村長申立てでも行政によって消極的な地域がある。

(弁護士)

- 申立人候補者がいない。かつ市町村長申立てに消極的な自治体がいまだにある。

- 親族がいるのに、報酬助成の対象とするためにあえて市町村長申立ての形をとる必要があった。

- 特に市町村長申立ての際に、担当者、地域ごとの経験値、スキルの違いがあり、申立てが遅延する場合があるため、サポートを積極的に行う必要性があると感じる。

- 親族間の争いに巻き込まれる、親族から敵対心をいだかれる等。

- 診断書取得のための受診について、本人や親族の拒否、資力不足等によりスムーズに行かなかった。

- 申立人から、申立代理人だけでなく成年後見人にも就任して欲しいと言われることが通常である。事情をよく知っていて信頼している申立代理人にそのまま後見人になってもらった方が安心だと理由である。もっとも結果的には別の後見人が選任されることが多い。支障といえば支障である。

Q6 あなたは、これまでに、成年後見人等の就任を打診された際、就任に至らなかつたことがありますか。

A6		
(単位：人)	1：ある	2：ない
司法書士	5	3
社会福祉士	14	22
弁護士	7	50
合計	26	75

Q7 (Q6で1に該当した方にうかがいます。)

就任に至らなかつた理由は何ですか（複数回答可。同一の理由で就任に至らなかつたことが複数ある場合、その数も付記してください。）。

A7						
(単位：件数)	既に成年後見人等に就任しており、これ以上引き受けられない	報酬が見込めない	成年後見人等になった	経験がない	自分では対応困難な事例である	会社・施設の都合上、受任件数の制限がある
司法書士	14	0	0	0	0	0
社会福祉士	11	2	1	2	4	
弁護士	6	0	0	0	0	0
合計	31	2	1	2	4	

(その他の理由)

(司法書士)

- 利益相反。

(社会福祉士)

- 年次有給休暇を使っての活動のため。

- 社福士会から成年後見受講者及び名簿登録者への呼びかけによるものだったが（1件）、会による就任後のフォローワーク体制の有無・内容が不

明だった為（現時点でも同様）。

- 受任件数に制限はないが、業務に支障があると判断したため。

（弁護士）

- 利益相反。

- 確定前に亡くなつた。

Q8 あなたは、市町村が、成年後見人等への報酬を助成する要件は、どのようなものがよいと考えますか。

A8				
要 件	司法 書士 (人)	社会 福祉士 (人)	弁護士 (人)	合計 (人)
市町村長が後見開始の審判等申立てをした場合、生活保護受給者及びこれに準じる者に対し助成する	1	2	0	3
市町村長が後見開始の審判等申立てをした場合に限らず、生活保護受給者及びこれに準じる者に対し助成する	1	2	10	13
市町村長が後見開始の審判等申立てをした場合に限らず、生活保護受給者及びこれに準じる者でなくとも収入及び資産が一定の基準以下であれば助成する	9	30	45	84
その他	0	1	2	3

（その他）

（社会福祉士）

- （助成の対象を）市町村長申立てにこだわっている意味がわかりません。中には、予算措置をしたくないがために、超高齢の家族に申し立てを押し付けていた例もありました。他県では、利用支援事業に該当しないため、再度、市町村長申立てをして、時間と手間と費用のロスになったところもありました。

Q9 あなたは、市町村が成年後見人等への報酬を助成する場合、助成額はどの額が相当であると考えますか。

A9 要 件	司法書士 (人)	社会福祉士 (人)	弁護士 (人)	合計 (人)
家庭裁判所が審判により付与した額と同じ額とするが、以下の上限を設ける。 ・本人が施設に入所している場合 月額 18,000 円 ・本人が在宅で生活している場合 月額 28,000 円	6	14	15	35
家庭裁判所が審判により付与した額と同じ額とし、上限を設けない。	4	20	37	61
その他	0	1	3	4

(その他の要件)

(司法書士)

- 市町村が助成するのであれば、報酬が通常より低廉であっても、対象範囲が広いのであれば、それでよいと思う。

(社会福祉士)

- 審判により付与した額のうち、本人の財産から支出できる額を差し引いた額。上限を設けてもよい。在宅の範囲をどのように考えるかである。が、有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅は、制度上は住宅の扱いになると思いますが、市町村の助成の際は入所と判断されます。入所と住宅の間の設定についても検討が必要だと思います。

(弁護士)

- 裁判所も月額 18,000 円～28,000 円で判断していると思われる。

Q10 あなたは、専門職、市民後見人など、成年後見人等の担い手が不足していると考えますか。

A10		
(単位：人)	1:不足していない	2:不足している
司法書士	4	7
社会福祉士	4	29
弁護士	17	36
合計	25	72

Q11 (Q10で「2」に該当した方にうかがいます。) 担い手の不足をどのようにして解決すればよいと考えますか。

A11

(司法書士)

- 弁護士会、司法書士会、福祉士会などの組織が担い手を育成すべき。
- 市民後見人の育成→フォローアップ研修の実施→なった方が相談できる又は、なった方にアドバイスできる仕組みを作る。
- 後見業務を行う専門職を増やすことや市民後見人を養成することは必要だが、抜本的な解決にはならない。中核機関を設置し、親族後見人が適正に後見業務を行うことを支援する仕組みを作らないとならない。専門職後見人は身寄りがないとか、法律問題がある場合に、そこを解決する期間後見業務をすればよい。親族後見人にリレーあるいは複数後見人として。
- 後見人はケースによっては非常に重責を負ったり、各種の判断を求められたりすることがある。ボランティア的に任せせるものではない。国がそれなりの手当てをして、質の高い後見人を育成すべき。

(社会福祉士)

- 市民後見が増えるといいと思いながらも、フォローアップが絶対必要なので、専門職がバックアップ体制できるようになればいいと思います。
- 主な仕事を持つての後見活動は限度があると思います。退職後の有資格者（社会福祉士等）に働きかける。
- 市民後見人が活躍できる仕組みづくり。専門職と市民後見人のすみ分けが必要。困難ケース、借金、相続など難しいケースは専門職にやってもらい、ある程度落ち着いたケースは市民後見人ができる流れをつくる。途中で落ち着いたケースも市民後見人に渡していく流れが必要。申立段階で、

本人に合った候補者をマッチングできるかが重要。

- 各専門職団体連携による成年後見人等の運営体制があればいいと思う。
また、運営窓口は、例えば自治体毎に一箇所に集約すればいいのではないか。運営資金の一部は、市町村から、成年後見人等への報酬も含めた助成金を充てる等。
- 法人後見できる社協や社会福祉法人が必要だと思います。市民後見の場合でも、監督人を確保が課題と考えます。
- 就業している専門職が受任しやすいよう、就業先の理解を得られるような環境づくりが必要。

(弁護士)

- 報酬額の水準を上げる。報酬の助成額を上げる。
- 様々検討すべきだが、最も有力なのは法人後見の活用かと思われる。
- 身上監護を担う市民後見人の育成。
- 報酬助成対象拡大による専門職後見人の受け皿の増加・法人後見（広域対象）の実施団体の確保○市民後見（広域対象）の担い手の確保・パートナー所属の社会福祉士の兼業を柔軟に認める（団体に所属する社会福祉士の場合、受任制限がされることが多いため。）。
- 市民後見人の育成も重要と思われる一方、一個人に様々な問題が生じた場合の対応を委ねることは困難なケースも多々あると思われるためノウハウを蓄積し、代替要因の補充も可能な法人後見によって解決していく方がよいように思います。
- 市民後見人を増やしたうえで、専門職が複数の市民後見人の後見監督人になる。
- 現状はほとんど専門職のみで受け皿だが、本来は専門職の対応を必ずしも要しない事案も、他の受け皿がないため専門職が受けざるを得ない状況。市民後見、法人後見の活用場面を拡大し、身上監護がメインとなるような事案はどんどんそちらに回して行くべきだと思う。

* 体制については、各職域の連携した機関の設立を求める意見が多い。

受け手については、市民後見、法人後見の必要性をいう意見が多い。

また、社会福祉士については、後見業務が通常の勤務先における業務と必ずしも一致しないケースがあることから、社会福祉士が就任しやすくするため、社会福祉士会によるバックアップの充実を求める声があった。

以上

Q12 あなたは、成年後見制度の利用促進に向けて、どのような取り組みが必要だと考えますか。

A12

(司法書士)

- 家裁へ提出する後見事務報告書等の簡素化に務めてほしい。
- 依頼文にもあるとおり、市町村長申立て、公益の代表者としての検察官の申立てを促進すべきであると考える。
- 法律専門職のみならず、福祉にかかわる全ての団体とネットワークを構築し、親族後見人を支援しながら、当然のように後見制度が使われるよう、一般市民を啓蒙することが必要だと思う。また、市町村も助成制度を拡充することも必要だ。
- 市民後見人バックアップ体制の充実・後見報酬の助成の拡充・本人と親族（特に同居）の財産区別について、その必要性を理解することができない、あるいは理解できても不満を感じる親族が少なからず存在し、それが後見利用の伸び悩みの一因になっていると思われる。それへの対策も必要ではないか。

(社会福祉士)

- 法人後見による市民後見の活用等が現実的かと思います。
- 行政の理解と予算措置。生活保護世帯については成年後見報酬費や日常生活自立支援事業費が生保の中でみてもらえるようにしてほしい。
- いろいろな関係者から聞くと、成年後見人に対する不満が多い。【施設、病人など】土日、夜間など緊急時だと連絡がとれない。面会にこない。事務員しかこない。弁護士など担当の後見人に会えない。【葬儀関係】亡くなった後だれと連絡をとればいいのか。やれないと言われ困る。【家族】後見人の方と話がきちんとできないこと。など様々なことが聞かれるので、このようなことがないように後見人自身がきちんとやることによって、地域で信頼を得ていかなければならない。結局、財産管理の分野ばかりで身上監護の部分での不満が多いと思います。
- わかりやすいパンフレットの作成。裁判所となると行きにくいので市町村に窓口を設けそこで手続きできるようにする。
- 各専門職団体連携による成年後見人等の運営体制を自治体毎に集約し、窓口をワンストップ化させ、運営資金については、各自治体から成年後見人等への報酬も含む助成と、被後見人等からの報酬や寄付金等、成年後見制度周知や、後見人等のスキルアップのための研修等の収入などを充てる

のはどうか。市民後見人については、今後、継続有無も含め再検討の必要を感じる。

- 成年後見制度を知らない方もいるので、住民への周知等も含め関係行政での相談窓口や担当職員の充実が必要と思います。都市部に設置されている、市町村広域の成年後見センター等の設立の検討も必要ではないか。
- 経済的負担が困難な方に対する制度利用のための費用の援助と資力によらず、誰でも必要とする人が利用できる仕組が必要と思います。
- 専門職でも受任することに不安を持っている方が多く、個別に相談できる体制を整えていくことも必要だと思う。
- ①法律団体、福祉団体などにおける相談窓口の強化、②福祉、医療、介護関係者への制度の周知、③特に家庭に出入りする業務を行う。例えばヘルパー、ケアマネ、民生委員、各種相談員などに対する制度の周知、④行政職員への研修。
- 利用促進を妨げる意見として、家族にすると家族の誰も関与したくはないが他人の後見人が報酬として、金銭を持っていくのはどうなのか等の快く思っていない声を聞くことがしばしばある。報酬を一旦家庭裁判所等公的機関に納め、そこから、後見人等に報酬が入る仕組みをつくればどうか。被後見人の法定相続人等への制度に対する理解が足りないと思われる。行政でも制度の理解が進んでいないため、市町村申立が進んでいない。地域での温度差がありすぎる。

(弁護士)

- 申立費用、報酬の助成の充実（専門職に限らず）。
- 市民に対し、成年後見制度について、メリット、デメリットを含め、十分な理解をしてもらうための活動。成年後見制度そのものについて、より利用しやすくするための法改正に向けた活動。
- 日本も批准した障害者権利条約の第12条では、「代行的的意思決定」を廃止するよう締約国に求めている。したがって、「代行的的意思決定」である成年後見制度は速やかに廃止されるべき過渡的制度にすぎず、利用促進などとんでもないと言わねばならない。障害者権利条約における「意思決定支援」は、代行的的意思決定の廃止というパラダイム転換を伴うものであり、近時、あたかもこれを伴わない意思決定支援を伴う形での成年後見の如きぬえ的制度の利用を説く者が見られるが、謬見である。精神病患者本人らで構成する「全国「精神病」者集団」は、2015年8月「成年後見制度利用促進法案に反対する声明」を出し、国連の水準を見習い廃止すべきと表

明している。パターナリズムを廃し、当事者の意思決定を支援するという観点からは、制度の廃止こそが喫緊の課題である。民主主義の多数決ルールから排除された少数者少数派というべき弁識能力の衰えた本人の人権を擁護しようとする弁護士、弁護士会として進めるべきは、成年後見制度の利用促進ではなく、制度の廃止である。

- 投入される税金を増やすしかない。きちんと報酬が出るようになれば、供給も応じて増えると思う。
- ①市町村による地域福祉計画への位置付け、②住民向けに成年後見に関する内容の周知（研修会開催等）、③市町村による成年後見利用支援事業の予算化、④成年後見サポートセンターの設置（委託でも可）、⑤市町村による市民後見人の養成・フォローアップ、⑥社協で実施している日常生活自立支援事業に、養成された市民後見人を生活支援員として活用。
- まずは県内を複数ブロックに分けて、弁護士会、社会福祉士会、リーガルサポートから委員を派遣して協議会の前身となる連絡会を立ち上げて地域の課題や情報を共有する場をつくる。
- まず、利用促進の関係者が、本テーマについて協議する場の設置及びワーキングチームによる論点の掘り下げが必要。今回のアンケートをきっかけに青森県内・東北全体で、利用促進の流れが出来ていくことを願っています。他方で、単に数を増やすだけではなく、意思決定支援にも十分に配慮できる後見人の担い手の育成が利用促進の核心と考えます。
- 報告書についての定型化と簡略化及び成年後見を利用した場合にこれまでと具体的にどのような生活上の点が変わるかといったことに対する広報。
- ①自治体や国の支援拡充（費用面）、②市民後見、法人後見への支援拡充、③自治体、弁護士専門職、医療、福祉施設等の関係者のネットワーク化を具体化する。
- 申立代理人の報酬を本人の資産から支出できるのを原則とした方がよい。本人保護の側面もある一方で、申立人が代理人報酬を用意できずに申立てを躊躇しているケースもあると思われる。
- 申立代理人への報酬を本人の財産から支出できるようにしてほしい。そうでないと申立人の負担が大きく、申立てが増加しないと思う。被後見人には資産があるが、申立人には資産がない場合も少なからずあり、特にそのような場合は必要性が高い。
- 成年後見のやる気はあっても、一定の負担のかかるものなので、ある程

度の報酬を公的負担で出す制度が必要。

○ 後見制度や手続の理解が福祉の現場ではまだ得られていないから、その周知から始めて行くべき。また、福祉・行政・親族・後見人候補者をつなぐシステムが整備されれば申立から後見業務まである。ムーズに移行できると思う。受け皿の拡大も必要だが、まずは申立支援のための関係者の連携支援をもっと実現していきたい。

* 後見制度をより市民に知ってもらうための入口として、広報の充実、役場等への相談窓口の設置や相談会の実施をすべきとの意見があった。

申立段階については、市町村長申立てや検察官申立ての推進、申立費用の本人財産からの支出を求める意見があった。

就任後のサポートについては、各資格間の協力体制や連絡会の設立、研修の実施が必要との意見があった。

るべき後見を実現するための方法として、法人後見や市民後見を推進して身上監護の担い手を増やす、といった意見があった。また、そもそも現在の後見制度のあり方が本来あるべき意思決定支援とは異なっているとの意見もあった。

以上

分析・検討

■1 成年後見人等の受任の状況・今後の受任可能件数等について

(1) 選任の現状について

社会福祉士・弁護士とともに回答者の約9割が成年後見人に選任されている一方、司法書士では回答者の6割程度しか選任されていない。

しかし、司法書士の1人あたりの件数は6件であり、弁護士の4.6件、社会福祉士の4.4件と比較して、多くなっている。

(2) 最大受任可能な件数について

最大何件まで成年後見人等を受任できるかという質問に対しては、司法書士は1人あたり5.3件、社会福祉士は1人あたり5.6件、弁護士は1人あたり6.4件という回答であった。

社会福祉士は現状に加え約1件、弁護士は約2件の後見等事件を受任できる余力があるものの、司法書士はすでにキャパシティーを超えていている。したがって、現在後見人名簿に登録している専門職による受任増は望めない。

(3) 県内地域別の受任可能人数について

青森県内の地域別に今後受任可能と答えた専門職の人数を集計した結果では、多地域に比べて、むつ市及び下北郡を担当可能と答えた専門職は明らかに少なかった。

これは、むつ下北地域では降雪により移動に時間がかかるという冬期の交通事情があり、多地域からの担当が困難なためだと推察される。

■2 成年後見人等の報酬について

おおむね妥当な額との意見が多かった。

但し、ケースによっては業務内容が報酬額に正当に評価されていないとの意見が複数あった。この意見は、身上監護担当の後見人に選任される社会福祉士に見られる。また、財産管理を担当する弁護士との間で報酬の格差があるという意見もあった。

身上監護についてそのような意見が出される理由は、身上監護と一口にいっても実際の業務の内容がケースによってまちまちであり、裁判所にとって身上監護の困難さに対する評価が難しいためではないかと思われる。また、本人が財産に乏しい場合には成年後見人等の報酬を多くすることは困難であるため、後見人として実際にかかる手間と報酬額を対応させることが難しいケースもあると思われる。

■3 後見開始等審判の申立てについて

後見開始等審判の申立てについて支障を感じたことがあるかとの質問に対しては、支障を感じたケースが21件、支障がなかったケースが74件であった。

全体的に問題なく申立てができるケースの方が多いが、それでも2割を超えるケースで申立てへの障害が認識されている。また、弁護士は、他の専門職に比べ、申立時に困難を感じるケースが多いようである。

その理由としては、弁護士が職務の性質上、法的問題を内在するなど困難な案件の依頼を受けることが多いためと思われる。アンケートでは、市町村長申立てや申立てに非協力的な親族という問題や、診断書の準備に手間取る場合、また市町村の担当者に対するフォローの必要性等の問題等が寄せられた。

■4 成年後見人等への就任について

これまで成年後見人等の就任を打診された際に就任に至らなかつたことがあるかとの質問には、約2割を越える専門職が就任に至らなかつたことがあると回答している。

その理由としては、各専門職とも、既に手一杯であるためとの理由が最も多い。

社会福祉士は、特に勤務されている方の場合、本業と別に受任をしているケースがあり、多数の案件を受けられない場合もあるようである。

司法書士と弁護士については、業務の性質上、利益相反のために就任できないケースが一定件数存在する。

■5 市町村の成年後見人等への報酬の助成について

(1) 市町村助成の要件について

市町村の成年後見人等への報酬助成の要件については、「市町村長が後見開始の審判等申立てをした場合に限らず、生活保護受給者及びこれに準じる者でなくとも収入及び資産が一定の基準以下であれば助成する」ことを妥当とする意見が8割以上を占めた。

(2) 市町村助成の金額について

「家庭裁判所が審判により付与した額と同じ額とし上限を設けない」との回答が各専門職ともに最も多かった。特に弁護士ではこのような意見が強い。

他方で、「市町村が助成する場合、報酬が通常より低廉であっても、対象範囲が広いのであれば、それでよいと思う。」との意見も見られる。

■6 成年後見人等の担い手について

(1) 成年後見人等の担い手の不足について

「成年後見人等の担い手が不足していると考えるか」との質問に対して、不足していないが25名、不足しているが71名という回答であった。

この回答では各専門職間で差異があり、社会福祉士の約9割が「不足している」という回答である一方、司法書士・弁護士では「不足している」という回答は6割程度であった。

のことから、主に財産管理を担当している弁護士・司法書士に比べ、主に身上監護を担当している社会福祉士のほうが、受け手不足を強く感じていることがわかる。

(2) 担い手不足の解決方法について

各資格者に共通して、市民後見人の育成、活用を求める意見が多かった。ただし、市民後見人に対し専門職によるバックアップが不可欠であるとの指摘もあった。

これらの意見は、専門職は問題解決に集中し、解決後は市民後見人が身上監護を担う「リレー方式」や、市民後見人と専門職とがともに後見人に選任される「複数選任方式」の利用を念頭に置いたものと思われる。

また、法人後見や各職域が連携した中核機関の設立を求める意見も見られた。その他、社会福祉士特有の事情として、後見業務が通常の勤務先における業務と必ずしも一致しないことから、社会福祉士が就任しやすくなるため、社会福祉士会によるバックアップの充実を求める声があった。

■7 成年後見等の制度の利用促進について

成年後見制度等の市民への認知を高める必要性が多く指摘された。その方法として、広報の充実、役場等への相談窓口の設置や相談会の実施をすべきとの意見があった。

また、申立人の負担を軽減することにより利用を促進すべきとの意見も多く寄せられた。具体的には、市町村長申立てや検察官申立ての推進、申立費用の本人財産からの支出を認めることなどが挙げられた。

専門職による後見人等就任後のサポートについては、各資格間の協力体制や連絡会の設立、研修の実施が必要との意見があった。

その他、そもそも現在の後見制度のあり方が本来あるべき意思決定支援とは異なる、との意見もあった。

以上